

久喜市の環境

平成29年版（No.30）
(平成28年度報告)



夏休みこども自然観察会（加須市種足ふれあいの森公園）



は　じ　め　に



近年、世界各地で今までになかったような猛暑や集中豪雨、台風の大型化などの異常気象が多く見られるようになり、人びとの生活への影響が日々伝えられております。

このような中、世界全体で「脱炭素社会の現実」に向けて、2020年以降の地球温暖化対策を定めたパリ協定を2016年に発効しました。その後、平成29年6月にアメリカが離脱を表明しましたが、同年11月にCOP23が開催され、今後パリ協定運用のためのルール作りを加速させることで合意しました。

さらに、わが国では、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減、2050年度までに80%削減する目標を掲げました。

このように、世界全体で地球温暖化対策について意識が高まる中、本市では、平成25年3月地方公共団体実行計画区域施策編を内包した「久喜市環境基本計画」を策定し、中間年度である平成29年度に見直しの作業を行っております。

また、平成29年3月に策定した「第2次久喜市環境保全率先実行計画」では、市の事務・事業により排出される温室効果ガス総排出量を平成34年度までに平成25年度比10.38パーセント削減する目標を掲げ、削減に向けた具体的な取組みを定めております。

この実行計画に基づいて、本市は組織をあげて、環境に配慮した自主的な取組みを推進し、市民、事業者の自主的・積極的な取組みの促進につながるよう努めてまいります。

今後も持続的発展が可能な社会と豊かな自然環境を、未来の子ども達に引き継いでいくため、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、平成28年度における久喜市の環境の現況と、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を、年次報告書としてまとめたものでございます。皆様が環境の保全活動を進めていただくうえで、この報告書がその一助となれば幸いです。

平成30年3月

久喜市長 田中宣二

目 次

第1章 総説

第1節 久喜市の概要	2
1 位置、地域の特性	2
2 人口	2
第2節 環境行政の概要	3
1 行政組織	3
2 事務分掌	3
3 環境関係決算額	4
第3節 環境基本計画	5
1 環境基本計画の目的	5
2 計画の位置づけ	5
3 環境指標一覧	7

第2章 環境の現状と対策

環境目標Ⅰ 地球にやさしい循環型のまち

I－1 地球温暖化対策	13
1 地球温暖化対策の取組み促進	13
2 地球環境問題に関する啓発	19
I－2 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	22
I－3 循環型社会の形成	24

環境目標Ⅱ 豊かな自然と人がともに生きるまち

II－1 生物の多様性の確保	25
1 指定希少野生生物種	25
2 特定外来生物の防除	26
3 鳥獣保護区	26
4 身近な野生生物の保護	27
5 環境教育・啓発	27
II－2 身近な緑の保全と創造	28
1 自然林の育成	28
2 「久喜市緑の基本計画」の策定	28
3 樹林地や屋敷林などの保全の推進	29

環境目標Ⅲ 健康で安全に暮らせるまち

1 公害苦情の変化	32
2 種類別件数とその概要	32

III-1. 大気環境の保全・交通対策（騒音・振動）	35
1 大気汚染測定結果	35
2 光化学スモッグ関連測定結果	47
3 ダイオキシン類	49
4 PM2.5	52
5 騒音・振動	53
6 悪臭	66
III-2. 水環境の保全	68
1 監視体制	68
2 概況	68
3 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	69
4 工場、事業場の規制関係（水質）	97
5 生活排水対策	99
III-3. 土壤・地盤の保全	100
1 監視体制	100
2 概況	100
3 精密水準測量成果表	101
4 観測井による観測結果	102
III-4. 放射性物質による環境汚染への対応	108
1 監視体制	108
2 概況	108
環境目標IV. みんなで取り組む環境づくりのまち	
IV-1. 環境保全活動の普及・啓発	112
1 環境保全活動の推進	112
2 緑の推進員	114
IV-5. 環境マネジメントシステムの運用の促進	115
1 環境マネジメントシステムの概要（平成28年度）	115
2 取組み結果（平成28年度）	116
・測定結果集計表（環境保全事業）	119
・測定結果集計表（一般事務）	127
・測定結果集計表（公共工事）	128
・測定結果集計表（施設管理）	129
・環境方針	139

第3章 環境基本計画の推進

第1節 環境基本計画の推進体制	142
-----------------	-----

資料

□久喜宮代衛生組合概要.....	145
□環境用語の解説.....	164

第1章 総説

第1節 久喜市の概要

1 位置、地域の特性

本市は、都心まで 50km、埼玉県の東北部に位置し、東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市に接しています。

総面積は 82.4km²、市域は東西に約 15.6km、南北に約 13.2km にわたり、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地などの低地からなるほぼ平坦地です。市内には利根川、中川、青毛堀川、元荒川のほか、葛西用水や見沼代用水などの多くの河川や用水路に恵まれています。

交通基盤は、J R宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の 5 つの駅のほか、東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という。）の久喜インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の白岡菖蒲インターチェンジがあり、交通の要衝としての利便性を活かして久喜菖蒲工業団地などが整備され、県東北部の拠点都市として発展を続けています。

久喜市の位置



2 人口

平成29年1月1日現在の人口は154,241人です。（前年比287人減）

第2節 環境行政の概要

1 行政組織（平成29年4月1日現在）

本市の環境行政組織は、次のとおりです。

市長

副市長



2 事務分掌

○環境課

- 1 環境基本計画に関すること。
- 2 一般廃棄物処理基本計画に関すること。
- 3 環境政策の企画及び調整に関すること。
- 4 環境審議会に関すること。
- 5 地球温暖化対策に関すること。
- 6 環境マネジメントシステムに関すること。
- 7 緑化の推進に関すること。
- 8 久喜宮代衛生組合との連絡調整に関すること。
- 9 広域利根斎場組合との連絡調整に関すること。
- 10 自然保護対策に関すること。
- 11 環境保全に関すること。

- 12 路上喫煙の防止に関すること。
- 13 土砂等による埋め立て等の規制に関すること。
- 14 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- 15 公害防止対策及び監視に関すること。
- 16 環境関係法令等に基づく届出及び規制に関すること。
- 17 電波障害対策に関すること。
- 18 環境衛生に関すること。
- 19 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- 20 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- 21 鳥獣保護等に関すること。
- 22 墓地等の経営の許可等に関すること。

○総合支所 環境経済課 ※環境分野に関する項目のみ抜粋

- 1 北本地区衛生組合との連絡調整に関すること。（菖蒲総合支所に限る）
- 2 し尿処理収集に関すること。（菖蒲総合支所に限る）
- 3 自然保護対策に関すること。（市の計画策定業務を除く）
- 4 鳥獣保護等に関すること。
- 5 環境保全パトロールに関すること。
- 6 公害防止対策に関すること。
- 7 電波障害対策に関すること。
- 8 廃棄物等の不法投棄に関すること。
- 9 専用水道、簡易専用水道及び自家用水道に関すること。
- 10 畜犬登録及び狂犬病予防に関すること。
- 11 環境衛生に関すること。（許認可事務を除く）

3 環境関係決算額

年度	環境衛生費（単位 千円）
平成26年度	92,955
平成27年度	88,961
平成28年度	91,218

※1 上記決算額は、環境衛生費の当該年度における支出済額です。千円未満は切り上げています。

※2 平成25年度から「環境衛生費」に科目変更となった合併浄化槽普及促進補助事業（下水道業務課）及び浄化槽管理指導事業（下水道業務課）に関する経費を除いています。

※3 比較のために、平成27年度に「環境衛生費」に科目追加となった、生活排水処理基本計画策定事業（下水道業務課）に関する経費を除いています。

第3節 環境基本計画

1 環境基本計画の目的

市では、合併に伴い失効した、平成8年4月制定の「旧久喜市環境基本条例」に代わる条例として、環境の保全及び創造に関する取り組みの基本的な方向と枠組みを示す新たな「久喜市環境基本条例」を平成25年1月1日に施行いたしました。

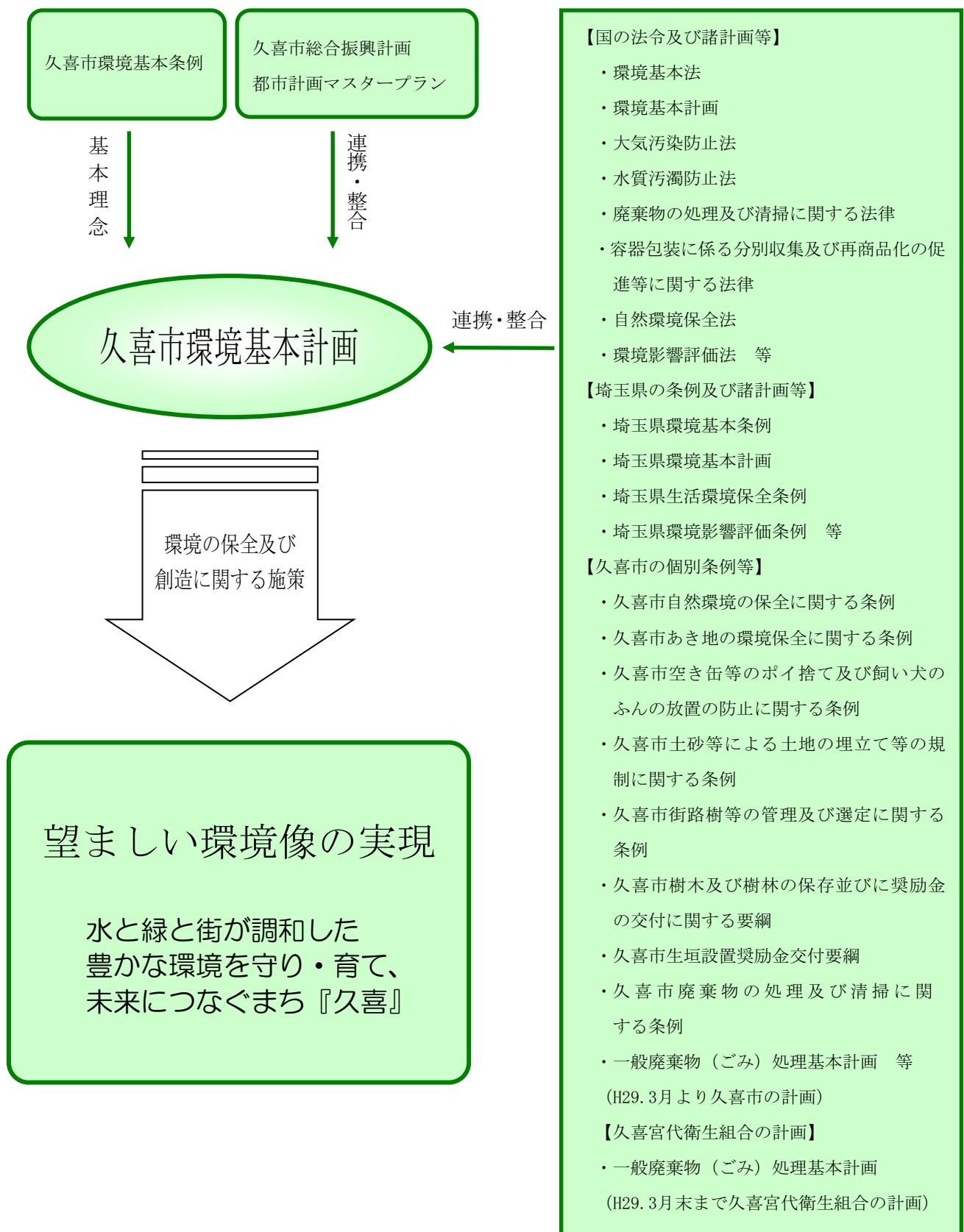
また、併せて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年3月に「久喜市環境基本計画」を策定いたしました。

同計画では、「望ましい環境像」を掲げ、この望ましい環境像を実現するための施策の基本的方向、市・市民及び事業者それぞれが果たす役割などについて規定しています。望ましい環境像の実現に向けて三者が協力し合い、また、それぞれの立場から積極的な取り組みを推進することとしています。

2 計画の位置づけ

久喜市環境基本計画については、久喜市環境基本条例の基本理念を踏まえ、また、久喜市総合振興計画等との整合を図りつつ、計画の中の「望ましい環境像」の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけています。

(参考) 環境基本計画に関するイメージ図



3 環境指標一覧

久喜市環境基本計画における環境指標

※環境基本計画の基準年度は平成23年度であることから、平成23年度との比較を行います。

※7列目は、環境基本計画における中間目標（平成29年度）および平成34年度末の目標です。

環境目標	主な実施方策	環境指標	平成23年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	上段：中間目標 (平成29年度) 下段：計画目標 (平成34年度)	本書対応 ページ
地球温暖化対策の取組み促進	温室効果ガス排出量 ※「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書2015年度」より	温室効果ガス排出量 ※「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書2015年度」より	980.5千t-CO ₂ (H22)	1,080.8千t-CO ₂ (H26)	1,063.4千t-CO ₂ (H27)	— 685.0千t-CO ₂	—
		市内循環バス乗車人数	152,876人	157,770人	157,992人	161,000人 169,000人	P119事業番号3
		低公害車導入率	50.0%	85.2%	91.2%	70% 100%	P120事業番号16
		地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	8.1%	15.9%	15.2%	10.1% 12.6%	—
		グリーン購入率	78.2%	78.0%	73.5%	95%以上 95%以上	P18
地球にやさしい循環型のまち	地 球 す る 環 境 啓 問 発 題 に	小・中学校における環境学習の実施数	145回	156回	162回	150回 150回以上	—
		市民を対象とする環境学習会の開催数	14回	11回	11回	15回 16回	P19-2、P27-5 (環境課主催の学習会のみ)
省エネルギーの促進	再生可能エネルギー導入の促進	太陽光発電システムの最大出力 (累計)	1,202.2kW	3,508.1kW	3,799.4kW	4,950kW 9,450kW	—
		太陽光発電システムを導入した市有施設数（累計）	9箇所	19箇所	20箇所	18箇所 30箇所	P22
		LED照明を導入した市有施設数 (累計)	12箇所	51箇所	57箇所	26箇所 46箇所	—
エネルギー共施設などの再生先導能入							

環境目標	主な実施方策	環境指標	平成23年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	上段:中間目標 (平成29年度) 下段:計画目標 (平成34年度)	本書対応ページ
地球にやさしい循環型のまち	リサイクルの量推進	市民一人1日当たりのごみ排出量 (資源物を除く)	517g	471g	468g	428g 350g	P24
		再生利用率 (リサイクル率)	30.9%	32.4%	31.5%	38.5% 44.7%	P24
豊かな自然と人がともに生きるまち	水辺環境全般	自然に配慮した水辺環境の整備延長 (累計)	約17.3km	約18.3km	約18.3km	約22.5km 約22.5km以上	—
	生身のな保野護生	「ふゆみず田んぼ」の実験田数 (累計)	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所 2箇所	—
		野生生物生息空間数 (累計)	2箇所	2箇所	3箇所	3箇所 4箇所	P27-4 (ビオトープに含め記載)
	環境啓発教育・	自然観察会参加者数	65人	67人	68人	70人 80人	P19-2、P27-5
		環境関係住民団体数	6団体	5団体	5団体	7団体 8団体	—
	公園などの沿緑道化やの公推進施設	市で管理する都市公園の整備(供用)面積	606,302m ²	626,414m ²	637,755m ²	633,000m ² 651,000m ²	—
		公園管理団体数	54団体	145団体	145団体	80団体 110団体	—
	樹林地や屋敷林などの	自然環境保全地区の指定数 (累計)	3箇所	5箇所	5箇所	6箇所 9箇所	P29
		保存樹木数 (累計)	261本	223本	232本	280本 300本	P30(2)①
	保市全内型の農業化のと推環境	市民農園整備面積 (累計)	17,729m ²	18,929m ²	18,929m ²	18,929m ² 19,709m ²	—
		環境保全型農業推進事業実施面積	353a	1187.3a	1,206.5a	380a 410a	—
	美しいと景観成の	観光交流振興事業の参加者数	200,000人	200,000人	180,000人	225,000人 250,000人	—
		地区計画を定めている地区数 (累計)	12地区	12地区	15地区	12地区以上 12地区以上	—

環境目標	主な実施方策	環境指標	平成23年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	上段:中間目標 (平成29年度) 下段:計画目標 (平成34年度)	本書対応 ページ
健康で安全に暮らせるまち	公害策などの充実環境対応	大気・悪臭関係の苦情件数	79件	77件	63件	79件以下 79件以下	P32-2(1)、P33-2(3)
		騒音・振動関係の苦情件数	20件	33件	24件	20件以下 20件以下	P33(4)
	公水共質用保水全域の	水質関係の苦情件数	6件	1件	7件	6件以下 6件以下	P32(2)
		河川の水質基準達成率	76.0%	71.6%	84.4%	77.0% 78.0%	P70～P95 (個別の測定結果)
		河川清掃への参加者数	2,840人	2,058人	3,122人	2,900人 3,000人	—
	生活排水処理推進	農業集落排水処理を含む下水道普及率	77.9%	77.2%	77.1%	79.1% 80.1%	—
		農業集落排水処理を含む水洗化率	91.5%	93.2%	93.3%	92.4% 93.4%	—
	土壤保全地盤の	地下水揚水量	14,490m ³ /日	3,949m ³ /日	3,805m ³ /日	11,610m ³ /日 9,540m ³ /日	—
みんなで取り組む環境づくりのまち	活動環境の保全推進	環境関係住民団体数 (再掲)	6団体	5団体	5団体	7団体 8団体	—
		ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動 参加者人数	20,597人	20,916人	24,582人	20,700人 20,800人	P112-1(1)①
	不法投棄対策	不法投棄苦情件数	17件	73件	74件	17件以下 17件以下	P33(5)
		小・中学校における環境学習の実施数 (再掲)	145回	156回	162回	150回 150回以上	—
	環境学習教育の育成環境推進環境	市民を対象とする環境学習会の開催数 (再掲)	14回	11回	11回	15回 16回	P19-2、P27-5 (環境課主催の学習会のみ)
		市の環境実行策の	本市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	11,807t (H22)	10,484t	11,012t	11,223t以下 平成29年度実績値 以下
							P13(1)、P17

久喜市緑の基本計画における指標

※久喜市緑の基本計画の基準年度は平成25年度であることから、平成25年度との比較を行います。

	項目	平成25年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	上段:中間目標 (平成31年度) 下段:計画目標 (平成36年度)	本書対応 ページ
水と緑を「まもる」	保存樹林数（累計）	8箇所	8箇所	8箇所	9箇所 10箇所以上	P30(2)②
	保存樹木数（累計）	227本	223本	232本	250本以上 250本以上	P30(2)①
	自然環境保全地区の指定数（累計）	5箇所	5箇所	5箇所	10箇所 15箇所	P29
	環境保全型農業推進事業実施面積	362a	1187.3a	1206.5a	392a 422a	—
水と緑を「ふやす」	都市公園の整備（供用）面積	606,302m ²	626,414m ²	637,755m ²	633,000m ² 651,000m ²	—
	公園・緑地等整備数（累計）	282箇所	282箇所	283箇所	285箇所 293箇所	—
	市民一人当たりの公園面積	8.9m ²	8.92m ²	8.94m ²	9.5m ² 10.2m ²	—
	生垣設置による助成延長（累計）	2,373m	2,435m	2,508m	2,673m 2,923m	P30 (平成28年度分の 延長距離)
	緑のカーテン設置数	27箇所	28箇所	31箇所	28箇所以上 28箇所以上	P15(3)
水と緑を「そだてる」	緑の推進員人数	17名	17名	17名	30名 50名	P114(4)

※「緑被率」に関しては、久喜市緑の基本計画の中間報告を基に報告します。

その他の環境に係わりのある指標

※久喜市環境基本計画に未掲載の環境に係わりのある指標です。

主な指標	平成23年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	備考	本書対応ページ
人口（4月1日現在）	156,562人	154,396人	154,224人		—
公共施設電力使用量	22,497,114kWh	22,370,436kWh	23,595,257kWh		P17
市民まつりにおける苗木の配布本数	500本	700本	435本	EMS	P14(2)①
道路新設距離数	1,385m	1,098m	1,411m	EMS	—
各種環境課主催の観察会等参加人数	120人	95人	112人	目で見る環境講座を含む	P19-2(1)、P27-5
太陽光発電補助件数	106件	77件	61件		P23
粉石鹼製造事業廃油リサイクル量	145.6ℓ	143.0ℓ	130ℓ	EMS	P20(2)
河川浚渫延長	2,193m	2,557m	5,661.2m	EMS	—
都市公園整備箇所数	80箇所	92箇所	93箇所		—
都市公園総面積	1,076,307m ²	1,096,414m ²	1,107,755m ²	供用開始済み面積	—
一人当たりの都市公園面積	6.90m ²	7.11m ²	7.82m ²		—
保存樹林面積	15,275.85m ²	13,145.85m ²	13,145.85m ²		P30(2)②
生垣設置奨励金件数及び延長	4件 55.4m	1件 21.0m	2件 72.58m		P30(2)③
市民農園設置箇所数	4箇所	4箇所	4箇所		—
市指定文化財の数	72件	72件	72件		—
公共下水道普及率	68.5%	69.0%	69.0%		—
汚水処理人口普及率	85.9%	88.6%	88.8%		—
合併浄化槽設置補助件数	78基	81基	75基	EMS	P99
累積地盤沈下量（過去5年間）	最大102mm	最大76mm	最大36mm		P100-2
久喜駅前広場の放置自転車台数	632台	478台	314台	EMS	—
環境推進協議会会員数	43団体	44団体	42団体		P142(1)

第2章 環境の現状と対策

環境目標Ⅰ．地球にやさしい循環型のまち

I－1．地球温暖化対策

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するための「地球温暖化対策実行計画」は、合併前の旧市町において策定、実行されてきました。いずれの旧市町においても、温室効果ガス排出量の削減について積極的に取り組んできました。

そのような中、平成24年3月には、「久喜市環境保全率先実行計画」が策定され、運用されています。

また、東日本大震災による国内の電力需給のひっ迫を契機とした省エネルギー化の徹底的な推進や節電の取組みは、地球温暖化対策にも寄与していくものと考えられます。

1 地球温暖化対策の取組み促進

(1) 環境保全率先実行計画の推進

環境への関心が高まるなか、市民に対し、率先して環境に配慮した行動を実行すべき立場にある市として、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、温室効果ガスの排出の抑制のための計画である、「久喜市環境保全率先実行計画」を平成24年3月に策定いたしました。

本計画では、目標として、平成28年度の温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成22年度）比で5%以上削減することとしています。

平成28年度の市の事務・事業活動によって排出された温室効果ガスの総排出量は、11,012t-CO₂でした。基準年度（平成22年度、11,807t-CO₂）比で約6.73%削減することができました。

取組み結果は、17頁の「温暖化防止等に対する市の取組み」のとおりです。

地球温暖化問題の解決には、市・市民及び事業者が現状を認識した上で、それぞれの役割分担のもと、持続可能な循環型社会を構築していく必要があります。また、市は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスを削減する責任があり、環境施策を推進する主体として、市民や事業者に対して模範となる取組みを行うことが求められています。

(2) 苗木及び種苗の配布

①久喜市民まつり（久喜地区）

平成 28 年 10 月 16 日に開催された第 30 回久喜市民まつりにおいて、市内在住の方で「エコライフ DAY に関するアンケート」に回答していただいた方に、苗木を配布しました。

配布樹種等	・温州ミカン	200 本
	・レモン	235 本

同時に、緑の募金に協力をお願いし、19,851 円の募金をしていただきました。



市民まつりでの苗木の配布

②久喜市菖蒲産業祭（菖蒲地区）

平成 28 年 11 月 3 日に開催された第 33 回久喜市菖蒲産業祭において、市内在住の方で「エコライフ DAY に関するアンケート」に回答していただいた方に、苗木を配布しました。

配布樹種	・温州ミカン	75 本
	・レモン	70 本

同時に、緑の募金に協力をお願いし、6,808 円の募金をしていただきました。



菖蒲産業祭での苗木の配布

③栗橋やさしさ・ときめき祭り（栗橋地区）

平成 28 年 11 月 20 日に開催された「栗橋やさしさ・ときめき祭」において、栗橋 B & G 海洋センターで「エコライフ DAY に関するアンケート」に回答していただいた方に、苗木を配布しました。

配布樹種	・温州ミカン	77 本
	・レモン	30 本

同時に、緑の募金に協力をお願いし、5,927 円の募金をしていただきました。



栗橋やさしさ・ときめき祭りでの苗木の配布

④わしのみやコスモスフェスタ（鷺宮地区）

平成 28 年 10 月 23 日に開催したわしのみやコスモスフェスタ 2016において、市内在住の方で「エコライフDAYに関するアンケート」に回答していただいた方に、苗木を配布しました。

配布樹種	・温州ミカン	185 本
	・レモン	160 本

同時に、緑の募金に協力をお願いし、29,970 円の募金をしていただきました。



わしのみやコスモスフェスタでの苗木の配布

集められた募金は、（公社）埼玉県緑化推進委員会を通じて、緑化の普及啓発、ボランティアによる森林の整備、学校等の緑化の推進、さらには、次代を担う緑の少年団の育成等に役立てられます。

（3）緑のカーテン

緑化の推進、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和などを目的として、平成 28 年度は、久喜地区 15 箇所、菖蒲地区 7 箇所、栗橋地区 4 箇所、鷺宮地区 5 箇所、合計 31 箇所に緑のカーテンを設置しました。

緑のカーテンとは、にがうり（ゴーヤ）や朝顔などのつる性植物で緑のカーテンを作り、強い日差しを遮り日陰をつくることで、建物やその周辺の温度が上がるのを防ぐことができます。

また、蒸散作用により気温を下げる効果もあります。夏の暑い日に緑のカーテン越しに吹く風は、天然のエアコンのように涼しい風になります。

公共施設に緑のカーテンを設置することにより、エアコン等の消費電力の削減に繋がり、CO₂排出の削減も期待できます。

さらに、多くの公共施設に設置することで、施設を利用する市民の目に触れ、多くの市民が自宅等に自ら緑のカーテンを設置することが期待されます。

緑のカーテンの効果の一例として、次のものがあります。

- ・植物の蒸散作用による冷却効果
- ・日除け
- ・CO₂（二酸化炭素）の削減
- ・緑が見た目にやさしい
- ・野菜などを収穫できる

緑のカーテン設置施設

地区	設置施設
久喜地区 (15箇所)	本庁舎、市役所第2庁舎、ふれあいセンター久喜、児童センター、中央保健センター、中央公民館、東公民館、清久コミュニティセンター・西公民館、さくら保育園、あおば保育園、すみれ保育園、中央保育園、中央幼稚園、しみん農園久喜（緑風館）、中央図書館
菖蒲地区 (7箇所)	菖蒲総合支所、菖蒲老人福祉センター、しょうぶ会館、菖蒲トレーニングセンター、彩嘉園、菖蒲保健センター、森下公民館
栗橋地区 (4箇所)	栗橋総合支所、栗橋保健センター、健康福祉センター、栗橋幼稚園
鷺宮地区 (5箇所)	鷺宮総合支所、鷺宮西コミュニティセンター、鷺宮児童館、鷺宮地域子育て支援センター、鷺宮東コミュニティセンター

公共施設への設置例



久喜市役所本庁舎



栗橋総合支所

温暖化防止等に対する市の取組み
(平成28年度 久喜市環境保全率先実行計画取組み結果)

取組み項目		主な取組み内容		基準年度 (H22年度)	H27年度	H28年度	基準年度比	目標値 (H28年度)
①	電気使用量 (温室効果ガス換算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時の消灯、ノーアクションデーの実施 ・ トイレ、給湯室、コピー室等のこまめな消灯 ・ 冷暖房温度の適正管理 ・ 太陽光発電システムの活用 等 	電気使用量	25,280,852kWh	22,370,436kWh	23,595,257kWh	-6.67%	-6.1%
			温室効果ガス	9,758,409 kg	8,634,988 kg	9,107,769 kg	-6.67%	-
②	施設の燃料使用量 (温室効果ガス換算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボイラ等の適正な運転 ・ 冷暖房温度の適正管理 ・ 沸かし過ぎや確実な栓締め等ガス器具等の適正な使用 ・ 省エネルギー機器の導入 等 	都市ガス	341,334m ³	297,679m ³	319,928m ³	-6.27%	1.0%増以内
			LPG	43,970 kg	32,308 kg	33,593 kg	-23.60%	±0
			灯油	301,240 ℥	293,849 ℥	295,342 ℥	-1.96%	-1.4%
			A重油	19,830 ℥	14,428 ℥	14,701 ℥	-25.86%	-30.3%
			温室効果ガス	1,754,660kg	1,593,864kg	1,647,545kg	-6.10%	-
③	公用車の燃料使用量 (温室効果ガス換算)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水曜日ノーカーデーの実施 ・ 出張時の公共交通機関の利用 ・ 公用自転車の利用 ・ アイドリングストップの実施 等 	ガソリン	106,112 ℥	87,181 ℥	85,756 ℥	-19.18%	11.0%増以内
			軽油	14,010 ℥	13,443 ℥	16,106 ℥	14.96%	±0
			温室効果ガス	293,968 kg	255,140 kg	256,717 kg	-12.67%	-
④	温室効果ガス総排出量		温室効果ガス 排出量の合計	11,807 t	10,484 t	11,012 t	-6.73%	-4.9%
⑤	水道使用量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水コマの取り付け ・ こまめな蛇口の開閉 ・ トイレの1回流し 等 	水道	293,023 m ³	264,533 m ³	241,947 m ³	-17.43%	-0.1%
⑦	コピー用紙購入枚数	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミスコピー用紙の裏面使用 ・ 両面印刷・両面コピーの実践 ・ 会議資料の簡略化、必要最小部数の作成 ・ 市役所LANによるメール、掲示板の活用 等 	購入量	14,461,200枚	13,249,875枚	14,272,000枚	-1.31%	-5.4%

取組み項目		主な取組み内容		基準年度 (H22年度)	H27年度	H28年度	基準年度比	目標値 (H28年度)
⑥	ごみの減量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別回収ボックスの活用 ・ 使い捨て容器の購入や使用を控える ・ 生ごみの堆肥化 ・ 物品の共有化 等 	ごみの減量 (本庁舎)	48 t	4.9 t	4.5 t	-90.63%	- 62.5%
			ごみの分別 (全庁)	全部署で概ね良好	全部署で概ね良好	全部署で概ね良好	—	—
⑨	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入前にグリーン製品であることを確認 ・ 塩化ビニル製品等焼却時に環境汚染物質を発生する可能性のある製品の購入を控える ・ グリーン購入情報提供システムの利用 等 	グリーン購入率	74.8%	78.0%	73.5%	-1.75%	95%以上
			グリーン購入数	2,751/3,680品目	3,426/4,395品目	4,023/5,474品目		
⑩	公共事業に係る環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業環境配慮項目の実施 ・ 低騒音・低振動型の建設機械の使用 ・ 再生資源の活用 ・ 工事現場からの汚染防止 ・ 建設廃棄物等の適正処理 等 	A評価割合	100%	100%	100%	0%	95%以上
			対象工事 (設計) 数	120/120	174/174	124/124		

2 地球環境問題に関する啓発

全ての人々が環境について関心と知識を持ち、環境保全の大切さを普及啓発することを目的とし、次の事業を実施しました。

(1) 環境学習事業

①野草・昆虫観察会

日 時 平成 28 年 7 月 26 日 (火)

場 所 久喜菖蒲公園

参加者 11 人

内 容 久喜菖蒲公園の昭和沼周辺
に生息しているトンボ、セミや自
生している野草の観察をしました。



②夏休みこども自然観察会

日 時 平成 28 年 8 月 23 日 (火)

場 所 埼玉県環境科学国際センター
(加須市)

参加者 13 人

内 容 センターの生態園でとんぼ
や珍しい蝶などを観察し、ごみ排
出量などについても学びました。



③樹木(巨樹等)観察会

日 時 平成 28 年 10 月 18 日 (火)

場 所 中央公民館周辺(久喜北、久喜
中央、本町の屋敷林・社寺林等)

参加者 22 人

内 容 中央公民館周辺などの樹木の特
性について学び、理解を深めまし
た。



④野鳥観察会

日 時 平成 29 年 1 月 18 日 (水)
場 所 栗橋内池、中川周辺
参加者 22 人
内 容 栗橋内池や中川周辺に生息しているオオタカやノスリなどの野生動物を観察しました。



⑤目でみる環境講座 1

日 時 平成 28 年 11 月 10 日 (木)
場 所 キューピー株式会社
五霞工場
参加者 16 人
内 容 環境配慮の取組みを行っている施設の見学を通じて、身近な環境問題について、理解を深めました。



⑥目でみる環境講座 2

日 時 平成 29 年 3 月 27 日 (月)
場 所 宇宙航空研究開発機構
地球観測センター
参加者 28 人
内 容 人工衛星により地球環境を観測している施設の見学や航空技術の研究にも環境配慮がされている事の説明を受け、環境保全の理解を深めました。



(2) リサイクル促進事業

家庭から排出される使用済みの廃食油をリサイクルし、粉石けんとして有効活用することにより、ごみの減量や水質汚濁防止など環境負荷の軽減に繋がるリサイクルの仕組みについて、理解を深めていただくための体験事業を実施しています。

実施回数 50 回 (平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

のべ人数 217 人

廃油リサイクル量 130ℓ

(3) 情報提供

温室効果ガスの排出量削減等、地球環境問題への対策は、市・市民及び事業者の連携による取組みが求められています。

市では、広報紙やホームページなどを通じ、市民及び事業者に地球環境問題に関する情報を提供しています。

平成28年度に行った主な情報提供は、次のとおりです。

- ・『「夏のライフスタイルキャンペーン」にご協力を!』（広報くき7月1日号）
- ・『エコライフDAYに取り組みましょう』（広報くき7月1日号）
- ・『地球温暖化防止に向けた市の取組み結果をお知らせします』（広報くき9月1日号、ホームページ）
- ・『冬の省エネルギー対策』（広報くきお知らせ版12月15日号）

I – 2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の電力需給のひっ迫を契機に広がった、安定的なエネルギーの確保に対する不安は、現在も解消されたとは言えない状況です。

そのような中、「再生可能エネルギー特別措置法」（平成 23 年制定）などの整備も進み、再生可能エネルギーが社会的に注目されています。今後も再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があります。

平成 28 年度末現在、公共施設の太陽光発電システムの導入は 20 箇所となっており、発電規模合計は 293.06 kW、太陽熱利用システムは 3 箇所で有効集熱面積合計は 160.62 m²です。

太陽光発電システムが設置された公共施設一覧

No.	施設名	設置年度	発電規模 kW	年間総発電量 kWh	CO ₂ 削減効果 (見込み) t-CO ₂
1	清久コミュニティセンター・西公民館	H13	4.36	4,556	約 2
2	久喜南中学校		10.00	11,189	約 4
3	緑風館	H14	20.00	14,132	約 6
4	ふれあいセンター久喜		20.00	18,693	約 7
5	久喜小学校	H15	20.00	20,759	約 8
6	総合体育館第 1 体育館		30.00	31,128	約 12
7	菖蒲学校給食センター	H17	2.50	2,265	約 1
8	市役所本庁舎（西側車庫）	H22	39.12	37,060	約 14
9	鷺宮地域子育て支援センター	H23	5.80	9,971	約 4
10	あゆみの郷	H24	10.32	13,290	約 5
11	すみれ保育園		20.00	19,602	約 8
12	市役所第二庁舎	H25	10.00	13,345	約 5
13	栗橋南小学校		35.00	43,152	約 17
14	さくら保育園	H25	21.56	25,992	約 10
15	小林・栢間学童クラブ		3.30	5,392	約 2
16	鷺宮学童クラブ	H26	3.30	5,392	約 2
17	東鷺宮学童クラブ		10.00	12,928	約 5
18	鷺宮東コミュニティセンター	H27	10.00	14,722	約 6
19	くりっ子放課後児童クラブ		7.80	9,721	約 4
20	東鷺宮東口駅前広場	H28	10.00	3,751	約 1
合 計			293.06	317,040	約 123

※1 CO₂ の削減効果の算出にあたり、電気の CO₂ 排出係数 : 0.386 を採用しています。この数値は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における係数と同じ数字を採用。平成 16 年から平成 20 年までの 5 箇年間の平均値です。

※2 本表以外に、前谷・五領線（久喜地区）の街路灯（9 基）[2.8kW] のほか、太陽光発電システムの付いた 120W 規模の LED 照明灯等が、20 箇所設置されています。

※3 すみれ・さくら保育園は記録媒体故障のため一部記録がありません。

※4 東鷺宮駅東口駅前広場はシステム設置が年度途中のため一部記録がありません。

また、住宅用太陽光発電システムを設置する市民に対しては、設置費の一部を補助しており、平成 28 年度の補助金交付件数は 61 件で、交付対象における設置出力の合計は 291.25kW になります。補助金の交付を通じて地球温暖化防止の取組みに対する環境意識の向上を図っています。

住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助実績（年度別一覧）

年度	補助件数	発電規模 kW	年間総発電量 (見込み) kWh	CO ₂ 削減効果 (見込み) t-CO ₂
12	6	18.98	18,980	約 7
13	13	47.85	47,850	約 18
14	6	22.37	22,370	約 9
15	19	69.69	69,690	約 27
16	44	119.75	119,750	約 46
17	44	152.18	152,180	約 59
18	7	21.76	21,760	約 8
21	34	117.00	117,000	約 45
22	50	202.10	225,235	約 87
23	106	430.61	466,739	約 180
24	130	555.63	634,244	約 245
25	163	725.45	841,430	約 325
26	149	669.68	781,951	約 302
27	77	355.00	424,532	約 164
28	61	291.25	291,250	約 112
合 計	909	3799.30	4,234,961	約 1,634

※1 年間の総発電量（見込み）について、22 年度から 27 年度については定期報告のあった数値に基づき算出、その他の年度については「一般社団法人 太陽光発電協会」から示されております「1kW 当たりの年間発電量（推定値）1,000kWh」を乗じて、年間の推計総発電量として算出しています。

※2 CO₂の削減効果の算出にあたり、電気のCO₂排出係数：0.386 を採用しています。この数値は、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における係数と同じ数字を採用。平成 16 年から平成 20 年までの 5 箇年間の平均値です。

※3 平成 19 年度及び平成 20 年度は、太陽光発電システム設置者に対する市民向けの補助金交付を行っていなかったことから、上記の表には掲載されておりません。

※4 平成 27 年度から、太陽光発電システムを含む住宅用エネルギー・システム設置者に対する補助制度へ変更となり、エコキュート等の太陽光発電システム以外の住宅用再生可能エネルギー・省エネルギー機器の設置者に対しても補助金を交付するようになりました。

I – 3. 循環型社会の形成

廃棄物の処理は、久喜宮代衛生組合により、「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」、「八甫清掃センター」の3つの施設で行っています。

本市全体の一般廃棄物排出量は減少傾向です。平成28年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は468g、再生利用率（リサイクル率）は31.5%です。

久喜宮代衛生組合により、家庭や事業所への生ごみ処理機購入費の補助、地域での設置型生ごみ処理機の設置に対する補助、生ごみ減容化処理事業、剪定枝資源化設備によるチップ化及びたい肥化事業等が実施されています。

また、久喜地区の農業集落排水処理施設から発生する汚泥は、久喜宮代清掃センターの「し尿処理施設」で脱水処理し、民間肥料会社が肥料を製造して販売しています。

今後も、久喜宮代衛生組合と連携し、さらなる廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進していきます。

※ 「ごみ・資源の量」の実績等は、「久喜宮代衛生組合概要」（P145以降）参照。

環境目標Ⅱ. 豊かな自然と人がともに生きるまち

市内には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。自然環境を保全し、次代に継承するために、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちづくりが期待されています。

II-1. 生物の多様性の確保

平成20年5月の「生物多様性基本法」の制定や、平成22年3月の「生物多様性国家戦略2010」の策定など、野生生物や生態系の保全が推進されています。これまでの自然保護対策は、特定の絶滅するおそれのある種の保護など個別の保護を中心でした。これに対し、今後は生物の豊かさ（多様性）を生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれにおいて実現することが必要とされています。

1 指定希少野生生物種

「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、特に保護する必要があると認める種を「指定希少野生生物種」として指定し、採取や捕獲などを禁止しています。

現在、下表に示す4種（植物3種、動物1種）が指定されています。

久喜市指定希少野生生物種（平成22年2月1日指定）

分類	種名	科名	レッドデータブック	
			環境省	埼玉県
植物	カワラマツバ	アカネ科	なし	絶滅危惧IB類
	コキツネノボタン	キンポウゲ科	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類
	ヒメシロアザザ	ミツガシワ科	絶滅危惧II類	絶滅危惧IB類
動物	ミドリシジミ	シジミチョウ科	なし	準絶滅危惧



コキツネノボタン



ヒメシロアザザ

2 特定外来生物の防除

本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域へ人為的に持込まれた生物を外来生物といいます。外来生物のうち、在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある生物は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されています。

この特定外来生物のうち、埼玉県内では、ペットとして輸入され飼われていた「アライグマ」が、逃げたり、捨てられたりして野生化し、平成18年度から各種被害が急激に増加しています。また、天敵がなく雑食で強い繁殖力を持っていることから、在来の野生動物や生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、埼玉県では、平成19年より「埼玉県アライグマ防除実施計画」を策定し、計画的な防除対策を実施しています。

本市でも、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、アライグマの目撃情報があった場所に捕獲箱を設置しています。

アライグマ捕獲頭数の推移 (単位：頭)

地 区	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
久喜	2	4	10
菖蒲	3	14	16
栗橋	0	0	0
鷺宮	1	1	0
計	6	19	26

3 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として埼玉県が指定し、地区指定を通じ地域における生物多様性の保全にも大きな役割を果たすものです。

本市では、鷺宮神社、久喜菖蒲公園、神明神社が鳥獣保護区に指定されています。

鳥獣保護区

鳥獣保護区名	指定面積 (ha)	指定期間
鷺宮神社	2.8	平成24年11月1日～平成34年10月31日
久喜菖蒲公園	40	平成21年11月1日～平成31年10月31日
神明神社	3.4	平成27年11月1日～平成37年10月31日

4 身近な野生生物の保護

児童が主体的に環境保全活動を実践する態度を養うため、環境教育の一環として学校ビオトープの設置を進めています。また、市内の公園にもビオトープを設置し、様々な生物の生育・生息場所となるよう整備しています。

久喜市内の主なビオトープ

実 施 施 設	
学校	久喜小学校、太田小学校、江面第一小学校、江面第二小学校、清久小学校、本町小学校、青葉小学校、青毛小学校、久喜東小学校、久喜北小学校、菖蒲東小学校、東鷺宮小学校
公園	香取公園、古久喜公園、沼井公園
その他	清久工業団地周辺地区開発整備（調整池水田ビオトープ）

5 環境教育・啓発

次世代を担う児童や生徒、市民を対象に環境教育、環境学習を実施し、環境に関する知識の向上や環境の大切さを啓発しています。

環境教育・環境学習参加人数

環境教育・環境学習名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
野草・昆虫観察会	8	6	11
こども自然観察会	22	23	13
樹木（巨樹等）観察会	24	23	22
野鳥観察会	14	15	22
目で見る環境講座①	17	17	16
目で見る環境講座②	29	11	28
計	114	95	112

II－2. 身近な緑の保全と創造

市内には、田畠や山林、公園など多くの自然とふれあえる場所があります。田畠は菖蒲地区に多く、山林は菖蒲地区と鷺宮地区で多く見られます。しかし、近年、田畠や山林の面積が減少傾向で、耕作放棄地が増加しています。

本市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的に「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。

また、「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、自然環境保全地区の指定を進めています。

1 自然林の育成

久喜総合運動公園内（平成22年3月7日植樹）、三崎の森公園内（平成21年2月23日植樹）、中川水辺自然観察広場内（平成23年11月28日植樹）の3箇所で、自然林や森の育成を目的とした植樹が市民ボランティアの協力を得て行われました。

自然の力を活かして、苗木が高木へ成長して森へと変化していく過程を身近に実感できます。

2 「久喜市緑の基本計画」の策定

市では、「久喜市緑の基本計画」を平成26年11月に策定しました。

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称です。この計画により市は、緑の保全及び創造などに関して、その将来像、目標、施策などを定めることができます。

市は、本計画に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、緑のネットワーク、生態系ネットワークの形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施することになります。

計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法に基づいて、久喜市総合振興計画を上位計画として、都市計画マスタープランや久喜市環境基本計画などの、まちづくり関連計画との整合を図り策定するものです。目指す久喜市の緑の将来像の実現に向けたまちづくりの指針となります。

3 樹林地や屋敷林などの保全の推進

(1) 自然環境保全地区

「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づき、自然環境保全地区の指定を進めています。

久喜市自然環境保全地区

名称 (指定日)	地区	面積	特徴
武井家屋敷林 (平成 23 年 8 月 29 日)	北青柳	2, 330 m ²	屋敷林は約 100 年も維持管理が行き届き、良好な環境が保たれている。また、巨木も多く歴史的価値が高い。
吉羽天神社周辺 (平成 23 年 8 月 29 日)	吉羽	2, 484 m ²	社寺林は伐採が行われにくいため、樹林環境が長く維持されており、巨木も多い。また、周辺には樹林、竹林、湿地、池などの多様な環境があり、生物の生息環境としても重要である。
栗橋内池 (平成 23 年 8 月 29 日)	狐塚	12, 669 m ²	栗橋内池にはアサザ、マツモ、ヒシなどの重要な水生植物が生育している。また、冬季には水鳥の越冬場所としても重要である。
八甫の森 (平成 25 年 8 月 1 日)	八甫	4, 220 m ²	周辺環境も含めて猛禽類がこの樹林を利用していることが確認されている。また、エゾビタキなど渡り鳥の休憩・中継場所としても重要である。
所有者の意向により非公開 (平成 25 年 10 月 1 日)		2, 880 m ²	ケヤキやクスノキ、シラカシなどから構成され猛禽類の食痕も確認されるなど、鳥類の貴重な生息場となっている。昆虫類と爬虫類では希少種が確認され、まとまった樹林として重要である。

(2) 樹木樹林の保存、生垣設置の奨励

市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的として、「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣設置奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。

平成 28 年度の実績は次のとおりでした。 (平成 28 年度末現在)

①指定樹木 232 本 交付金額 417,600 円

	樹木本数	奨励金額
久喜地区	179 本 (指定 1 本、解除 2 本)	322,200 円
菖蒲地区	10 本	18,000 円
栗橋地区	29 本 (指定 10 本)	52,200 円
鷺宮地区	14 本	25,200 円
合計	232 本	417,600 円

②指定樹林 8 箇所 13,145.85 m² 交付金額 105,166 円

	樹林数	樹林面積	奨励金額
久喜地区	5 箇所	6,106 m ²	48,848 円
菖蒲地区	1 箇所	766 m ²	6,128 円
栗橋地区	0 箇所	0 m ²	0 円
鷺宮地区	2 箇所	6,273.85 m ²	50,190 円
合計	8 箇所	13,145.85 m ²	105,166 円

③生垣設置 2 件 72.58m 交付額 82,500 円

	件数	長さ	奨励金額
久喜地区	1 件	5.18m	12,500 円
菖蒲地区	1 件	67.4m	70,000 円

(3) 緑のリサイクル制度

市では、家庭や事業所などで不要となる樹木（鉢植え含む）をあらかじめ市に登録し、必要としている方へ紹介して、市内の緑を有効利用して緑を保全する制度を設けています。

緑のリサイクル登録・活用状況

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
樹木を譲りたい人	件数	3	6	1
	本数	6	12	1
樹木を必要としている人	件数	4	5	0
	本数	5	9	0
譲り渡しできた人	件数	2	2	0
	本数	4	3	0

環境目標Ⅲ. 健康で安全に暮らせるまち

大気汚染や水質汚濁などの防止を通じて、安全で快適な生活環境の保全が進められています。市民や事業者などの協力により、大気汚染や騒音、水質汚濁などの公害防止対策の推進が必要です。

1 公害苦情の変化

かつては、産業活動に伴って排出された「ばい煙」による大気汚染や、化学物質の流失による水質汚濁が公害として認識されていましたが、産業活動に伴う公害は法律や自治体の条例による厳しい規制、産業界の努力によって急速に改善されてきており、その発生源が工場や、事業所という例は少なくなっています。

平成28年度の苦情件数は168件で、昨年より22件の減少となりました。区域別にみると、28件が住居系地域で発生しており、133件は市街化調整区域、6件は工業系地域、残りの1件はその他の区域となっています。

統計的には、苦情を典型7公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下、土壤汚染）と不法投棄、その他と分類していますが、その苦情の内容は、発生源の原因が一般家庭の日常生活の中にあるものが大半を占めています。発生源も市民、被害を受けるのも市民というケースが多くなっています。

環境問題に対する関心が高まる中で、苦情や通報が多く寄せられますが、これらの苦情は、規制の対象となっているものは少なく、住民間の話し合いで解決できる内容のものが殆どとなっています。しかしながら、近隣住民同士の関係の希薄化や、苦情を言うことによる関係の悪化への懸念から、行政の仲介を希望する声が多く見られます。

こうした状況から、市・市民及び事業者がそれぞれの役割分担の中で協働した取組みが重要になっています。

2 種類別件数とその概要

（1）大気汚染

平成28年度の苦情件数は56件（久喜地区10件、菖蒲地区15件、栗橋地区9件、鷩宮地区22件）でした。主な内容は、枝や落ち葉などの野外焼却（適切な焼却施設を用いないで、廃棄物を直接焼却する行為）に対するものでした。

なお、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却等は、例外的に認められていますが、煙や臭いなどで、近所に迷惑をかけることがありますので、できる限り枝木等は分別し、衛生組合に出していただくようお願いしております。

（2）水質汚濁

平成28年度の水質汚濁に関する苦情件数は7件（菖蒲地区7件）でした。その内容は、市内にある水路に油の様なものが浮いているというものでしたが、現地の確認を行い、経過の観察を行ったところ状況の改善が見られました。

(3) 悪臭

平成 28 年度の悪臭の苦情件数は 7 件（久喜地区 3 件、菖蒲地区 2 件、鷺宮地区 2 件）でした。悪臭は人によって感じ方の違う典型的な感覚公害であり、人によっては感じ方の差が大きいものです。その上、苦情を受けて現地を調査しても、原因を特定することができない場合もあります。原因が特定できた場合には、原因者に対し苦情があった旨を伝えています。

また、市内のすべての工場・事業場から発生する臭気全体が対象となります。

(4) 騒音・振動

平成 28 年度の苦情件数は 24 件（久喜地区 3 件、菖蒲地区 8 件、栗橋地区 5 件、鷺宮地区 8 件）でした。振動のみの苦情は少なく、騒音と関連している場合が多くを占めています。

苦情を受けた際には、現地の状況や必要な届け出の有無等を確認し、原因者に対して周囲への配慮をお願いしています。

(5) 不法投棄

平成 28 年度の苦情件数は 74 件（久喜地区 3 件、菖蒲地区 21 件、栗橋地区 18 件、鷺宮地区 32 件）でした。

市では不法投棄の防止を図るため、月 2 回の割合で、市全域を対象として市職員による環境保全巡回パトロールを実施し、不法投棄の早期発見及び撤去並びに生活環境の保全に努めています。

また、不法投棄物の中に所有者を特定できるようなものがあれば警察に連絡し、行為者の特定に努めています。

この中で、耕作されていない田畠や、空き地に廃棄物が投棄されている状況を目にします。これら不法投棄された廃棄物は、地主の責任において処理もしくは撤去することになりますので、柵等を設ける等ごみを捨てられないように自己防衛手段をとることが必要です。

なお、不法投棄、ゴミのポイ捨て及び飼い犬のふんの放置に関しては、禁止を呼びかける看板を市が無料で配布しています。

(6) その他

平成 28 年度の苦情件数は 0 件でした。

公害苦情種類別受付件数

年度 種別	H 26	H 27	H 28
大気汚染	47	53	56
水質汚濁	2	1	7
悪臭	16	24	7
騒音・振動	28	33	24
地盤沈下	0	0	0
土壤汚染	0	0	0
不法投棄	72	73	74
その他	33	6	0
合計	198	190	168

III-1. 大気環境の保全・交通対策（騒音・振動）

1 大気汚染測定結果

（1）監視体制

埼玉県では、大気汚染の原因物質である二酸化硫黄、一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、非メタン炭化水素、メタン炭化水素、全炭化水素について、常時監視体制をとっています。市内には、この県の常時監視システムのうち2箇所（久喜南中学校：一般環境測定局、本町7丁目地内県道さいたま栗橋線沿線端から3mの距離：自動車排出ガス測定局）が設置されています。

【久喜南中学校：一般環境測定局測定内容】

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、PM2.5

【本町7丁目地内さいたま栗橋線沿線・3m地点：自動車排出ガス測定局測定内容】

一酸化窒素、二酸化窒素、窒素酸化物、非メタン炭化水素、メタン炭化水素、全炭化水素、PM2.5

なお、市においても、二酸化硫黄と二酸化窒素の測定を簡易測定法（フィルターバッジ法）により、市内4箇所において実態調査を実施しています。

また、大気汚染防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく、ばい煙発生施設などを設置している事業所等については、埼玉県（東部環境管理事務所 大気水質担当）が立ち入り検査を実施しています。立ち入り検査の結果、施設等に問題があれば指導や改善勧告などを行っています。勧告を受けた事業所は、改善内容について報告を義務付けられています。

（2）概況

主に石油等の燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生する硫黄酸化物のうち、二酸化硫黄(SO_2)について、市で実施した測定の結果、年平均では、前年度と比較して横ばいで、環境基準を達成しています。

自動車の排気ガスや、工場などから発生する窒素酸化物のうち二酸化窒素(NO_2)の測定の結果では、前年と比較して横ばいで、環境基準を達成しています。窒素酸化物($\text{NO} + \text{NO}_2$)の5年間の経年変化を見ても、減少傾向となっています。

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）で、その粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下の物質を浮遊粒子状物質(SPM)と呼んでいます。測定の結果では、前年と比較してほぼ横ばいですが、一時間の測定値が環境基準を超過することはありませんでした。

市では大気環境保全の取り組みとして、アイドリング・ストップの呼びかけを行っています。現在は、埼玉県生活環境保全条例においても、駐停車中のアイドリングが禁止されています。これに伴い、駅周辺において啓発物を配布しながら協力の呼びかけを行う他、横断幕を歩道橋等に設置し、運転手にも呼びかけています。

ダイオキシン等の問題で関心の高い野外焼却については、通報による現地指導のほか、

月2回の割合で環境保全巡回パトロールを実施しています。

(3) 大気汚染に係る環境基準

①大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること

※1 一酸化窒素 (NO)、窒素酸化物 (NOX)には環境基準は定められておりません。

※2 単位: ppm (パーツ・パー・ミリオン)

mg/m³ (ミリグラム・パー・立法メートル)

②有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること

※ 単位: mg/m³ (ミリグラム・パー・立法メートル)

大気汚染測定結果

二酸化硫黄(SO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

平成27年度

(単位: ppm)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.001未満	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.003	0.003	0.002	0.001未満	0.003	0.002	12
あやめ会館	0.001未満	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001未満	0.001	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
栗橋西中学校	0.001未満	0.001	0.002	0.002	0.003	0.002	0.001未満	0.002	0.002	0.001未満	0.001	0.002	0.002	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.001未満	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	12
平均 値	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.002	48

注：平均値において、0.001未満は報告下限値（0.001）として計算した。

37

平成28年度

(単位: ppm)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.001未満	0.002	0.004	0.004	0.005	0.001	0.001	0.001未満	0.002	0.001	0.003	0.002	0.002	12
あやめ会館	0.001未満	0.004	0.003	0.003	0.004	0.001未満	0.001	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	12
栗橋西中学校	0.002	0.004	0.002	0.001	0.004	0.001未満	0.002	12						
鷺宮西コミュニティセンター	0.001	0.003	0.002	0.003	0.004	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001	0.001未満	0.002	12
平均 値	0.001	0.003	0.003	0.003	0.004	0.001	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.001	0.002	48

注：平均値において、0.001未満は報告下限値（0.001）として計算した。

二酸化窒素(NO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

平成27年度

(単位: ppm)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.017	0.015	0.017	0.012	0.010	0.014	0.016	0.022	0.025	0.023	0.019	0.023	0.018	12
あやめ会館	0.013	0.011	0.011	0.009	0.008	0.012	0.013	0.016	0.019	0.017	0.016	0.018	0.014	12
栗橋西中学校	0.010	0.009	0.009	0.008	0.006	0.008	0.010	0.015	0.017	0.017	0.014	0.016	0.012	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.011	0.011	0.011	0.010	0.006	0.009	0.012	0.016	0.019	0.019	0.015	0.017	0.013	12
平均 値	0.013	0.012	0.012	0.010	0.008	0.011	0.013	0.017	0.020	0.019	0.016	0.018	0.014	48

38

平成28年度

(単位: ppm)

設置場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	測定数
工業団地管理センター	0.013	0.014	0.014	0.012	0.010	0.014	0.017	0.021	0.024	0.016	0.016	0.015	0.016	12
あやめ会館	0.010	0.011	0.010	0.008	0.007	0.011	0.013	0.015	0.019	0.013	0.013	0.011	0.012	12
栗橋西中学校	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.008	0.010	0.014	0.017	0.011	0.011	0.010	0.010	12
鷺宮西コミュニティセンター	0.009	0.009	0.009	0.007	0.006	0.008	0.012	0.016	0.018	0.012	0.013	0.010	0.011	12
平均 値	0.010	0.010	0.010	0.008	0.007	0.010	0.013	0.016	0.020	0.013	0.013	0.012	0.012	48

一酸化窒素(NO)

平成27年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.005	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.004	0.009	0.016	0.018	0.011	0.007	0.007
	1時間値の最高値	ppm	0.145	0.113	0.044	0.038	0.040	0.036	0.070	0.128	0.167	0.266	0.136	0.145	0.111
	日平均値の最高値	ppm	0.020	0.013	0.009	0.006	0.007	0.008	0.014	0.027	0.049	0.059	0.039	0.026	0.023
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.018	0.010	0.009	0.010	0.010	0.014	0.018	0.033	0.040	0.036	0.028	0.021	0.021
	1時間値の最高値	ppm	0.182	0.139	0.109	0.122	0.109	0.099	0.149	0.173	0.236	0.280	0.227	0.192	0.168
	日平均値の最高値	ppm	0.044	0.028	0.029	0.027	0.026	0.033	0.035	0.066	0.094	0.088	0.067	0.075	0.051

63

平成28年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.003	0.002	0.001	0.002	0.003	0.003	0.006	0.010	0.017	0.012	0.006	0.006	0.006
	1時間値の最高値	ppm	0.092	0.041	0.026	0.062	0.069	0.054	0.074	0.159	0.151	0.203	0.147	0.125	0.100
	日平均値の最高値	ppm	0.020	0.008	0.003	0.012	0.012	0.013	0.015	0.044	0.054	0.065	0.033	0.019	0.025
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.011	0.009	0.007	0.008	0.010	0.013	0.020	0.029	0.036	0.028	0.018	0.018	0.017
	1時間値の最高値	ppm	0.152	0.102	0.097	0.093	0.130	0.097	0.146	0.190	0.210	0.269	0.214	0.185	0.157
	日平均値の最高値	ppm	0.042	0.027	0.014	0.023	0.031	0.033	0.048	0.088	0.093	0.086	0.058	0.037	0.048

二酸化窒素(NO₂)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

平成27年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.016	0.013	0.010	0.011	0.008	0.011	0.014	0.016	0.021	0.021	0.020	0.017	0.015
	1時間値の最高値	ppm	0.048	0.052	0.040	0.039	0.036	0.040	0.060	0.051	0.049	0.063	0.056	0.061	0.050
	日平均値の最高値	ppm	0.030	0.029	0.019	0.023	0.016	0.017	0.027	0.028	0.033	0.035	0.035	0.034	0.027
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.026	0.023	0.020	0.019	0.016	0.022	0.026	0.026	0.029	0.029	0.030	0.027	0.024
	1時間値の最高値	ppm	0.065	0.065	0.057	0.069	0.055	0.064	0.072	0.059	0.057	0.065	0.061	0.067	0.063
	日平均値の最高値	ppm	0.048	0.044	0.037	0.035	0.031	0.037	0.040	0.039	0.044	0.046	0.045	0.045	0.041

平成28年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.013	0.013	0.010	0.010	0.009	0.011	0.016	0.019	0.022	0.019	0.015	0.017	0.015
	1時間値の最高値	ppm	0.044	0.055	0.031	0.040	0.041	0.034	0.045	0.055	0.061	0.055	0.060	0.057	0.048
	日平均値の最高値	ppm	0.025	0.023	0.015	0.016	0.015	0.021	0.029	0.029	0.037	0.033	0.033	0.030	0.026
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.022	0.021	0.019	0.016	0.014	0.018	0.023	0.027	0.029	0.028	0.025	0.029	0.023
	1時間値の最高値	ppm	0.059	0.058	0.054	0.056	0.060	0.056	0.058	0.056	0.062	0.058	0.061	0.067	0.059
	日平均値の最高値	ppm	0.036	0.031	0.029	0.026	0.023	0.030	0.039	0.038	0.044	0.043	0.045	0.041	0.035

窒素酸化物(NO_x)

平成27年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.021	0.015	0.012	0.013	0.010	0.013	0.018	0.025	0.037	0.039	0.031	0.024	0.022
	1時間値の最高値	ppm	0.183	0.154	0.076	0.072	0.063	0.059	0.099	0.161	0.204	0.315	0.178	0.199	0.147
	日平均値の最高値	ppm	0.045	0.042	0.027	0.027	0.021	0.025	0.040	0.054	0.081	0.093	0.069	0.058	0.049
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.044	0.032	0.030	0.029	0.026	0.036	0.044	0.059	0.070	0.065	0.058	0.048	0.045
	1時間値の最高値	ppm	0.238	0.192	0.152	0.155	0.137	0.135	0.192	0.215	0.292	0.323	0.227	0.251	0.209
	日平均値の最高値	ppm	0.087	0.072	0.066	0.058	0.048	0.063	0.075	0.105	0.134	0.127	0.111	0.112	0.088

4

平成28年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	ppm	0.016	0.015	0.011	0.012	0.011	0.013	0.022	0.029	0.039	0.032	0.022	0.023	0.020
	1時間値の最高値	ppm	0.133	0.079	0.051	0.097	0.092	0.071	0.105	0.192	0.212	0.253	0.192	0.177	0.138
	日平均値の最高値	ppm	0.041	0.029	0.016	0.027	0.026	0.031	0.041	0.073	0.092	0.097	0.063	0.048	0.049
久喜本町 自排	月平均値	ppm	0.032	0.030	0.025	0.024	0.024	0.031	0.043	0.055	0.065	0.056	0.043	0.046	0.040
	1時間値の最高値	ppm	0.187	0.143	0.133	0.129	0.184	0.135	0.176	0.229	0.255	0.325	0.264	0.236	0.200
	日平均値の最高値	ppm	0.076	0.057	0.043	0.045	0.053	0.064	0.086	0.125	0.137	0.125	0.099	0.078	0.082

浮遊粒子状物質(SPM)

【環境基準】：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

平成27年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	mg/m^3	0.024	0.024	0.020	0.028	0.022	0.017	0.025	0.019	0.018	0.014	0.015	0.018	0.020
	1時間値の最高値	mg/m^3	0.110	0.087	0.068	0.095	0.096	0.059	0.132	0.109	0.068	0.050	0.068	0.109	0.088
	日平均値の最高値	mg/m^3	0.054	0.045	0.039	0.048	0.063	0.034	0.071	0.037	0.043	0.028	0.042	0.047	0.046

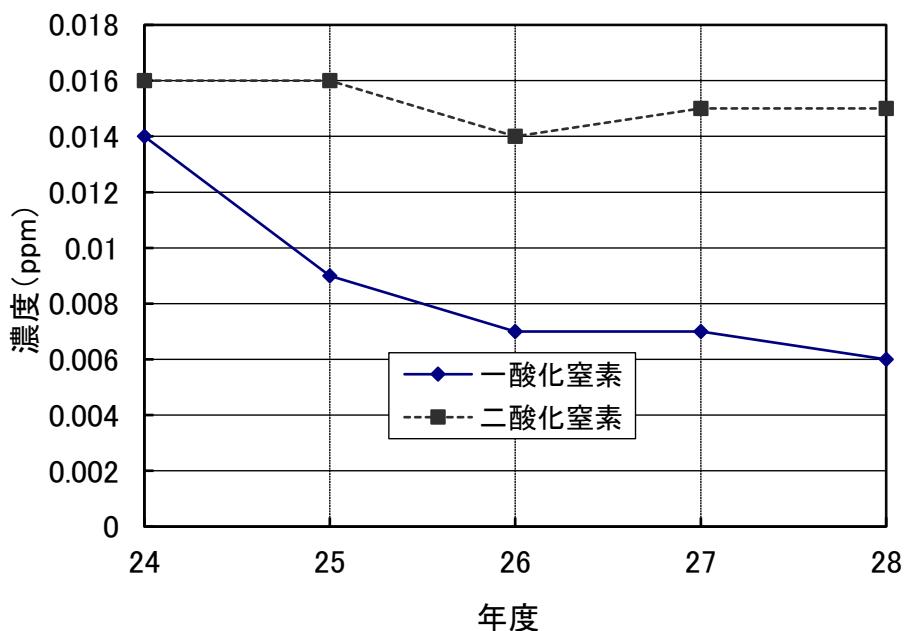
42

平成28年度

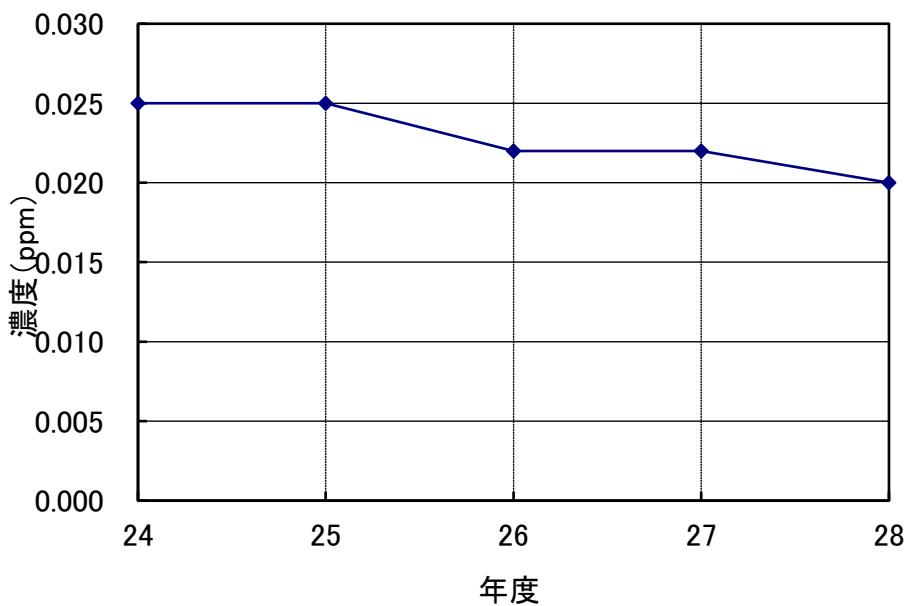
(設置主体 埼玉県)

測定局	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値
久喜 (一般環境 測定局)	月平均値	mg/m^3	0.020	0.023	0.017	0.021	0.013	0.016	0.022	0.015	0.014	0.010	0.009	0.015	0.016
	1時間値の最高値	mg/m^3	0.055	0.076	0.058	0.134	0.062	0.056	0.163	0.087	0.080	0.078	0.044	0.065	0.080
	日平均値の最高値	mg/m^3	0.033	0.039	0.036	0.052	0.021	0.033	0.045	0.039	0.041	0.033	0.023	0.041	0.036

一酸化窒素・二酸化窒素年平均値経年変化
(一般環境測定局)



窒素酸化物年平均値経年変化
(一般環境測定局)



(4) 久喜市の状況について

①大気規制関係事業場及び施設数の推移

区分	施設数				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大気汚染防止法	257	266	274	275	275
埼玉県生活環境保全条例	94	96	96	97	96

②各種届出（平成28年度）※県東部環境管理事務所受理

区分	設置	使用	変更	氏名等 変更	承継	廃止
大気汚染防止法	3	0	0	9	3	5
埼玉県生活環境保全条例	0	0	0	3	3	2

③公害防止統括者・監督者等の届出（平成28年度）※県東部環境管理事務所受理

区分	件数
公害防止組織の整備に関する法律	2
埼玉県生活環境保全条例	6

④平成28年度立入調査状況（実施主体：県東部環境管理事務所）

区分	立入検査	行政措置
大気汚染防止法	18	0
埼玉県生活環境保全条例	1	0

光化学オキシダント(O_x)

【環境基準】：1時間値が0.06ppm以下であること。

平成27年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計値	
久喜(一般環境測定局)	昼間の1時間値が0.06ppm超過	日数	16	24	20	18	12	7	9	2	1	0	0	2	111
		時間	90	162	97	105	70	25	23	3	1	0	0	5	581
	昼間の1時間値が0.12ppm超過	日数	0	1	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	9
		時間	0	1	0	9	8	0	0	0	0	0	0	0	18
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.093	0.121	0.107	0.163	0.144	0.092	0.083	0.072	0.061	0.049	0.056	0.065	

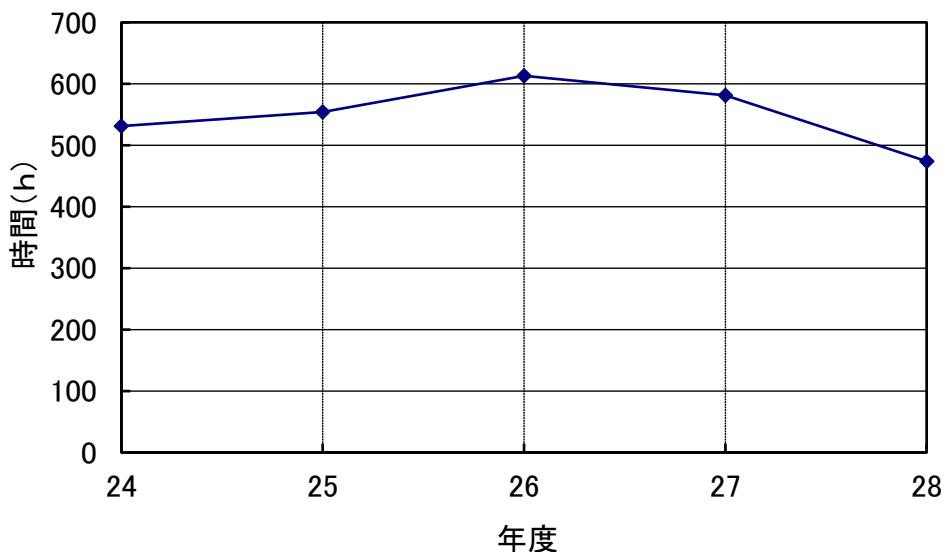
45

平成28年度

(設置主体 埼玉県)

測定局	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計値	
久喜(一般環境測定局)	昼間の1時間値が0.06ppm超過	日数	13	21	17	17	12	8	5	1	0	0	0	4	98
		時間	49	118	96	88	44	37	12	2	0	0	0	28	474
	昼間の1時間値が0.12ppm超過	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	昼間1時間値の最高値	ppm	0.079	0.107	0.110	0.120	0.112	0.093	0.064	0.076	0.044	0.055	0.052	0.077	

**光化学オキシダント経年変化
昼間の1時間値0.06ppmの超過時間数**



有害大気汚染物質調査結果

(調査地点：久喜南中学校、単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	調査時期	環境基準	26年度	27年度	28年度
			(H26. 12. 24~26)	(H27. 12. 8~9)	(H28. 12. 13~14)
ベンゼン		3 (0.003mg/m ³)	2.2	1.6	1.6
トリクロロエチレン		200 (0.2mg/m ³)	2	2.7	2
テトラクロロエチレン		200 (0.2mg/m ³)	0.22	0.09	0.19
ジクロロメタン		150 (0.15mg/m ³)	5.00	5	3.4

※ μg : mgの1,000分の1の値です

2 光化学スモッグ関連測定結果

(1) 監視体制

自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などは、太陽からの紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし、過酸化性物質からなる光化学オキシダントのスモッグを発生します。これを光化学スモッグといい、息苦しくなったり、目がチカチカしたりする原因となります。また、植物にも被害を及ぼすことがあります。

埼玉県は光化学スモッグの被害を未然に防止するため、「埼玉県大気汚染緊急対策要綱」を定めています。この要綱に基づき県内45箇所の基準測定局で光化学オキシダント濃度の常時監視体制をとり、県内（64市町村）を8地区に区分して（久喜市は「県北東部」に区分されている）注意報などの発令体制を整えています。市にはこの基準測定局が南中学校敷地内に置かれています。

測定値が一定の基準に達すると「予報」、「注意報」、「警報」、「重大緊急報」の4区分の発令が行われ、県から市及び消防署、大気汚染防止法で指定されている特定工場などにファックスなどで自動送信されます。特定工場では、この発令後に操業調整などを行うことになっています。

また、市では、学校、保育園等に発令状況を周知するシステムを整えているとともに、防災無線により、市民及び事業者へ周知しています。

なお、発令状況は、埼玉県大気環境課のホームページでもご覧になれます。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0504/index.html>)

(2) 概況

平成28年度の光化学スモッグ緊急時の発令日数は、下表のとおりで、前年度と比べると発令回数が少なくなっています。

埼玉県北東部地区における月別の光化学スモッグ注意報発令状況

年度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
26年度	予 報	0	0	2	2	2	0	0	6
	注意 報	0	0	0	3	3	0	0	6
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0
27年度	予 報	0	0	0	7	4	0	0	11
	注意 報	0	1	0	4	4	0	0	9
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	予 報	0	0	1	0	0	0	0	1
	注意 報	0	0	0	1	0	0	0	1
	警 報	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 光化学スモッグの発生しやすい気象条件

光化学スモッグ注意報等の発令に結びつきやすい気象条件は、これまでの傾向として次のとおりです。

天 气	午前、午後とも晴れ または うすぐもり
風	朝方に北よりの弱い陸風が吹き、日中南よりの海風に変わり、日中の平均風速は、4m/s以下
気 温	日中に24°C以上（24°C程度の場合は9~15時の間に約12.8MJ/m以上の日射量が必要）
大気安定度	上空1,000~1,500mに厚さ200~300m以上の逆転層等の強い安定層が形成されるような場合で、地上から1,500mの間の気温の下がる割合が0.6°C/100m以下

※ 大気安定度

- 1 静止状態にある大気の安定度のことをいう。
- 2 大気中の空気塊を、何らかの方法で上空のある高さまで押し上げた場合、その上昇の原因を取り除いたとき、空気塊が
 - ①ますます上昇していく場合 ······ 大気が不安定な状態
 - ②下降してもとの高度にもどる場合 ······ 大気が安定な状態
 - ③その高度にとどまり、上昇も下降もしない場合 ··· 大気が中立な状態
- 3 大気が安定な状態にあるほど大気は拡散されにくく、汚染物質がたまりやすい。

(4) 光化学スモッグ注意報・警報発令基準

区分	発 令 基 準
予 報	気象状況からみてオキシダント濃度が0.12ppm以上となることが予測されるとき
注意 報	光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められるとき
警 報	光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が継続すると認められる

3 ダイオキシン類

(1) 概要

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質です。主な発生源はごみ焼却などの燃焼ですが、その他に製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

そのため環境中に広く存在していますが、実際に環境中や食品中に含まれる量が非常に微量なため、日常生活のなかで摂取する量では急性毒性が生じるようなことはありません。ダイオキシン類の慢性毒性（長期間継続して摂取した場合に問題となる毒性）としては、発がん性などが確認されています。

(2) 監視体制

埼玉県では、平成12年度からダイオキシン類の常時監視を開始しました。市内には、埼玉県の常時監視システムが1箇所（久喜南中学校）設置されています。

市も、平成9年度からダイオキシン類の調査を実施しています。平成28年度は、環境大気中の濃度について市内2箇所につき年2回調査を実施しています。

①環境大気中ダイオキシン類濃度調査結果の概要

埼玉県及び市で測定した全ての地点において、年平均値で環境基準値（年平均0.6 pg-TEQ/m³以下）を下回りました。

埼玉県		ダイオキシン類大気常時監視結果				(単位 : pg-TEQ/m ³)
調査時期	調査地点	春季 (H28. 5. 19～26)	夏季 (H28. 7. 14～21)	秋季 (H28. 10. 13～20)	冬季 (H29. 1. 12～19)	平均
	久喜南中学校	0.023	0.019	0.059	0.039	0.035

環境大気中のダイオキシン類濃度の調査結果 (単位 : pg-TEQ/m³)

調査時期	28年度			27年度
	夏季 (H28. 7. 27～8. 3)	冬季 (H29. 2. 3～10)	平均	平均
菖蒲総合支所	0.020	0.038	0.029	0.069
鷺宮公民館	0.027	0.021	0.024	0.036
環境基準	年平均0.6 pg-TEQ/m ³ 以下			

(3) 対策

ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで発生することから、市では月2回の割合で「環境保全巡回パトロール」を実施し、野焼きを行っている事業者等に対する指導のほか、一般家庭でごみの焼却行為が行われている場合も、焼却行為をやめ、分別して衛生組合に出すよう指導を行っています。

廃棄物焼却炉については、届出と規制基準を遵守するよう指導を行っています。

ダイオキシン類は、物を燃焼する過程などで発生するので、燃やすごみの量を減らすことがダイオキシン類の発生量を抑制する上で効果的です。このため、私たち一人一人が環境に关心を持ち、ものを大切に長く使い、また、使い捨て製品の購入を控え、ごみの分別・リサイクルに努め、ごみの減量を図ることが大切です。

(4) ダイオキシン類に係る基準・規制

平成11年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法（平成12年1月15日施行）により、ダイオキシン類に関する基準や規制等が定められています。

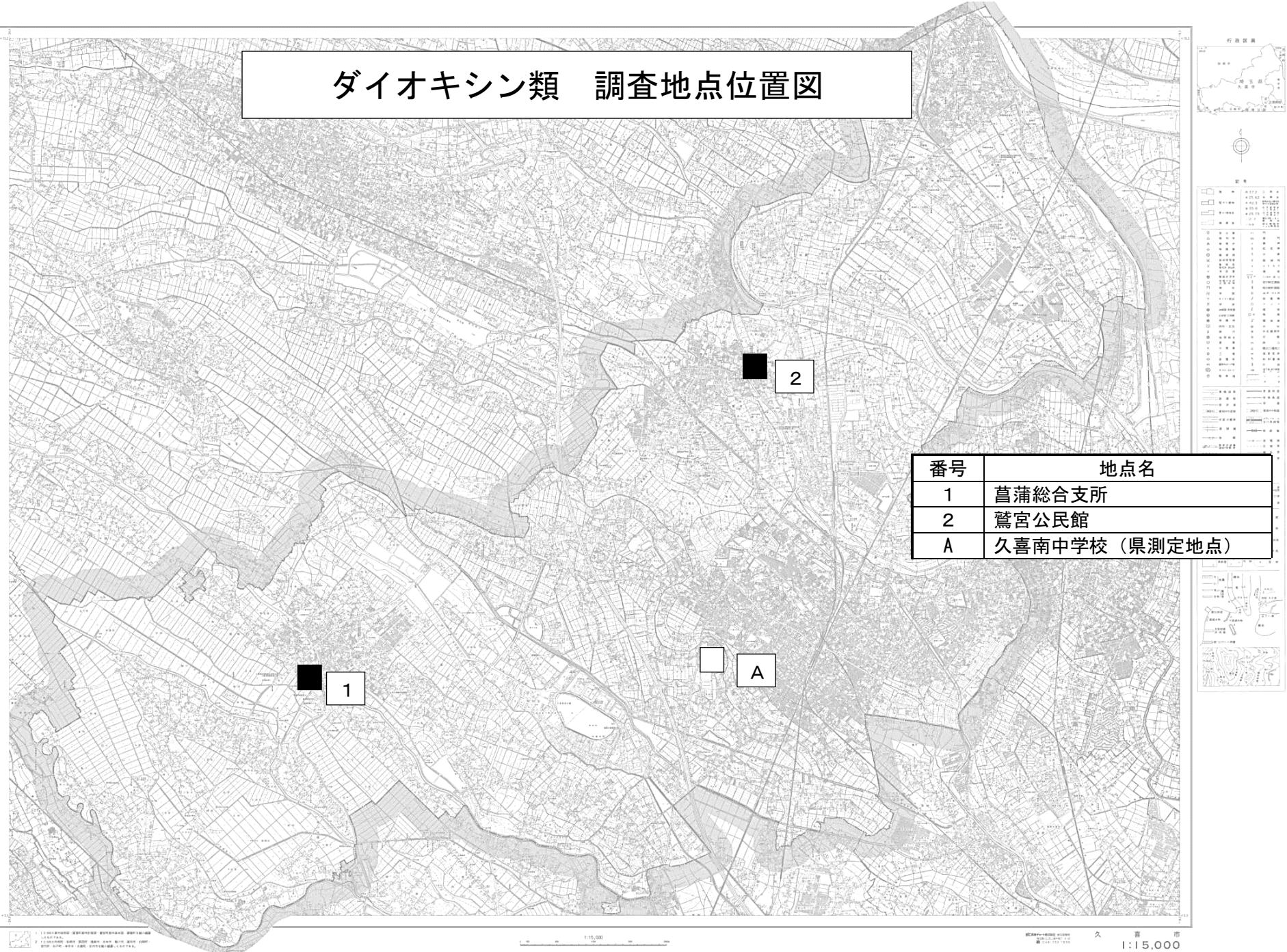
① ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設数（平成29年3月31日現在）

区分	特定施設数
大気の排出基準が適用される特定施設	廃棄物焼却炉12件 製鋼用電気炉1件
水質の排出基準の対象となる特定施設	廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃洗浄施設2件 フロン類破壊施設3件 下水道終末処理施設1件

② 特定施設に係る各種届出（平成28年度） ※県東部環境管理事務所受理

区分	使用	設置
大気関係	0	0
水質関係	0	0

ダイオキシン類 調査地点位置図



4 PM 2.5

PM2.5とは、大気中に浮遊している直径2.5マイクロメートル以下(1マイクロメートルは0.001ミリメートル)の微粒子のことです。

粒子が非常に小さく、肺の奥深くまで入り込みやすいことから、健康への影響が心配されています。

(1) 監視体制

埼玉県では、県内31箇所で実施しているPM2.5の測定結果を基に、8時、12時30分、17時30分の1日3回、1日の平均濃度を予測しています。その結果、「健康に影響する可能性が高くなる」基準を超える高濃度になる恐れがある場合、PM2.5の注意情報が埼玉県から発表されます。

市では、埼玉県から注意情報が発表された場合、防災行政無線及びメール配信により市民及び事業者へ周知します。

注意情報の発表後、濃度が低下した場合でも、注意情報は解除されることはありません。

また、注意情報は、発表された日の深夜0時まで適用されますが、翌日以降に持ち越されることはありません。

(2) 概況

平成28年度のPM2.5の注意情報の発令はありませんでした。

(3) 規制基準等

環境省では、PM2.5が「健康に影響する可能性が高くなる」基準を「一日の平均濃度が、1立方メートルあたり70マイクログラム以上」と定めています。

また、環境省の専門委員会によって、「一日の平均濃度が、1立方メートルあたり35マイクログラム以下」と、PM2.5の環境基準が定められています。

(4) 注意情報発表時の注意点

- ・不要不急の外出ができるだけ減らしてください。
- ・屋外での長時間の激しい運動ができるだけ減らしてください。
- ・換気や窓の開閉を必要最小限にしてください。

※病弱な方、乳児、お年寄りの方などは影響を受けやすいと考えられるため、注意してください。

5 騒音・振動

(1) 監視体制

静穏な生活環境を保全するため、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場や工事現場等から発生する騒音・振動に対して規制を行っています。

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を発生する機械類についてそれぞれ「特定施設」、埼玉県生活環境保全条例では「指定騒音施設」、「指定騒音作業」、「指定振動施設」を定め、設置者等に対し各種届出及び規制基準の遵守を義務づけています。

また、建設作業のうち特に大きな騒音・振動を発生する作業について、それぞれ「特定建設作業」を定め、各種届出及び規制基準の遵守を義務づけています。

市では、騒音・振動に係る苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

(2) 概況

平成28年度の苦情件数は23件でした。その内容は、工場・事業場からの作業音や振動、特定建設作業における作業音や振動に関するものでした。

苦情を受けた際には、現地の状況を確認し、原因者に対し周囲への配慮をお願いしています。

(3) 騒音・振動に関する規制基準

①特定工場等・指定騒音施設等の規制基準（騒音規制法第4条第1項・S54県告示）

区域区分		時間区分	朝 (午前6時～ 午前8時)	昼間 (午前8時～ 午後7時)	夕 (午後7時～ 午後10時)	夜間 (午後10時～ 翌日の午前6時)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		45dB	50dB	45dB	45dB
2種	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない地域		50dB	55dB	50dB	45dB
3種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域		60dB	65dB	60dB	50dB
4種	工業地域 工業専用地域（一部） ※本市においては、工業専用地域以外の区域との境界線から内側へ水平距離が100mまでの区域		65dB	70dB	65dB	60dB

※1 規制基準の特例 2種、3種、4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域で定める当該値から5dB減じた値とする。

※2 測定場所は、特定工場等の敷地境界線とする。

※3 評価方法は、騒音の状況により異なる。

②特定工場等・指定振動工場等の規制基準（振動規制法第4条第1項・S52県告示）

区域区分		時間区分 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	60dB	55dB
2種	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	65dB	60dB

※1 規制基準の特例 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内における規制基準は、それぞれの区域で定める当該値から5dB減じた値とする。

※2 測定場所は、特定工場等の敷地境界線とする。

※3 評価方法は、振動の状況により異なる。

③騒音規制法・振動規制法関係届出状況

特定施設の件数（平成29年3月31日現在）

種類	区分		騒音規制法		振動規制法	
	工場等実数	施設数	工場等実数	施設数	工場等実数	施設数
金属加工機械	44	259	8	51		
空気圧縮機等	117	744	24	185		
土石用破碎機等	13	22	5	6		
織機	0	0	0	0		
建設用資材製造機械	4	6	0	0		
コンクリートブロックマシン等	0	0	0	0		
穀物用製粉機	0	0	0	0		
木材加工機械	4	14	0	0		
抄紙機	0	0	0	0		
印刷機械	12	137	1	56		
ゴム練用・合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0		
合成樹脂用射出成形機	10	114	0	0		
鋳型造型機	0	0	0	0		
合計	204	1296	38	298		

④各種届出（平成28年度）

区分	設置		使用全廃		数変更		防止の方法変更	使用の方法変更	氏名等変更	承継
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数				
騒音規制法	5	114	0	0	0	0	0	0	8	3
振動規制法	5	105	0	0	0	0	0	0	3	1

⑤埼玉県生活環境保全条例関係届出状況

指定施設・指定作業の件数（平成29年3月31日現在）

施 設 名		工 場 等 実 数	施 設 数
指定騒音施設	木材加工機械	1	3
	合成樹脂用の粉碎機	2	31
	ペレタイザー	0	0
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	0	0
	冷却塔	38	155
計		41	189
指定騒音作業	金属板のつち打作業	0	0
	ハンドグラインダー使用作業	4	33
	電気のこぎり等使用作業	1	3
	計	5	36
指定振動施設	シェイクアウトマシン	1	5
	オシレンティングコンベア	0	0
	計	1	5

⑥各種届出（平成28年度）

区分	設 置		使 用 全 廃		数 変 更		防 止 の 方 法	使 用 の 方 法	氏 名 等 変 更	承 繼
	工 場 等 数	施 設 数	工 場 等 数	施 設 数	工 場 等 数	施 設 数				
指定騒音施設	1	14	0	0	1	5	0	0	4	0
指定騒音作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定振動施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑦公害防止統括者等の届出

騒 音 関 係		件 数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	0
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	1
振 動 関 係		件 数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	0
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	1

⑧特定建設作業における騒音の基準（S43厚生省建設省告示・S54県告示）

区分 区域	1号	2号	備 考
基 準 値	85dB		作業場所の敷地境界線
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	例外規定あり※
最大作業時間	10時間／日	14時間／日	例外規定あり※
最大作業日数	連続6日		例外規定あり※
作業禁止日	日曜日・休日		例外規定あり※

※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。

⑨特定建設作業における振動の基準（振動規制法施行規則別表第1）

区分 区域	1号	2号	備 考
基 準 値	75dB		作業場所の敷地境界線
作業禁止時間	19:00～7:00	22:00～6:00	例外規定あり※
最大作業時間	10時間／日	14時間／日	例外規定あり※
最大作業日数	連続6日		例外規定あり※
作業禁止日	日曜日・休日		例外規定あり※

※印の項目は、災害時の緊急作業等について例外規定が設けてある。

⑩区分の区域

1号 区域	○第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域 ○上記の区域以外の区域で、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲おおむね80m以内の区域
2号 区域	1号 区域 以外 の 区域

⑪騒音規制法に基づく特定建設作業の届出件数（平成28年度）

作業の種類	件 数
くい打機	0
びょう打機	0
さく岩機	11
空気圧縮機	9
コンクリートアスファルトプラント	0
バックホウ	3
トラクターショベル	0
ブルドーザー	0
計	23

⑫振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数（平成28年度）

作業の種類	件 数
くい打機等	0
鋼球	0
舗装版破碎機	1
ブレーカー	16
計	17

(4) 自動車交通騒音・道路交通振動

①監視体制

騒音規制法では、自動車交通騒音の状況を常時監視することとなっています。

自動車交通騒音常時監視の権限については、平成24年に県から市に委譲されたことから、市は、騒音規制法及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成12年4月 環境庁）に基づき、市内の全ての国道及び県道の常時監視を、5箇年で実施します。

また、振動測定をあわせて実施し、実態の把握に努めています。

②概況

平成28年度は、①一般国道4号、②一般国道125号、③一般国道468号（圏央道）、④春日部久喜線、⑤上尾久喜線、⑥下早見菖蒲線の調査及び面的評価を実施しました。

③騒音・振動の基準値

測定を実施した路線の環境基準は下表のとおりです。なお、環境基準については、道路の種類、用途地域や車線数により異なります。

道路に面する地域及び幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

地域の区分		昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00
A 地域	第1種低層住居専用地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	70デシベル以下	65デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
近接空間	幹線交通を担う道路より	70デシベル以下	65デシベル以下
	15メートル（2車線以下）		
	20メートル（3車線以上）		

④騒音・振動測定結果

騒音・振動測定結果

時間帯	騒音 (dB(A))		振動 (dB)	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00
一般国道4号	71	67	47	41
一般国道125号	70	69	54	50
一般国道468号（圏央道）	57	54	42	40
春日部久喜線	59	53	36	30未満
上尾久喜線	67	62	46	35
下早見菖蒲線	68	65	45	39
環境基準	70	65	-	-
要請限度	75	70	70	65

※要請限度とは

- ・自動車騒音の要請限度（騒音規制法）

市長は、規制地域内で騒音の大きさを測定した場合において、自動車騒音が総理府令で定める限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による最高速度の制限等の交通規制の措置をとるべきことを要請するものとされています。また、必要があると認めるときは、舗装の改良その他の道路構造の改善等自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

- ・道路交通振動の要請限度（振動規制法）

市長は、測定の結果、道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとされています。

⑤面的評価結果

面的評価結果

	調査対象戸数	環境基準達成率(%)
一般国道4号	205	78.5
一般国道125号	189	72.1
一般国道468号（圏央道）	40	100.0
春日部久喜線	1,085	99.6
上尾久喜線	422	100.0
下早見菖蒲線	7	100.0

※面的評価

「面的評価」とは、道路から50メートル以内の帶状の地域について、建物ごとに騒音の状況を推計し、環境基準を満たしている建物の割合を求めるで評価を行う方法です。

(4) 新幹線鉄道騒音・振動

①監視体制

東北新幹線における騒音・振動について、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年環境庁告示）に基づく環境基準及び「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年環境庁長官から運輸大臣あて）に基づく指針値との適合状況を把握するため、県が測定を実施しています。

また、市も同じ地点で独自に騒音測定を実施しています。

②概況

県環境部水環境課測定では、騒音について全ての地点において環境基準（類型Iの地域：基準値70デシベル）を達成していました。振動は指針値を超えていませんでした。

市では、軌道中心線から12.5mの地点における地上1.2m、3m及び6mの高さで測定を実施した結果、全ての高さで環境基準を達成していました。

この結果と周辺の状況等を勘案し、必要に応じて対応を行っていきます。

③新幹線鉄道の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準（S50環境庁告示）

地域の類型	基 準 値
I	70dB以下
II	75dB以下

※ I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

④新幹線鉄道の振動の指針（昭和51年3月21日付け環大特第32号「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」

ア 70dBを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じる。

イ 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

⑤東北新幹線騒音・振動測定結果

東北新幹線 騒音・振動測定結果（県環境部水環境課測定）

区 分	騒音 レベル (dB)			振動 レベル (dB)
測定日	H28.10.19			H28.10.19
軌道中心線からの距離	25m	50m	100m	25m
地上の高さ	1.2m			
測定結果	69	66	61	59
基準値（騒音）	70			—
指針値（振動）	—			—
適否	○	○	○	○

東北新幹線 騒音測定結果の概要（市測定）

区 分	騒音 レベル (dB)		
測定日	H28.10.19		
軌道中心線からの距離	12.5m		
地上の高さ	1.2m	3m	6m
測定結果	69.0	67.5	69.1
基準値	70		
適否	○	○	○

(5) 深夜営業騒音

①監視体制

飲食店等の深夜営業に伴うカラオケ音や、駐車場における利用客の話し声、自動車のアイドリング音による騒音が問題となっています。

埼玉県生活環境保全条例において、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。

市では、音響機器を使用して飲食店経営を予定している方が、幸手保健所への営業許可申請を行う際の事前協議において、①県生活環境保全条例の規制基準を遵守すること、②駐車場での騒音発生を防止するための対策を講じること、③苦情が発生した場合、速やかにその解決にあたることの3点について、指導を行っています。

また、苦情が発生した場合には、現地調査や指導等を行っています。

②概況

平成28年度の苦情件数は1件でした。その内容は、深夜営業における騒音に関するものでした。

③深夜営業における規制基準

ア 規制対象営業

飲食店、喫茶店、ボーリング場、バッティングセンター、ゴルフ練習場、小売店（店舗面積が500m²以上）、公衆浴場（保養を目的とするもの）の営業。

騒音の規制基準（最大騒音レベル）

用途地域	規制基準値 (午後10時から翌日の午前6時)
第1種低層住居専用地域	
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	45dB
第2種住居地域	
準住居地域	
用途地域の定めのない地域	
都市計画地域外	
近隣商業地域・商業地域	50dB
準工業地域・工業地域	

イ 深夜における音響機器の使用禁止

規制対象営業を行っている方が、音響機器の使用が禁止されている用途地域内で、深夜（午後11時から翌日の午前6時）営業を行う場合、次に掲げる音響機器の使用は禁止されています。ただし、音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合は除かれます。

深夜音響機器の使用禁止となる用途地域は、商業・工業・工業専用地域以外です。

使用禁止となる音響機器
カラオケ装置、ステレオセットその他の音響機器、拡声装置、録音・再生装置、有線ラジオ放送装置（受信装置に限る）、楽器

(6) その他の騒音・振動

①環境基準

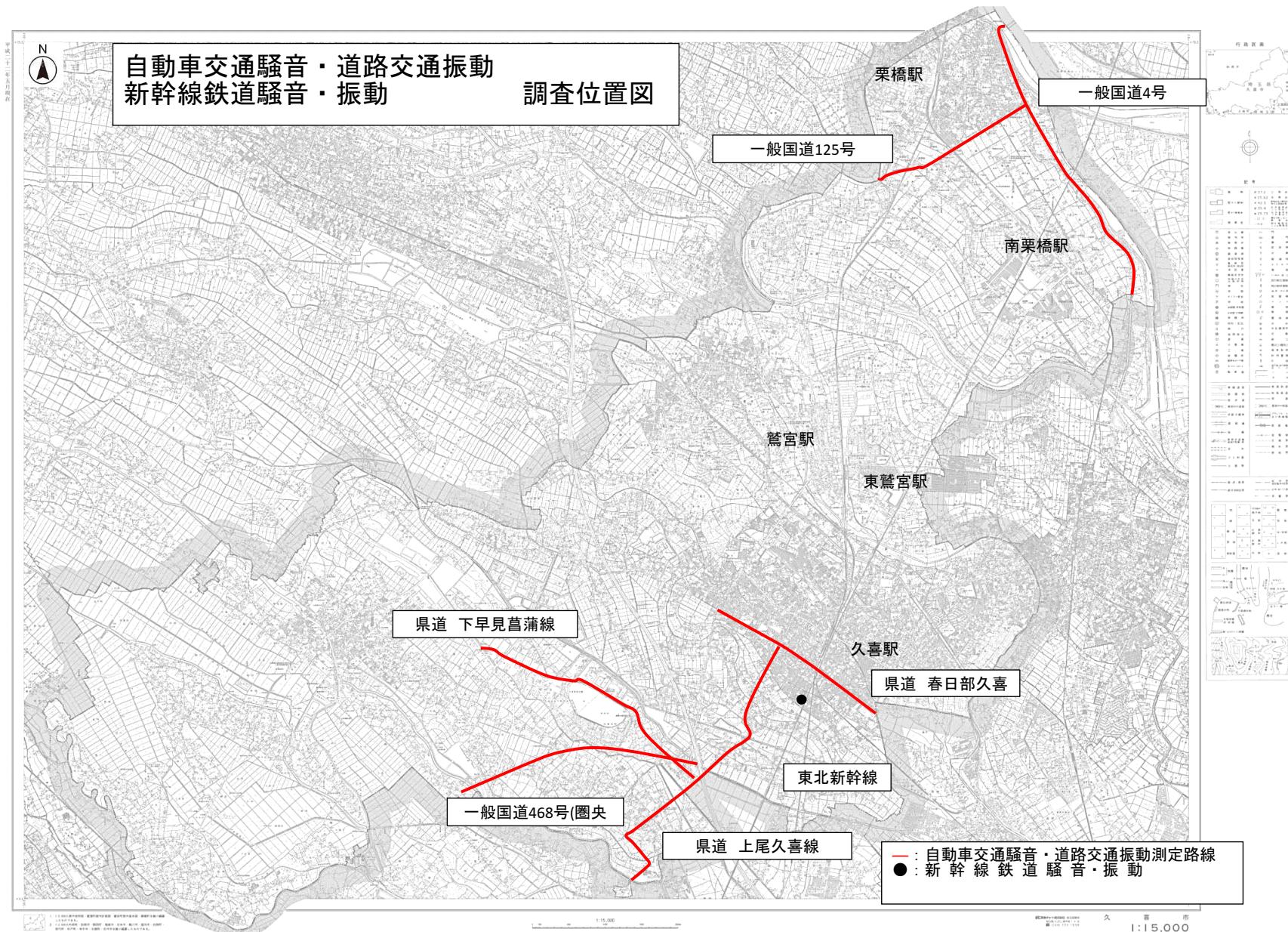
一般地域の騒音に対する環境基準（H10環境庁告示・H11県告示）

時間の区分		昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
地域の区分			
A 地域	第1種低層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
	第2種低層住居専用地域		
	第1種中高層住居専用地域		
	第2種中高層住居専用地域		
B 地域	第1種住居地域		
	第2種住居地域		
	準住居地域		
	用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		

※1 原則として、工業専用地域については適用されない。

※2 評価手法は、等価騒音レベル（Leq）による。

なお、振動については環境基準を定めておりません。



6 悪臭

(1) 監視体制

悪臭公害は、工場・事業場などから排出される悪臭をもつ物質が、付近の住民の嗅覚を刺激し、不快感などをもたらすもので、騒音・振動とともに感覚公害と呼ばれています。

悪臭防止法では、「市町村長は規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより、住民の生活環境が損なわれていると認められたときは、その事業場の設置者に対し、指導勧告及び改善命令することできる」と規定しています。

市では、工場・事業場から発生する悪臭に係る苦情が発生した場合、現地調査や指導等を行っています。

(2) 概況

平成28年度の苦情件数は7件でした。その内容は、工場や事業所から排出される臭いに関するもので、現地調査や指導等を行いました。

(3) 規制基準等

悪臭防止法

①敷地境界線における規制基準（第1号規制基準）

（施行規則第1条、施行規則第6条）

区域区分		基準値
A区域	(B、C区域を除く区域)	臭気指数15
B区域	(農業振興地域)	臭気指数18
C区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数18

※久喜市における規制基準

②排出口における規制基準（第2号規制基準）

（施行規則第6条の2）

基準は、敷地境界線（第1号規制基準）の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

③排出水中の規制基準（第3号規制基準）

（施行規則第6条の3）

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。臭気指数とは、ある工場や事業場のにおいを無臭空気で薄めていき、においが感じられなくなったときの希釈倍率（これを臭気濃度といいます。）を求め、その常用対数に10を乗じた数値のことです。この測定は、原

則6人が実際に自分の鼻で行い、臭気判定士（国家資格）資格を持った人の監督のもとに行われますので、精度は十分に確保されます。

臭気指数規制は、この数値によって規制を行うことになります。

※臭気指数

臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値。

臭気指数= $10 \times \log_{10}$ （臭気濃度）

例：臭気濃度63の場合・・・ $10 \times \log_{10} (63) \approx 18$ 臭気指数は18となる。

（4）規制対象

臭気指数規制では、すべての工場・事業場が規制対象となります。

III-2. 水環境の保全

1 監視体制

埼玉県や国土交通省、独立行政法人水資源機構等は、県内の44河川、94地点で測定を行っています。市内には測定地点がありませんが、関係河川としては中川の行幸橋（幸手市）、大落吉利根川の杉戸古川橋（杉戸町）、元荒川の八幡橋（白岡市、蓮田市）で測定が行われています（いずれの河川も環境基準ではC類型）。

調査内容は、pHなどの生活環境項目、カドミウムなどの健康項目、銅などの特殊項目等を測定しています。（「公共水域及び地下水の水質測定結果」－埼玉県・水環境課発行）

なお、市では、独自に市内36河川（用排水路を含む）42箇所と4湖沼4箇所、合計46箇所において、生活環境項目の水質測定を年2回（灌漑期一夏季、非灌漑期一冬季）行っています。このうち、一級河川等の一部の河川については、夏季の測定時に健康項目の水質測定を併せて行っています。

また、埼玉県からの権限移譲により、平成27年4月から水質汚濁防止法や埼玉県生活環境保全条例に基づく特定事業場等への立ち入り検査については、市で行っています。

2 概況

市が行っている河川水質調査の結果は、上述したように大落吉利根川が環境基準でC類型に分類されていることから、この基準と比較していますが、市内の河川水質について一部河川等を除き大きな変化は見られておりません。環境基準を超過している項目がいくつか見られますが、水量の低下や、それに伴って流れが滞ってしまっていることが原因と考えられます。

水質汚濁の原因を大きく分けると、工場や事業所の排水と家庭から排出される生活雑排水に区分されます。工場や事業所の排水は公共用水域（公共利用のための河川、湖沼などの水域や水路、下水道は除く）や下水道に排出されるまでは水質汚濁防止法で規制されています。

生活雑排水対策については、公共下水道の整備とともに、現在、公共下水道と集落排水施設整備の狭間の部分の対策として、合併処理浄化槽の普及に努めています。

近年は、日常生活から排出される炊事、洗濯、入浴等の未処理の生活雑排水が水質汚濁の主因となってきています。家庭における洗剤の使用量の削減や、使用済み食用油の処理・再利用の研究なども重要になってきています。

3 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

生活環境の保全に関する環境基準（C類型）

項目	基準値
水素イオン濃度（pH）	6.5以上8.5以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	5mg/l以下
浮遊物質量（SS）	50mg/l以下
溶存酸素量（DO）	5mg/l以上

※ 70から92ページの生活環境項目の測定結果では、COD、全窒素、全リン、塩化物イオンも測定していますが、これらについての環境基準はありません。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/l以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下		

※1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

※2 「検出されないこと」とは、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

河川等水質測定結果（生活環境項目）

測定項目	採水地点 1 青毛堀川（上流） 内野橋付近			
採水年月日	H27.8.22	H28.1.16	H28.8.8	H29.1.23
採水時刻	14:15	11:25	9:40	12:25
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	33.8	9.8	29.9	7.6
水温	27.9	10.5	26.8	6.9
外観	淡黄色	淡黄緑色	淡灰色	淡灰黄色
臭氣	弱藻臭	微川藻臭	微藻臭	微下水臭
透視度	50.0以上	47.0	50.0以上	28.0
pH	6.9	7.6	7.4	7.5
BOD	2.8	6.3	2.0	9.3
COD	4.8	10	5.1	11
SS	19	12	27	12
DO	6.3	6.1	6.5	7.4
全窒素	3.2	14	2.0	12
全リン	0.23	1.1	0.1	0.78
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目	採水地点 2 青毛堀川（下流） 河原橋付近			
採水年月日	H27.8.28	H28.1.16	H28.8.9	H29.1.23
採水時刻	9:07	13:34	10:50	11:35
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
	順流	順流	順流	順流
気温	22.7	14.7	34.6	6.3
水温	22.8	13.0	28.3	8.0
外観	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄白色
臭氣	無臭	微川藻臭	無臭	微下水臭
透視度	50.0以上	34.0	46.4	50.0以上
pH	7.3	7.9	7.2	7.5
BOD	1.4	5.5	1.5	4.6
COD	4.8	10	5.2	9
SS	24	14	39	10
DO	5.7	9.6	6.5	9.1
全窒素	2.5	14	2.4	9.6
全リン	0.33	1.0	0.22	0.42
ほう素	不検出	-	不検出	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	3 備 前 堀 川 (上流) 塚田橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	15:22	8:37	9:25	9:20
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	33.2	4.6	28.8	4.1
水温	28.0	5.0	26.0	1.5
外観	淡黄緑色	淡黄緑色	淡白色	淡白黄色
臭氣	無臭	微下水臭	微藻臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	38.0
pH	6.7	7.4	8.1	7.7
BOD	1.2	2.4	0.7	1.7
COD	3.0	3.7	3.4	4.8
SS	6.6	4.2	9	7
DO	6.2	7.7	6.7	13
全窒素	1.9	2.0	1.4	2.5
全リン	0.09	0.09	0.07	0.08
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	4 備 前 堀 川 (下流) 道地橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	11:47	10:30	15:35	9:45
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	22.5	9.3	33.0	4.8
水温	23.2	7.8	28.4	4.0
外観	淡黄色	淡緑色	淡白色	淡黄白色
臭氣	弱川藻臭	微魚介臭	微藻臭	微下水臭
透視度	50.0以上	40.0	50.0以上	50.0以上
pH	7.3	7.7	7.1	7.6
BOD	0.9	2.4	0.7	1.1
COD	3.6	4.9	4.0	3.5
SS	14	8.4	18	7
DO	7.1	9.5	8.2	11
全窒素	1.6	2.5	1.4	2.1
全リン	0.12	0.13	0.07	0.08
ほう素	不検出	-	不検出	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	5 五ヶ村落 割目橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	14:43	9:03	9:20	9:00
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 2	5. 8	28. 2	4. 0
水温	23. 1	6. 6	25. 4	3. 7
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡白黄色	淡灰黄色
臭氣	無臭	微藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	23. 0	36. 3	22. 8
p H	7. 1	7. 0	7. 0	7. 3
B O D	1. 2	2. 5	0. 7	1. 8
C O D	2. 9	4. 6	4. 0	4. 4
S S	7. 6	17	16	15
D O	6. 1	6. 8	6. 7	8. 9
全窒素	2. 0	7. 0	1. 5	3. 7
全リン	0. 09	0. 18	0. 07	0. 13
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	6 備前前堀川 皆代橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H29. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	11:24	11:13	9:45	10:10
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 8	9. 7	32. 2	5. 9
水温	22. 9	9. 4	28. 2	4. 1
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡灰色	淡灰色
臭氣	無臭	無臭	微藻臭	微藻臭
透視度	50. 0以上	41. 0	50. 0以上	50. 0以上
p H	7. 2	7. 9	7. 1	7. 4
B O D	0. 9	2. 9	1. 0	2. 0
C O D	2. 9	5. 3	3. 8	4. 6
S S	7. 3	7. 8	3	5
D O	5. 5	12	6. 0	11
全窒素	2. 1	4. 3	1. 4	4. 2
全リン	0. 10	0. 17	0. 06	0. 10
ほう素	不検出	-	不検出	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	7 姫宮落 (上流) 逆門橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	12:54	9:00	14:35	13:10
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	停止	停止
気温	24.6	6.0	33.0	7.8
水温	25.3	7.0	28.2	9.0
外観	無色透明	無色透明	灰黒色	無色透明
臭氣	下水臭	微ヘドロ臭	微下水臭	無臭
透視度	50.0以上	44.0	14.3	50.0以上
pH	7.2	7.5	7.4	7.4
BOD	6.8	7.0	13.6	1.5
COD	17	19	11	16
SS	13	49	179	3
DO	1.5	3.6	2.0	5.5
全窒素	2.7	3.9	21	69
全リン	21	16	9.6	28
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	8 姫宮落 (下流) 日本きのこセンター付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	13:43	10:12	15:10	9:10
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	24.4	8.4	33.0	4.9
水温	23.2	7.5	28.0	4.4
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡白黄色	淡灰色
臭氣	弱川藻臭	微魚介臭	微藻臭	微藻臭
透視度	50.0以上	32.0	50.0以上	50.0以上
pH	7.0	7.7	7.1	7.5
BOD	0.6	2.7	0.6	1.5
COD	2.8	6.3	3.9	5.6
SS	6.6	10	14	14
DO	5.9	8.0	7.1	11
全窒素	2.0	5.2	1.5	4.6
全リン	0.12	0.40	0.08	0.30
ほう素	不検出	-	不検出	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	9 中 落 堀 川 (上流) 向地大橋			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	9:56	13:03	10:15	10:50
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23.2	14.7	33.0	6.1
水温	22.4	11.4	27.0	5.8
外観	淡黄色	中黄色	淡灰色	淡灰黄色
臭氣	弱下水臭	無臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	38.0	50.0以上	50.0以上
p H	7.6	7.9	7.4	7.7
BOD	1.0	5.8	1.2	1.4
COD	3.0	7.3	4.3	4.6
SS	12	15	6	3
DO	7.3	16.0	8.2	13
全窒素	2.2	3.5	1.7	3.7
全リン	0.11	0.16	0.07	0.10
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	10 中 落 堀 川 (下流) 備中岐橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	10:36	13:15	10:35	11:20
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	24.1	13.4	34.7	6.3
水温	25.3	16.7	28.4	16.2
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡黄色
臭氣	弱下水臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
p H	7.6	7.5	7.3	7.3
BOD	2.6	6.4	3.3	6.7
COD	6.2	11	6.6	10
SS	5.9	3.4	6	3
DO	6.3	6.2	7.6	6.7
全窒素	14	18	8.9	18
全リン	0.30	0.95	0.14	0.82
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 △採水地点	11 磯沼落 備前前堀川合流付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	14:34	8:35	14:10	13:25
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 4	5. 5	33. 2	7. 7
水温	23. 1	6. 0	28. 4	8. 8
外観	淡黄色	淡黄色	淡白色	淡黄白色
臭氣	無臭	微沼沢臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	28. 0	50. 0以上	40. 4
p H	7. 1	7. 8	7. 5	7. 8
B O D	1. 4	2. 2	0. 7	3. 6
C O D	3. 2	5. 4	3. 3	6. 8
S S	12	9. 6	8	20
D O	7. 0	9. 4	8. 1	14
全窒素	2. 3	3. 8	1. 6	5. 8
全リン	0. 13	0. 35	0. 06	0. 21
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 △採水地点	12 江川落 庄兵衛堀川合流付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	14:08	9:23	13:50	14:10
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	25. 2	6. 7	33. 3	6. 3
水温	23. 0	6. 7	28. 0	6. 7
外観	淡黄色	無色	淡白色	淡白色
臭氣	藻臭	無臭	微藻臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	44. 3	50. 0以上
p H	6. 7	7. 8	7. 2	7. 6
B O D	0. 9	1. 4	0. 5以下	0. 6
C O D	3. 7	3. 1	4. 9	3. 4
S S	16	3. 2	29	5
D O	6. 9	10	7. 6	12
全窒素	1. 9	1. 1	1. 7	1. 9
全リン	0. 13	0. 02	0. 11	0. 04
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	13 椎名落 古久喜公園付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H29. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	7:48	14:35	11:35	12:45
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 6	14. 0	35. 4	7. 9
水温	22. 1	10. 0	28. 4	5. 8
外観	淡黄色	淡茶色	淡灰黄色	淡灰色
臭氣	弱下水臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	44. 0	36. 5	50. 0以上
p H	7. 5	8. 4	7. 4	7. 8
B O D	1. 2	7. 8	1. 0	2. 4
C O D	3. 5	8. 1	4. 3	4. 8
S S	15	33	13	4
D O	6. 7	17	8. 0	11
全窒素	2. 2	2. 7	1. 8	2. 6
全リン	0. 11	0. 18	0. 10	0. 08
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	14 稲荷台用水 県道幸手久喜線交差点付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	9:31	14:10	11:20	12:25
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	停止	順流
気温	23. 6	15. 4	35. 5	7. 3
水温	23. 8	8. 5	28. 4	6. 8
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡灰色
臭氣	弱下水臭	微沼沢臭	下水臭	微下水臭
透視度	40. 0	50. 0以上	46. 1	50. 0以上
p H	7. 3	7. 8	7. 5	7. 6
B O D	3. 3	4. 4	1. 8	4. 9
C O D	5. 5	6. 6	4. 4	7. 0
S S	9. 6	4	15	6
D O	1. 5	5. 4	8. 1	9. 2
全窒素	2. 9	4. 3	2. 3	3. 5
全リン	0. 29	0. 22	0. 13	0. 20
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	15 天王新堀 青毛堀川合流付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	8:16	9:00	11:10	12:05
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	22.8	6.3	35.1	6.6
水温	22.6	3.6	27.9	8.1
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡灰黄色
臭氣	弱下水臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	38.0	50.0以上	36.5
pH	7.4	7.8	7.5	7.7
BOD	1.4	4.4	0.9	4.0
COD	3.6	6.5	3.8	6.3
SS	16	7	9	14
DO	7.2	9.4	8.6	14
全窒素	2.4	4.3	1.7	3.9
全リン	0.15	0.31	0.08	0.25
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	16 平沼落 青葉小学校付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	8:38	8:28	11:00	11:50
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	22.1	3.2	34.3	6.5
水温	23.0	4.5	28.4	4.0
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡黄白色
臭氣	弱川藻臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	7.5	7.8	7.6	7.7
BOD	0.9	2.1	1.6	1.3
COD	3.3	5.1	3.7	5.4
SS	5.4	2.4	6	4
DO	5.8	9.5	8.6	12
全窒素	1.9	1.4	1.7	1.7
全リン	0.1	0.06	0.07	0.08
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	17 蓮ヶ原落 東一橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	10:15	12:50	10:25	11:05
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23.8	14.4	34.2	6.3
水温	22.2	11.8	27.0	3.8
外観	淡黄色	無色	淡灰色	淡灰色
臭氣	弱下水臭	微川藻臭	無臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	7.4	7.8	7.4	7.3
BOD	0.8	2.1	0.8	2.5
COD	3.1	4.7	4.2	4.9
SS	12	3.4	16	4
DO	7.0	9.0	7.8	9.4
全窒素	2.4	3.0	1.9	3.5
全リン	0.08	0.04	0.07	0.05
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	18 仏供田落 筋違橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H29. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	11:00	11:35	9:55	10:20
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	22.9	12.4	32.2	5.1
水温	23.3	10.4	28.4	6.6
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡黄白色
臭氣	弱下水臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	29.0	50.0以上	50.0以上
pH	7.1	8.5	7.2	8.4
BOD	1.0	12	1.0	9.4
COD	3.3	12	4.0	10
SS	4.7	19	7	14
DO	9.1	19	9.7	21
全窒素	1.7	5.7	1.5	5.7
全リン	0.08	0.28	0.06	0.26
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	19 江面落 備前堀川合流付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	12:17	10:55	15:25	9:30
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	22.1	7.4	32.2	4.6
水温	22.7	9.4	27.7	5.4
外観	淡黄緑色	淡茶色	淡灰黄色	淡灰色
臭氣	弱川藻臭	微沼沢臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	42.0	45.0	50.0以上
pH	7.2	7.9	7.2	7.5
BOD	0.5	1.9	1.0	1.0
COD	4.5	5.4	5.3	4.0
SS	13	34	18	10
DO	4.7	9.0	3.6	11
全窒素	1.4	3.3	1.6	2.8
全リン	0.08	0.18	0.09	0.07
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	20 清久大池 清久中継ポンプ場付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 22	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	13:08	13:28	9:00	13:15
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	-	-	流心	流心
流向	-	-	順流	停止
気温	23.6	11.2	28.8	6.9
水温	26.5	7.5	30.0	5.4
外観	淡黄色	淡黄緑色	淡灰色	淡黄色
臭氣	無臭	無臭	微藻臭	微藻臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	7.0	7.3	8.2	7.9
BOD	1.4	2.6	1.7	2.3
COD	4.8	5.0	6.3	5.5
SS	5.8	7	3	10
DO	5.8	11	8.9	13
全窒素	1.5	0.8	0.6	0.6
全リン	0.04	0.04	0.03	0.04
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	21 久喜菖蒲工業団地遊水池 河原井浄水場取水口付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	14:58	8:13	14:10	14:35
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	-	-	-	-
流向	順流	順流	-	-
気温	23.7	4.6	33.3	7.3
水温	25.8	7.8	30.0	5.8
外観	無色透明	無色透明	淡白色	無色透明
臭氣	無臭	無臭	微藻臭	無臭
透視度	50.0以上	43.0	50.0以上	50.0以上
pH	7.4	7.9	9.1	7.9
BOD	1.2	1.5	1.0	1.3
COD	4.3	3.1	5.7	4.2
SS	5	4.8	3	5
DO	6.7	9.8	9.4	13
全窒素	0.78	0.79	0.35	0.68
全リン	0.02	0.02	0.03	0.03
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	22 柏間赤堀 一本木橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	10:45	14:28	11:30	13:10
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	24.4	14.4	30.1	6.9
水温	23.2	10.2	26.2	7.8
外観	淡黄色	淡黄色	淡白黄色	淡白色
臭氣	藻臭	微藻臭	微藻臭	無臭
透視度	50.0以上	50.0以上	40.5	44.2
pH	6.8	7.3	7.1	7.3
BOD	1.3	1.9	1.7	1.3
COD	4.6	4.3	6.3	4.3
SS	22	7.5	42	8
DO	5.6	12	5.7	12
全窒素	1.6	5.0	1.2	5.2
全リン	0.16	0.31	0.10	0.25
ほう素	不検出	-	不検出	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	23 星川 手城橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	7:57	10:50	12:10	13:50
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 3	8. 6	30. 6	6. 2
水温	23. 1	6. 8	27. 4	4. 6
外観	無色透明	無色透明	淡白色	淡白色
臭氣	無臭	無臭	微藻臭	微藻臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上
p H	7. 2	7. 6	7. 6	7. 8
B O D	0. 9	1. 2	0. 5	1. 0
C O D	2. 9	2. 4	3. 1	3. 0
S S	14	4. 7	10	4
D O	7. 8	13	8. 1	14
全窒素	2. 6	2. 6	2. 0	2. 2
全リン	0. 1	0. 08	0. 08	0. 07
ほう素	不検出	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	24 野通川 正眼寺橋付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	9:14	12:58	10:50	11:55
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 8	10. 8	30. 4	5. 5
水温	23. 1	9. 0	26. 4	4. 2
外観	無色透明	淡黄緑色	淡白黄色	淡白色
臭氣	無臭	微下水臭	微藻臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	42. 0	50. 0以上	45. 2
p H	6. 8	7. 6	7. 1	7. 6
B O D	0. 8	16. 0	1. 3	5. 4
C O D	4. 1	11. 0	4. 6	7. 8
S S	16	15	23	8
D O	6. 9	8. 0	7. 0	11
全窒素	1. 9	8. 2	1. 4	6. 3
全リン	0. 15	0. 71	0. 11	0. 52
ほう素	不検出	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	25 中堀第1雨水幹線 菖蒲陣屋交差点付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	15:52	8:05	9:40	9:45
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	34.6	3.8	29.2	3.8
水温	28.0	10.2	26.0	7.2
外観	無色透明	無色透明	淡白色	淡白色
臭氣	無臭	微藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	6.8	7.2	7.1	7.3
BOD	1.1	2.1	0.8	3.1
COD	3.3	3.3	4.2	5.0
SS	15	4.5	18	4
DO	6.9	6.2	7.0	9.4
全窒素	2.3	3.7	1.7	5.4
全リン	0.11	0.27	0.14	0.22
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	26 中堀第2雨水幹線 菖蒲北交差点付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	16:15	9:28	9:50	10:00
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	34.6	5.6	30.0	4.1
水温	28.0	7.6	26.7	6.6
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡白色	淡白色
臭氣	弱藻臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	7.1	7.3	7.4	7.3
BOD	1.9	6.0	1.9	4.7
COD	3.8	6.0	4.0	6.2
SS	8.3	5.8	8	6
DO	6.9	7.0	6.9	7.1
全窒素	2.7	6.4	1.9	5.4
全リン	0.16	0.32	0.14	0.33
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	27 中堀第3雨水幹線 菖蒲町菖蒲4989-2地先			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	16:37	9:57	10:00	10:30
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	36.4	8.1	30.3	4.5
水温	26.5	9.3	26.7	6.0
外観	無色透明	淡黄褐色	淡白色	淡白色
臭氣	無臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	43.0
pH	7.4	7.7	7.5	7.4
BOD	2.1	22	0.5	14
COD	3.2	16	8.0	13
SS	9.9	25	16	11
DO	7.5	5.9	7.2	8.3
全窒素	2.7	11	2.1	10
全リン	0.15	1.4	0.11	0.52
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	28 中堀第4雨水幹線 菖蒲町三箇2421-4地先			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	16:55	10:20	10:10	10:50
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	32.7	12.2	30.1	5.0
水温	27.3	8.4	26.2	5.2
外観	無色透明	淡黄色	淡白色	淡白色
臭氣	無臭	微藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	48.0	50.0以上	50.0以上
pH	6.7	7.5	7.1	7.3
BOD	1.4	12	1.3	5.7
COD	3.7	5.5	3.7	7.3
SS	18	15	7	8
DO	6.0	5.4	9.3	6.7
全窒素	2.0	6.4	1.4	7.8
全リン	0.12	0.35	0.07	0.34
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	29 新堀雨水幹線 菖蒲町新堀223-3地先			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	8:15	11:14	10:20	11:15
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23. 4	10. 6	30. 5	5. 3
水温	23. 0	10. 2	26. 7	7. 5
外観	淡黄緑色	淡黄緑色	淡白色	淡白色
臭氣	無臭	微藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上
p H	7. 0	7. 4	7. 5	7. 4
B O D	1. 3	7. 7	0. 5	6. 4
C O D	3. 2	5. 3	4. 7	6. 7
S S	11	7. 5	14	6
D O	7. 1	3. 0	7. 7	3. 5
全窒素	2. 7	4. 8	2. 4	4. 6
全リン	0. 14	0. 32	0. 10	0. 21
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	30 附廻堀 菖蒲町新堀116-3地先			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	8:42	11:42	10:35	11:35
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	24. 0	13. 1	29. 9	5. 2
水温	22. 5	10. 2	26. 4	3. 2
外観	淡黄緑色	淡黄緑色	淡白色	淡白色
臭氣	無臭	無臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上	50. 0以上
p H	6. 8	7. 6	7. 4	7. 9
B O D	0. 8	2. 7	0. 8	4. 6
C O D	3. 5	4. 8	3. 5	7. 3
S S	13	5. 2	3	2
D O	5. 8	9. 2	11	17
全窒素	1. 6	2. 2	0. 9	4. 2
全リン	0. 11	0. 21	0. 09	0. 11
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	31 小林排水路 菖蒲町小林1853-3地先			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	9:52	13:35	11:00	12:20
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23.8	11.8	31.1	6.3
水温	23.5	11.2	27.6	5.0
外観	淡黄色	無色透明	淡白色	淡灰色
臭氣	藻臭	無臭	微藻臭	微下水臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	6.6	7.9	7.3	7.4
BOD	0.7	8.9	1.0	2.4
COD	2.8	6.4	4.0	3.6
SS	4.7	18	4	3
DO	5.3	9.1	5.4	11
全窒素	3.9	4.8	1.6	5.4
全リン	0.07	0.19	0.09	0.03
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	32 下野寺排水路 県道川越栗橋線交差点付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	9:30	14:00	11:15	12:40
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23.0	12.4	30.7	6.0
水温	23.0	7.8	26.8	4.0
外観	淡黄色	淡白色	淡灰黄色	淡白色
臭氣	弱下水臭	下水臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	12.0	44.4	50.0以上
pH	6.5	6.9	6.9	7.2
BOD	3.8	80	2.0	9.5
COD	3.3	38	4.1	7.0
SS	10	28	16	4
DO	3.3	0.7	3.7	11
全窒素	3.2	9.6	1.2	2.8
全リン	0.05	0.96	0.05	0.07
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	33 小塚下排水路 元荒川合流付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	11:18	15:03	11:45	13:30
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	-
流向	順流	順流	順流	-
気温	24.0	13.6	30.2	6.4
水温	24.0	9.1	27.9	5.5
外観	淡黄色	淡褐色	淡白黄色	淡白色
臭氣	無臭	無臭	微藻臭	無臭
透視度	42.0	40.0	50.0以上	29.0
pH	7.2	9.2	7.2	8.2
BOD	0.9	3.6	2.0	2.0
COD	4.1	4.9	5.7	4.4
SS	13	13	14	20
DO	3.7	13	5.9	14
全窒素	2.1	1.7	0.9	1.5
全リン	0.12	0.20	0.06	0.15
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	34 栗橋1号都市下水路 新町橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	9:12	13:45	12:30	9:15
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	27.4	15.6	32.4	4.9
水温	25.5	10.2	28.7	8.1
外観	淡黄褐色	淡黄色	淡黄褐色	灰黄色
臭氣	弱下水臭	無臭	下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	15.0	26.1	15.8
pH	6.9	7.3	7.3	7.1
BOD	4.1	11	4.8	8.7
COD	7.1	11	9.4	14
SS	10	35	15	35
DO	2.7	1.5	10	3.4
全窒素	5.8	1.3	7.1	13
全リン	0.38	1.4	0.44	1.5
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	35 大堀排水路 中川合流付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	10:48	15:05	14:35	10:45
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	32.4	12.6	31.5	6.2
水温	26.0	13.3	27.5	6.8
外観	淡黄褐色	淡黄色	淡黄色	淡灰黄色
臭氣	弱土臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	12.0	40.8	50.0以上
pH	6.6	7.3	7.0	7.0
BOD	2.2	4.9	1.9	2.9
COD	4.6	6.4	5.8	5.5
SS	22	28	37	12
DO	4.0	9.0	6.3	7.8
全窒素	3.8	5.4	1.7	5.0
全リン	0.30	0.52	0.15	0.21
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	36 大排水路(広島落) 中里橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	11:08	15:29	14:15	10:35
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	31.1	11.4	31.2	6.0
水温	26.0	7.0	27.5	4.8
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡灰黄色
臭氣	弱藻臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	42.0	38.0	50.0以上	35.0
pH	6.9	7.8	7.2	7.4
BOD	0.8	3.9	0.9	3.3
COD	3.5	5.7	4.2	5.2
SS	13	20	13	12
DO	6.2	12	8.1	9.4
全窒素	2.6	3.3	1.4	3.7
全リン	0.15	0.29	0.08	0.17
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	37 稲荷木落排水路 (上流) 新新井橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	12:10	12:45	11:45	10:10
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	31. 6	12. 7	30. 5	5. 9
水温	26. 0	10. 2	26. 6	5. 1
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡灰色	淡灰色
臭氣	無臭	微土臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	26. 0	50. 0以上	50. 0以上
p H	7. 0	7. 4	7. 2	7. 4
B O D	1. 1	7. 4	0. 9	1. 3
C O D	3. 4	4. 4	3. 9	3. 3
S S	16	14	10	7
D O	6. 7	9. 1	7. 5	12
全窒素	2. 5	2. 8	1. 6	2. 7
全リン	0. 11	0. 27	0. 07	0. 10
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出
塩化物イオン	15	34	16	23
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	38 稲荷木落排水路 (下流) 中組橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	9:40	13:20	12:10	9:55
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	29. 3	13. 2	30. 8	5. 8
水温	25. 1	11. 0	26. 9	5. 1
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡灰黄色	淡灰色
臭氣	無臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50. 0以上	18. 0	50. 0以上	50. 0以上
p H	7. 0	7. 2	7. 2	7. 3
B O D	1. 1	4. 1	1. 2	1. 3
C O D	3. 9	5. 3	4. 7	3. 2
S S	19	21	23	8
D O	6. 5	5. 8	7. 6	12
全窒素	2. 6	3. 7	1. 6	2. 5
全リン	0. 13	0. 34	0. 08	0. 11
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出
塩化物イオン	15	38	15	25
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	39 内池 狐塚198地先			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	11:40	15:55	15:00	10:25
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	-	-	-	-
流向	-	-	-	-
気温	32. 2	11. 0	31. 6	6. 0
水温	28. 5	7. 8	30. 0	5. 3
外観	淡黄緑色	淡黄色	淡灰色	淡灰色
臭氣	弱藻臭	無臭	微藻臭	無臭
透視度	50. 0以上	48. 0	50. 0以上	50. 0以上
p H	6. 7	7. 6	7. 9	7. 7
B O D	1. 4	6. 1	2. 4	5. 0
C O D	6. 0	8. 3	8. 6	8. 4
S S	2. 8	7. 4	7. 0	10
D O	2. 5	11	11	13
全窒素	0. 66	0. 91	0. 41	0. 63
全リン	0. 04	0. 07	0. 05	0. 07
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	40 権現堂川 大平橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	10:25	14:35	13:30	10:55
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	停止
気温	31. 6	12. 4	32. 5	6. 0
水温	28. 6	8. 8	30. 9	4. 9
外観	淡黄色	淡黄色	緑色	淡白色
臭氣	苔臭	無臭	微カビ臭	無臭
透視度	48. 0	50. 0以上	16. 3	50. 0以上
p H	8. 5	8. 1	9. 7	7. 8
B O D	9. 9	3. 3	4. 7	2. 1
C O D	26	4. 1	27	4. 4
S S	71	5. 9	58	6. 0
D O	7. 4	12	17	10
全窒素	7. 0	2. 6	1. 4	2. 3
全リン	0. 66	0. 07	0. 49	0. 1
ほう素	不検出	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	41 宝治戸池 栗橋北二丁目885-1地先			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	8:32	14:07	13:00	9:35
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	-	-	-	-
流向	-	-	-	-
気温	27.2	13.0	30.9	5.2
水温	28.0	8.2	31.0	4.9
外観	淡黄色	淡黄色	淡黄色	淡黄色
臭氣	藻臭	無臭	微藻臭	微藻臭
透視度	47.0	43.0	30.5	50.0以上
pH	6.8	8.1	8.5	7.9
BOD	3.9	6.7	3.9	5.9
COD	7.5	9.6	12.6	9.9
SS	9	11	18	10
DO	3.1	14	13	13
全窒素	2.5	1.8	1.1	1.3
全リン	0.13	0.11	0.09	0.11
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	42 庄兵衛堀川 かごしま茶業株付近			
採水年月日	H27. 8. 28	H28. 1. 16	H28. 8. 9	H29. 1. 23
採水時刻	12:10	9:49	12:10	9:00
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	左岸	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	23.0	8.4	35.3	5.0
水温	23.5	7.0	27.5	4.1
外観	無色透明	無色	淡灰色	淡灰色
臭氣	無臭	無臭	微藻臭	微藻臭
透視度	50.0以上	50.0以上	50.0以上	50.0以上
pH	7.7	7.7	7.2	7.4
BOD	0.8	3.0	1.1	2.2
COD	2.2	4.9	3.6	4.7
SS	4.3	4.3	3	5
DO	9.8	8.4	6.7	10
全窒素	2.3	3.9	1.4	4.0
全リン	0.09	0.12	0.06	0.11
ほう素	不検出	-	不検出	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	43 江川堀 栄橋下流歩道橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	14:42	11:00	10:00	12:40
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	32.7	10.0	30.7	7.2
水温	28.3	8.4	27.3	7.0
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰黄色	淡灰黄色
臭氣	無臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	41.0	50.0以上	50.0以上	27.0
pH	7.0	7.5	7.4	7.4
BOD	1.4	3.4	0.8	3.3
COD	4.2	6.0	4.0	7.5
SS	21	8.5	19	19
DO	7.0	11	8.0	12
全窒素	2.6	6.3	1.8	5.4
全リン	0.21	0.49	0.10	0.36
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	44 六郷堀 旭橋付近			
採水年月日	H27. 8. 22	H28. 1. 16	H28. 8. 8	H29. 1. 23
採水時刻	13:55	10:27	10:20	12:00
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	33.9	9.0	32.2	7.1
水温	27.0	7.5	27.0	5.8
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡灰色
臭氣	無臭	微川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	47.0	40.0	50.0以上	42.1
pH	7.2	7.3	7.5	7.5
BOD	1.1	9.6	0.9	3.5
COD	3.2	9.0	3.4	6.4
SS	15	15	11	17
DO	6.8	4.8	8.4	11
全窒素	2.4	9.7	1.8	3.9
全リン	0.13	0.90	0.07	0.30
ほう素	-	-	-	-
塩化物イオン	-	-	-	-
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	45 大中落川(上流) テニスコート脇付近			
採水年月日	H27.8.22	H28.1.16	H28.8.8	H29.1.23
採水時刻	12:37	9:45	10:50	11:30
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	33.7	7.0	30.8	7.3
水温	26.0	7.0	27.0	6.4
外観	無色透明	淡黄色	淡灰色	淡灰黄色
臭氣	無臭	中川藻臭	微下水臭	微下水臭
透視度	50.0以上	38.0	50.0以上	50.0以上
pH	7.2	7.4	7.5	7.3
BOD	2.7	2.3	1.1	2.9
COD	3.6	5.0	4.2	1.6
SS	18	12	23	13
DO	8.2	7.0	9.1	8.5
全窒素	2.5	3.0	1.9	4.6
全リン	0.17	0.29	0.09	0.32
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出
塩化物イオン	15	14	14	20
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

測定項目 採水地点	46 大中落川(下流) 伊藤工業株付近			
採水年月日	H27.8.22	H28.1.16	H28.8.8	H29.1.23
採水時刻	13:28	9:22	11:10	14:05
天候	晴れ	晴れ	曇り	晴れ
採水位置	流心	流心	流心	流心
流向	順流	順流	順流	順流
気温	31.9	6.0	30.2	5.9
水温	27.9	13.0	27.5	7.8
外観	淡黄色	淡黄色	淡灰色	淡灰黄色
臭氣	弱藻臭	微川藻臭	微下水臭	下水臭
透視度	42.0	32.0	50.0以上	34.2
pH	7.0	7.3	7.4	7.5
BOD	3.3	13	1.9	5.9
COD	5.5	9.9	4.2	10.3
SS	34	18	14	12
DO	5.2	3.1	7.6	9.0
全窒素	3.4	11	2.5	11
全リン	0.25	0.99	0.16	0.79
ほう素	-	-	0.7	7
塩化物イオン	-	-	不検出	2350
備考				
DO以下単位は(mg/l)				

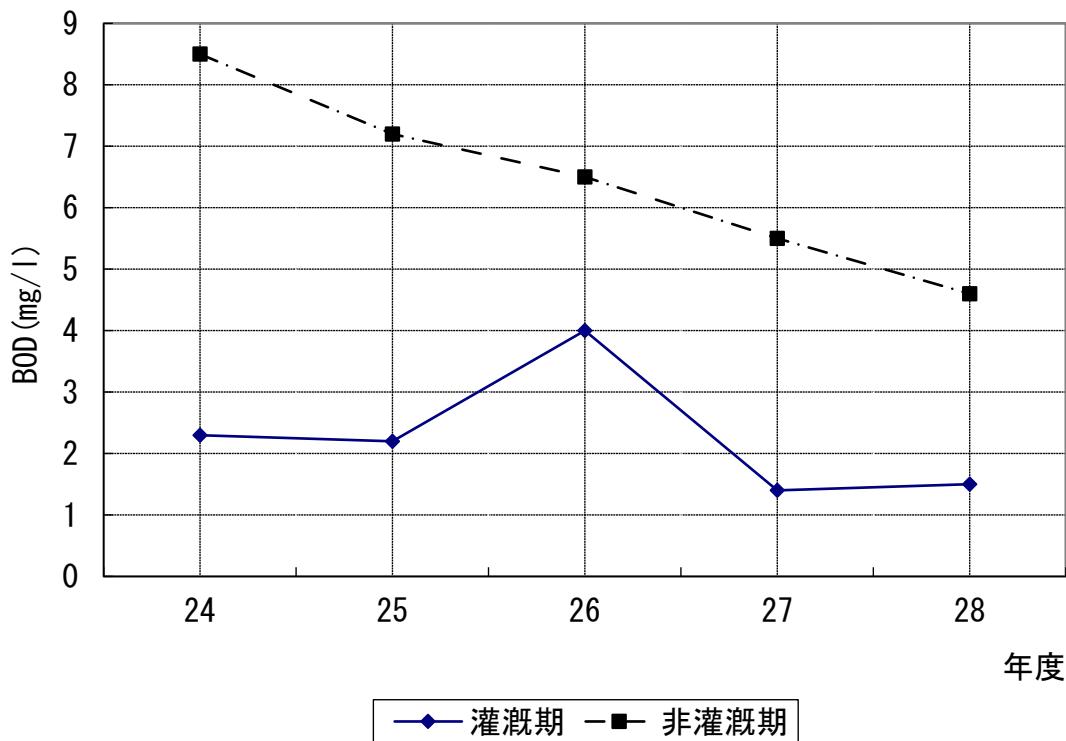
※今回より、測定値が定量下限値未満となった場合には、「不検出」と標記しています。

河川等水質測定結果（健康項目）

測定項目\採水地点	栢間赤堀		星川		野通川		権現堂川	
採水年月日	H27.8.28	H28.8.8	H27.8.28	H28.8.8	H27.8.28	H28.8.8	H27.8.22	H28.8.8
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛	不検出	不検出	0.001	不検出	不検出	不検出	0.001	0.001
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
砒素	0.001	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002	0.003	0.007
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1, 2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1, 1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
シスー1, 2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1, 1, 1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1, 1, 2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1, 3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.92	0.8	2.1	1.9	1.3	1.1	1.0	不検出
ふつ素	0.19	0.15	0.19	0.09	0.21	0.13	0.13	0.11
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1, 4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※今回より、測定値が定量下限値未満となった場合には、「不検出」と標記しています。

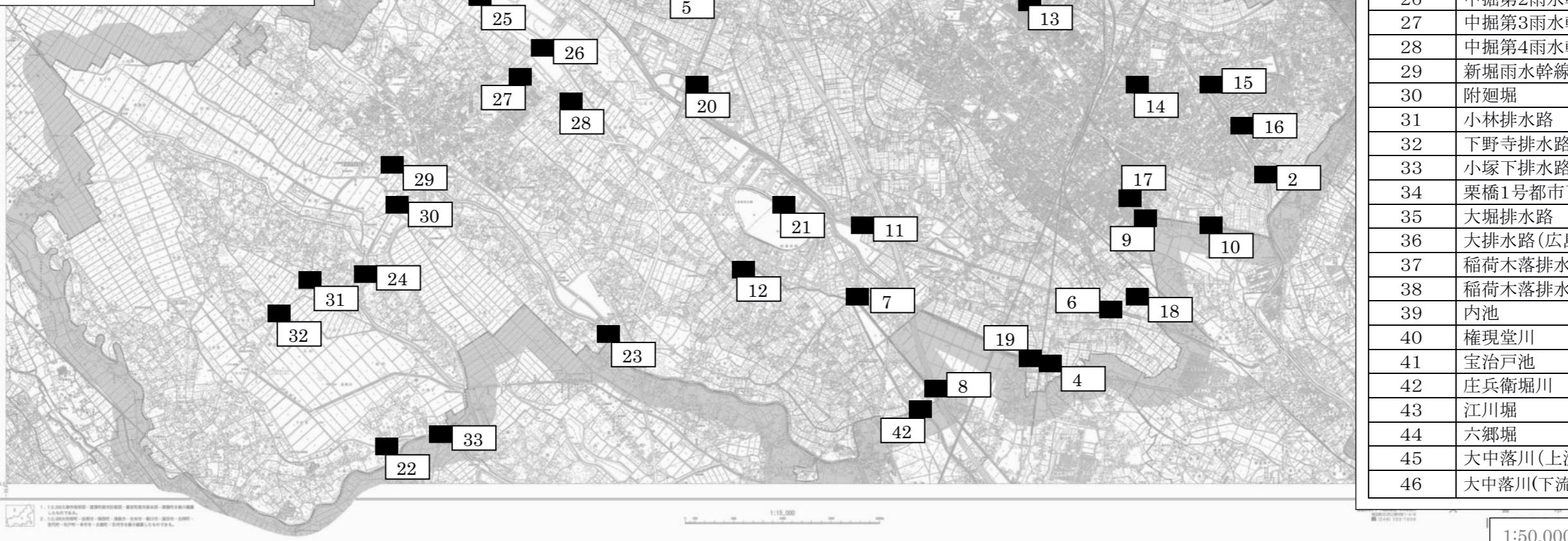
BOD経年変化 青毛堀川（下流）



河川等水質分析業務委託 調査箇所

番号	箇所名
1	青毛堀川(上流)
2	青毛堀川(下流)
3	備前堀川(上流)
4	備前堀川(下流)
5	五ヶ村落
6	備前前堀川
7	姫宮落(上流)
8	姫宮落(下流)
9	中落堀川(上流)
10	中落堀川(下流)
11	磯沼落
12	江川落
13	椎名落
14	稻荷台用水
15	天王新堀
16	平沼落
17	蓮ヶ原落
18	仏供田落
19	江面落
20	清久大池

番号	箇所名
21	久喜菖蒲工業団地遊水池
22	栢間赤堀
23	星川
24	野通川
25	中堀第1雨水幹線
26	中堀第2雨水幹線
27	中堀第3雨水幹線
28	中堀第4雨水幹線
29	新堀雨水幹線
30	附廻堀
31	小林排水路
32	下野寺排水路
33	小塚下排水路
34	栗橋1号都市下水路
35	大堀排水路
36	大排水路(広島落)
37	稻荷木落排水路(上流)
38	稻荷木落排水路(下流)
39	内池
40	権現堂川
41	宝治戸池
42	庄兵衛堀川
43	江川堀
44	六郷堀
45	大中落川(上流)
46	大中落川(下流)



1:50,000

4 工場、事業場の規制関係（水質）

工場・事業場の排水については、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例により、一定の施設について届出が義務づけられています。

また、排水量によって排水に規制基準が設けられています。

(1) 久喜市の状況について

① 特定施設の届出状況

平成29年3月31日現在

特定施設 番号	業種・施設名	届出数
1-2	畜産農業又はサービス業	7
3	水産食料品製造業	1
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	1
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業（粗製あんの沈でんそう）	1
9	米菓製造業又はこうじ製造業（洗米機）	4
10	飲料製造業	1
16	めん類製造業（湯煮施設）	4
17	豆腐又は煮豆の製造業（湯煮施設）	17
21-3	合板製造業（接着機洗浄施設）	1
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	3
33	合成樹脂製造業	1
43	写真感光材料製造業	1
46	その他有機化学工業製品製造業	2
47	医薬品製造業	1
53	ガラス又はガラス製品製造業	2
54	セメント製品製造業	2
55	生コンクリート製造業（バッチャープラント）	3
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	3
64-2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道施設	2
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	13
66	電気めっき施設	5
66-3	旅館業	24
66-4	共同調理場	3
67	洗たく業（洗浄施設）	32
68	写真現像業（自動式フィルム現像洗浄施設）	7
71	自動式車両洗浄施設	54
71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場	5
71-3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	1
71-4	産業廃棄物処理施設	2
71-5	トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン又はジクロロエチレンによる洗浄施設	1
72	し尿処理施設	20
73	下水道終末処理施設	1
指定地域特定施設（201～500人槽のし尿浄化槽）		31
有害物質貯蔵指定施設		0
合 計		256

※特定施設とは、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げられた施設で、人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質を含む、又は水の汚染状態を示す項目に関して生活環境に係る被害を生ずる恐れがある程度の汚水又は廃液を排出する施設をいう。

②指定排水施設の届出状況

平成29年3月31日現在

施設名	届出数
弁当仕出し屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（1日あたりの給食能力が350食以上）	2
共同調理場又は病院に設置されるちゅう房施設（1日350食以上）	3
共同調理場又は病院以外の特定給食施設に設置されるちゅう房施設（1日350食以上）	3
コルゲートマシン	1
飲食店のちゅう房施設（総床面積250m ² 以上）	3
合計	12

※ 指定排水施設とは、埼玉県生活環境保全条例別表第2第4項で掲げる「汚水等に係る指定施設」をいう。

③各種届出（平成28年度）

区分	設置	構造等変更	承継	廃止
水質汚濁防止法	4	9	1	1

※ 県東部環境管理事務所受理

④公害防止統括者・監督者等の届出（平成28年度）

区分		件数
公害防止組織の整備に関する法律	公害防止統括者、公害防止管理者関係	1
埼玉県生活環境保全条例	公害防止監督者、公害防止主任者関係	0

※ 県東部環境管理事務所受理

⑤平成28年度立入調査状況

立入検査数	採水検査件数	排水基準超過件数	行政措置
20	20	2	2

5 生活排水対策

合併処理浄化槽設置費補助事業

本市では、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水処理区域を除く地域において、生活排水による公共用海域の水質汚濁を防止するため、平成13年度から合併処理浄化槽を設置する方に対し補助金を交付しています。

平成28年度補助実績

人槽区分	補助限度額 (円)	補助基数 (基)	合計 (円)
5人槽（転換）	432,000	37	27,216,000
市上乗せ分	(100,000)	(37)	(6,300,000)
配管算	190,000	(37)	11,970,000
処分算	50,000	(37)	3,100,000
7人槽（転換）	486,000	11	5,346,000
市上乗せ分	(100,000)	(11)	(1,100,000)
配管算	190,000	(11)	2,090,000
処分算	50,000	(11)	550,000
8～10人槽（転換）	576,000	1	576,000
市上乗せ分	(100,000)	(1)	(100,000)
配管算	190,000	(1)	(190,000)
処分算	50,000	(1)	(50,000)
合計	転換	75	33,138,000
	市上乗せ分	(75)	(7,500,000)
	配管算	(75)	14,250,000
	処分算	(74)	3,700,000
	計		51,088,000

※1 市上乗せ分とは転換設置の際に、市単独費として10万円を上乗せしたもの。

括弧はうち数であるため。

※2 配管費とは転換設置の際に、生活排水を浄化槽に流入させるために配管をした場合等に配管費として19万円を限度に補助したもの。括弧内は配管費の基数

※3 処分費とは転換設置の際に、既存の単独処理浄化槽を撤去して適正に処分した場合に処分費として5万円を限度に補助したもの。括弧内は処分費の基数

III-3. 土壤・地盤の保全

1 監視体制

地盤沈下は、地下水の過剰なくみ揚げが主原因であり、くみ揚げによる地下水位の低下はそのまま地盤沈下の前兆となるものです。そこで、埼玉県では、精密水準測量による調査を県内の平野部57市町に設置してある水準基標603点（国土交通省国土地理院設置の一等水準点を含む）について実施しています。

地盤の変動量は、測量基準日(毎年1月1日)における各地点（水準基標）の標高を測量し、これを前年の1月1日の標高と比較して算出しています。久喜市内における水準基標は29地点あり、その全部が県設置のものです。

また、県内における観測所による観測は、埼玉県が36観測所63井、さいたま市が3観測所3井について実施しています。このうち久喜市内には、埼玉県が設置・管理している観測井が6箇所（久喜地区1箇所、栗橋地区1箇所、鷺宮地区4箇所）あります。

観測井による調査の目的は、主に鉛直方向の地層の収縮量を知ることであり、地下水のくみ揚げ等によって、地下のどの深さの地層がどの程度収縮しているかということを定量的に把握することです。

埼玉県では、埼玉県生活環境保全条例により地下水のくみ揚げ等について許可・届出による規制を行っています。

2 概況

本市は、埼玉県北東部に属し、この地域は加須低地及び中川低地と呼ばれている軟弱地盤地帯であるため、多少の水位低下でも地盤沈下の影響が現れやすい地域です。

この地域では、昭和48年度に観測を開始して以来、毎年10cm以上の最大沈下量が記録されていました。長期的には沈静化傾向にありますが、渴水年（平成6、8、16年度）には年間2cm以上の沈下面積が拡大しました。

平成28年度の最大沈下量は、1.8cm（加須市新川通り）でした。

市内の状況をみると、過去5年間（平成24年1月1日から平成29年1月1日まで）の最大累積沈下地点は、栗橋北（八坂神社境内）3.6cm、次いで栗橋東（川通神社境内）の3.2cmの順になっています。

平成28年最大沈下量上位5地点（平成28年1月1日～平成29年1月1日）

順位	所在地	沈下量(cm)
1	加須市新川通り	1.8
2	加須市旗井	1.7
3	白岡市篠津	1.5
4	久喜市栗橋北	1.4
5	加須市旗井	1.3

※ 上記、各地区の地盤沈下量（数値）については、「平成28年度水準測量成果表（埼玉県）」における報告数値です。

3 精密水準測量成果表（基準日 平成 29 年 1 月 1 日）

所在地	調査開始 年月日 (平成) (昭和)	各年別変動量 (mm)					過去 5 年間 の変動量 平成 24.1.1 平成 29.1.1 (mm)	調査開始年 からの変動量 (mm)	平成 29.1.1 の真高 (T.P.) (m)
		平成 24.1.1 平成 25.1.1	平成 25.1.1 平成 26.1.1	平成 26.1.1 平成 27.1.1	平成 27.1.1 平成 28.1.1	平成 28.1.1 平成 29.1.1			
除堀	48.1.1	-3	-1	-1.4	9.1	-8.0	-4.7	-261.9	10.0352
樋ノ口	48.1.1	-3	-3	1.1	10.2	-10.4	-5.0	-236.0	10.7635
北青柳	48.1.1	-6	0	-3.5	11.6	-12.8	-10.3	-506.6	9.1103
久喜中央 1	48.1.1	-3	-5	3.0	5.8	-9.1	-8.3	-777.1	8.5902
青毛	48.1.1	-4	-8	0.3	6.5	-10.9	-15.6	-1156.0	8.3688
北中曾根	49.1.1	-2	0	-3.1	7.4	-4.5	-1.7	-376.3	11.1540
上清久	49.1.1	-3	-2	-1.3	7.4	-8.0	-6.5	-328.4	10.5748
上早見	49.1.1	—	—	—	8.1	-7.7	—	-525.9	9.9167
所久喜	57.1.1	-2	-2	-0.5	9.4	-11.6	-6.7	-160.7	10.1247
河原井町	58.1.1	-2	-1	-2.1	9.2	-8.5	-4.5	-149.6	9.0849
吉羽	59.1.1	—	-4	2.6	4.3	-8.0	—	-276.6	8.3428
菖蒲町台	48.1.1	-3	-1	-1.6	8.4	-7.8	-5.2	-344.3	10.0371
菖蒲町上栢間	49.1.1	-3	+2	-3.7	6.7	-2.3	-1.2	-226.1	12.6400
菖蒲町新堀	49.1.1	-2	-1	-4.9	6.8	-4.2	-5.8	-440.4	12.4548
菖蒲町菖蒲	49.1.1	-3	-3	-2.2	6.9	-6.2	-7.1	-488.3	12.6480
菖蒲町小林	50.1.1	-3	0	-2.4	7.6	-3.2	-1.3	-165.0	11.6149
菖蒲町下栢間	55.1.1	-3	-1	-1.2	7.0	-1.1	0.4	-119.3	13.1331
菖蒲町菖蒲	19.1.1	-3	-1	-3.9	8.7	-7.0	-6.5	-49.9	10.0737
菖蒲町小林	57.1.1	-3	-1	-1.7	6.9	-2.3	-0.8	-122.0	11.5286
小右衛門	49.1.1	-8	-8	-8.4	6.4	-13.0	-30.8	-1060.4	11.5167
東	49.1.1	-6	-14	-3.1	2.6	-12.4	-32.5	-1554.2	14.2683
高柳	17.1.1	—	-10	-5.2	4.7	-12.4	—	-107.3	11.1397
北	50.1.1	-8	-13	-3.2	0.9	-13.7	-36.1	-1405.6	12.0182
狐塚	56.1.1	-5	-8	-5.1	3.4	-9.1	-24.0	-798.5	8.6365
河原代	11.1.1	-6	-7	-3.4	2.1	-9.6	-23.6	-170.7	8.7791
間鎌	62.1.1	-6	-11	-4.0	2.1	-11.4	-30.7	-659.0	9.3025
中里	9.1.1	—	—	—	1.5	-9.9	—	-243.4	9.3488
高柳	62.1.1	-6	-8	-2.1	2.4	-10.0	-23.1	-503.2	10.0362
葛梅	49.1.1	—	-6	-3.1	5.9	-10.0	—	-1154.5	8.9046
東大輪	49.1.1	-6	-8	-2.7	3.7	-10.1	-22.2	-1485.4	8.7001
鷺宮 5	8.1.1	-7	-6	-3.5	4.4	-10.4	-23.0	-186.2	9.2891
中妻	49.1.1	—	-4	-2.1	5.3	-9.4	—	-829.7	10.4575
上川崎	57.1.1	-4	-6	-0.4	7.7	-11.4	-14.0	-478.9	9.2300
桜田 3	57.1.1	-6	-7	-1.4	4.8	-10.2	-19.0	661.9	8.0310

4 観測井による観測結果

観測井（久喜井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナー 位置 (m ~ m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測 開始
				H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	
久喜市河原井町59 (久喜菖蒲工業団地内)	350	268~279 301~312	二重管 200 100	10.24	10.24	9.33	9.34	S.48.4

久喜観測井 月平均地下水位表

(単位 : m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成24年	18.97	18.92	18.79	18.52	18.42	18.67	18.76	19.35	20.10	20.05	19.63	19.61	19.15
平成25年	19.23	19.19	18.79	19.10	18.82	19.02	19.30	19.83	20.49	20.54	20.35	20.15	19.57
平成26年	19.89	19.87	19.76	19.62	14.49	19.65	19.67	19.79	19.77	19.56	19.27	19.10	19.20
平成27年	18.79	18.73	18.75	18.56	18.57	18.74	19.23	19.25	19.10	19.42	18.85	18.89	18.91
平成28年	18.78	18.55	18.50	18.17	18.32	18.64	18.83	19.12	19.27	19.18	19.24	19.22	18.82

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成28年1月1日における高さ

観測井（栗橋井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナー 位置 (m ~ m)	構造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測 開始
				H27.1.1 T.P. (m)	H28.1.1 T.P. (m)	H27.1.1 T.P. (m)	H28.1.1 T.P. (m)	
久喜市小右衛門302-86	270	145~151 189~197 219~227 230~236 246~256	単管 250	14.30	14.30	13.62	13.62	S.57.10

栗橋観測井 月平均地下水位表

(単位 : m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成24年	欠測	欠測	欠測	24.82	25.48	24.35	24.82	25.48	26.31	26.51	26.17	25.69	25.52
平成25年	24.95	24.62	24.44	24.26	24.23	24.73	25.49	26.26	26.78	26.80	26.42	25.98	25.41
平成26年	25.42	25.17	24.98	24.82	25.12	25.55	25.90	26.39	26.60	26.42	26.00	25.58	25.66
平成27年	25.18	25.12	24.75	24.36	24.59	24.93	25.69	26.10	25.97	25.91	25.64	25.34	25.30
平成28年	24.83	24.73	24.63	24.02	24.31	24.75	25.16	25.17	26.90	27.30	27.82	27.62	25.65

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成28年1月1日における高さ

観測井（鷺宮1号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナー- 位 置 (m ~ m)	構 造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測 観 測 開 始
				H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	415	326~342	二重管 300 150	9.46	9.46	8.34	8.34	S.57.4

鷺宮1号観測井 月平均地下水位表

(単位 : m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成24年	13.84	13.67	13.52	13.40	13.21	13.14	13.11	13.22	13.38	13.56	13.69	13.71	13.45
平成25年	13.65	13.56	13.47	13.36	13.30	13.30	13.39	13.58	13.84	14.03	14.14	14.20	13.65
平成26年	14.17	14.07	14.01	13.97	13.90	13.85	13.92	14.04	14.17	14.21	14.22	14.15	14.06
平成27年	14.07	13.96	13.88	13.82	13.75	13.72	13.78	13.93	14.06	14.20	14.24	14.21	13.97
平成28年	14.15	14.06	13.97	13.89	13.84	13.86	14.01	14.21	14.40	14.55	14.54	14.35	14.15

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成28年1月1日における高さ

観測井（鷺宮2号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナー- 位 置 (m ~ m)	構 造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測 開 始
				H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	250	192~215	二重管 300 150	9.56	9.56	8.34	8.34	S.57.4

鷺宮2号観測井 月平均地下水位表

(単位 : m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成24年	21.09	21.18	20.70	20.19	19.93	20.26	20.47	21.31	22.11	21.98	21.49	21.51	21.02
平成25年	21.10	20.99	21.27	20.69	20.84	20.99	21.59	22.32	22.62	22.55	22.52	22.28	21.65
平成26年	22.08	21.95	21.65	21.75	21.75	21.61	21.69	22.05	21.92	21.88	21.76	21.36	21.79
平成27年	21.07	20.80	20.56	19.66	19.73	19.74	19.76	20.38	20.03	20.34	20.35	20.14	20.21
平成28年	19.84	19.46	19.11	19.13	19.22	19.50	19.63	19.94	20.17	20.63	20.64	20.49	19.81

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成28年1月1日における高さ

観測井（鷺宮3号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナー- 位 置 (m ~ m)	構 造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測 開 始
				H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	85	52~63	二重管 300 150	9.45	9.45	8.34	8.34	S.57.4

鷺宮3号観測井 月平均地下水位表

(単位 : m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成24年	4.46	4.44	4.40	4.42	4.61	4.81	5.07	5.67	5.73	5.39	5.09	4.84	4.91
平成25年	4.66	4.59	4.59	4.64	5.11	5.49	5.84	6.16	5.85	5.45	5.05	4.82	5.19
平成26年	4.62	4.55	4.44	4.46	4.81	4.94	—	—	5.12	4.89	4.70	4.56	4.71
平成27年	4.49	4.47	4.40	4.41	4.82	4.94	4.92	5.28	5.01	4.78	4.61	4.45	4.72
平成28年	4.38	4.34	4.31	4.34	4.71	4.96	5.12	5.39	5.07	4.85	4.65	4.33	4.70

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成28年1月1日における高さ

観測井（鷺宮4号井）諸元表

設置場所	深度 (m)	ストレーナー- 位 置 (m ~ m)	構 造 外管口径 内管口径 (mm)	管頭高		地盤高		観測 開 始
				H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	H27.1.1 T. P. (m)	H28.1.1 T. P. (m)	
久喜市桜田3丁目11番3	35	20~24	二重管 300 150	9.46	9.46	8.34	8.34	S 57.4

鷺宮4号観測井 月平均地下水位表

(単位 : m)

観測月 観測年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
平成24年	3.17	3.14	3.03	3.01	2.93	3.00	3.07	3.34	3.53	3.15	3.27	3.27	3.16
平成25年	3.21	3.17	2.31	3.11	3.18	3.33	3.41	3.56	3.49	3.15	3.22	3.23	3.27
平成26年	3.20	3.15	3.03	3.03	3.09	3.06	3.08	3.25	3.28	3.17	3.13	3.10	3.13
平成27年	3.12	3.08	3.03	3.04	3.07	3.11	3.05	3.21	3.13	3.14	3.10	3.04	3.09
平成28年	3.08	3.03	2.99	2.97	3.04	3.14	3.20	3.30	3.20	3.18	3.14	3.04	3.11

※1 水位は管頭からの深さを表す。

※2 管頭高は平成28年1月1日における高さ

III - 4. 放射性物質による環境汚染への対応

1 監視体制

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしました。

埼玉県による空間放射線量の測定が実施されている他、市においても、参考値として、平成 23 年 3 月 24 日から市役所(本庁舎)で毎日、平成 25 年 1 月から各総合支所で毎日(平日)、平成 23 年 5 月から学校、保育所及び公園等で月 1 回、定期的な空間放射線量の測定を実施しています。

また、局所的に放射線量が高いと思われる箇所(ホットスポット)の測定を、平成 23 年 11 月から、年 2 回実施しています。

さらに、土壤中の放射性物質測定を、平成 23 年 7 月から、年 2 回実施しています。

なお、平成 23 年 11 月 24 日からは、「久喜市放射性物質の除去等の対応方針」に基づいて空間放射線量の測定を実施しています。

この方針では、面的な除染実施を判断する目安を「追加被ばく線量がおおむね年間 1 ミリシーベルト以上(1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト以上)に当たる数値が観測された場合については、除染を実施する。」としています。また、局所的な除染実施を判断する目安を「毎時 1 マイクロシーベルト以上の数値が確認された箇所があった場合については、除染をする。」としています。

2 概況

毎日測定している市役所(本庁舎屋上)の空間放射線量の測定では、安定した数値(0.03~0.06 マイクロシーベルト/時)となっています。

また、市が実施した月 1 回の空間放射線量の調査の結果では、面的な除染を判断する目安の超過は確認されていません。

局所的に放射線量が高いと思われる箇所(ホットスポット)の測定では、平成 24 年度以降、除染実施を判断する目安を超過している箇所は確認されていません。

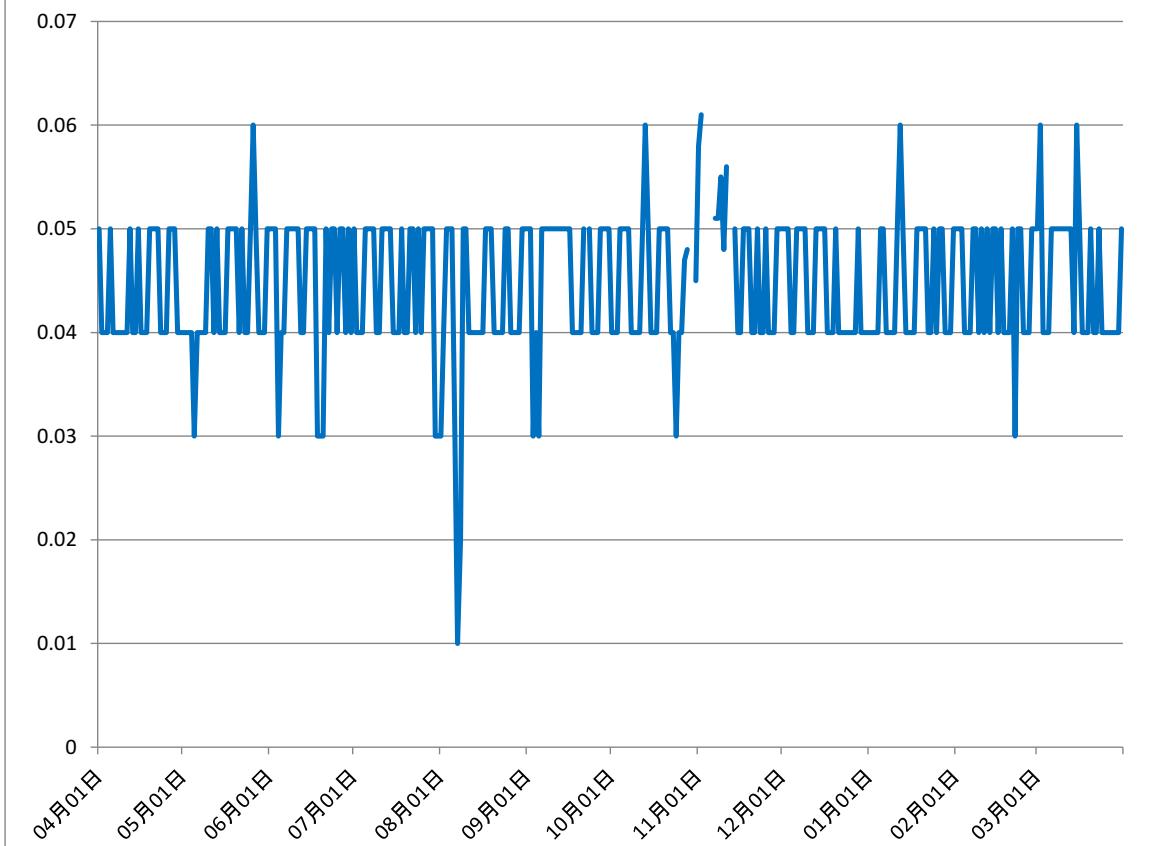
土壤中の放射性物質測定では、比較となる基準はありませんが、平成 28 年度の調査と平成 27 年度の調査の結果に大きな変化は見られませんでした。

空間放射線測定結果

(単位 : マイクロシーベルト/時)

	久喜市役所 庁舎屋上		敷地内地上高1cm							
			久喜市役所		菖蒲総合支所		栗橋総合支所		鷩宮総合支所	
	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値	最小値	最大値
平成28年4月	0.04	0.05	0.052	0.079	0.058	0.070	0.057	0.081	0.053	0.077
平成28年5月	0.04	0.06	0.085	0.054	0.057	0.062	0.056	0.068	0.046	0.073
平成28年6月	0.03	0.05	0.050	0.083	0.057	0.068	0.056	0.074	0.061	0.072
平成28年7月	0.04	0.05	0.043	0.086	0.054	0.071	0.053	0.076	0.061	0.073
平成28年8月	0.02	0.05	0.052	0.081	0.059	0.076	0.053	0.069	0.055	0.068
平成28年9月	0.03	0.05	0.052	0.077	0.057	0.068	0.056	0.070	0.055	0.075
平成28年10月	0.03	0.06	0.057	0.080	0.053	0.077	0.055	0.069	0.058	0.078
平成28年11月	0.03	0.04	0.057	0.081	0.052	0.075	0.054	0.081	0.057	0.079
平成28年12月	0.03	0.05	0.050	0.067	0.056	0.068	0.052	0.069	0.045	0.086
平成29年1月	0.03	0.06	0.050	0.069	0.057	0.064	0.052	0.062	0.061	0.074
平成29年2月	0.03	0.05	0.057	0.087	0.057	0.064	0.051	0.065	0.058	0.074
平成29年3月	0.03	0.06	0.062	0.086	0.057	0.064	0.050	0.072	0.055	0.068

久喜市役所屋上における測定値



※ 除染実施の目安 : 1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上

第11回ホットスポット調査（測定：平成28年7月～9月）

(単位：マイクロシーベルト/時)

	施設数	箇所数	最小値	最大値	備考
幼稚園、小学校、中学校	36	353	0.017	0.336	
ビオトープ	12	12	0.056	0.083	
保育所	25	95	0.030	0.114	
公園	262	598	0.025	0.199	
庁舎等	6	33	0.041	0.090	
保健・医療施設	4	16	0.042	0.101	
介護・高齢者福祉施設	5	15	0.037	0.085	
社会福祉・障害者福祉施設	7	34	0.033	0.132	
児童福祉施設	3	12	0.041	0.062	
公民館・コミュニティーセンター等	24	104	0.033	0.110	
スポーツ・レクリエーション施設	8	35	0.033	0.098	
図書館	2	12	0.051	0.129	
産業施設（農業者や勤労者施設）	9	48	0.031	0.089	
道路側溝	8	8	0.038	0.078	

第12回ホットスポット調査（測定：平成29年2月～3月）

(単位：マイクロシーベルト/時)

	施設数	箇所数	最小値	最大値	備考
幼稚園、小学校、中学校	36	338	0.015	0.319	
ビオトープ	12	12	0.043	0.071	
保育所	25	95	0.028	0.102	
公園	262	600	0.028	0.170	
庁舎等	6	33	0.047	0.088	
保健・医療施設	4	16	0.044	0.089	
介護・高齢者福祉施設	5	15	0.037	0.088	
社会福祉・障害者福祉施設	7	34	0.035	0.116	
児童福祉施設	3	12	0.045	0.086	
公民館・コミュニティーセンター等	24	103	0.029	0.110	
スポーツ・レクリエーション施設	8	35	0.036	0.096	
図書館	2	12	0.055	0.135	
産業施設（農業者や勤労者施設）	9	52	0.032	0.083	
道路側溝	8	8	0.041	0.069	

※1 除染実施の目安：1時間当たり1マイクロシーベルト以上

※2 要観察の目安：1時間当たり0.8マイクロシーベルト以上1.0マイクロシーベルト未満

第11回土壤中の放射性物質調査

測定場所		試料採取日	試料採取時刻	測定結果		
				空間放射線量 $\mu\text{SV}/\text{h}$ (マイクロシーベルト毎時)	放射性セシウムBq/kg (ベクレル每キログラム)	セシウム134
久喜地区	市立ひまわり保育園(園庭)	H28.11.8	10:15	0.054	検出限界未満	検出限界未満
	市立ひまわり保育園(砂場)	H28.11.8	10:40	0.066	検出限界未満	検出限界未満
	総合運動公園	H28.11.8	8:40	0.071	検出限界未満	検出限界未満
	青葉公園	H28.11.8	11:00	0.078	12	70
	市立本町小学校	H28.11.8	9:30	0.057	検出限界未満	検出限界未満
	市立清久小学校	H28.11.22	10:10	0.075	検出限界未満	17
菖蒲地区	市立菖蒲小学校	H28.11.22	13:30	0.054	検出限界未満	13
	市立柏間小学校	H28.11.22	14:10	0.037	検出限界未満	26
	市立三箇小学校	H28.11.22	10:50	0.041	検出限界未満	検出限界未満
	私立おばやし保育園	H28.11.22	11:30	0.052	検出限界未満	23
栗橋地区	私立栗橋白百合幼稚園	H28.11.8	14:20	0.066	検出限界未満	34
	南栗橋近隣公園	H28.11.8	13:30	0.044	検出限界未満	16
	市立栗橋西小学校	H28.11.8	15:00	0.09	検出限界未満	21
鷺宮地区	私立鷺宮保育園	H28.11.22	9:30	0.081	検出限界未満	検出限界未満
	市立桜田小学校	H28.11.8	11:40	0.076	検出限界未満	22
	鷺宮運動広場	H28.11.22	8:50	0.049	検出限界未満	検出限界未満
検出限界値				10	10	

第12回土壤中の放射性物質調査

測定場所		試料採取日	試料採取時刻	測定結果		
				空間放射線量 $\mu\text{SV}/\text{h}$ (マイクロシーベルト毎時)	放射性セシウムBq/kg (ベクレル每キログラム)	セシウム134
久喜地区	市立ひまわり保育園(園庭)	H29.3.3	10:10	0.054	検出限界未満	検出限界未満
	市立ひまわり保育園(砂場)	H29.3.3	10:30	0.064	検出限界未満	検出限界未満
	総合運動公園	H29.3.3	8:30	0.067	検出限界未満	12
	青葉公園	H29.3.3	11:10	0.070	検出限界未満	54
	市立本町小学校	H29.3.3	9:20	0.057	検出限界未満	検出限界未満
	市立清久小学校	H29.3.7	8:30	0.044	検出限界未満	23
菖蒲地区	市立菖蒲小学校	H29.3.7	10:10	0.042	検出限界未満	検出限界未満
	市立柏間小学校	H29.3.7	11:50	0.038	検出限界未満	19
	市立三箇小学校	H29.3.7	9:20	0.042	検出限界未満	検出限界未満
	私立おばやし保育園	H29.3.7	11:00	0.047	検出限界未満	16
栗橋地区	私立栗橋白百合幼稚園	H29.3.3	14:00	0.072	検出限界未満	20
	南栗橋近隣公園	H29.3.3	13:20	0.045	検出限界未満	19
	市立栗橋西小学校	H29.3.3	14:40	0.085	検出限界未満	23
鷺宮地区	私立鷺宮保育園	H29.3.3	16:00	0.049	検出限界未満	検出限界未満
	市立桜田小学校	H29.3.3	11:40	0.087	検出限界未満	検出限界未満
	鷺宮運動広場	H29.3.3	15:20	0.052	検出限界未満	検出限界未満
検出限界値				10	10	

※ 校庭等の土壤について、国や県の基準は示されていません。

参考として、平成23年4月8日に原子力災害対策本部より示された、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値（500ベクレル/kg）以下となる土壤中放射性セシウム濃度の上限値は、5,000ベクレル/kgとなっています。

環境目標Ⅳ. みんなで取り組む環境づくりのまち

IV-1. 環境保全活動の普及・啓発

環境保全の大切さを普及・啓発する事業が開催され、多くの市民が参加しています。

1 環境保全活動の推進

(1) ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動

日時：平成 28 年 5 月 28 日（日）午前 8 時開始

場所：市内全域

内容：協力団体が市内主要路線等の清掃を実施しました。

各区単位でそれぞれ住宅の周辺の清掃を実施しました。

①参加人数の推移 (単位：人)

	H26	H27	H28
久喜地区	5,950	5,840	9,130
菖蒲地区	2,170	2,236	2,230
栗橋地区	6,000	6,000	6,100
鷺宮地区	7,360	6,840	7,122
合 計	21,480	20,916	24,582

②ごみ量の推移 (単位：kg)

	H26	H27	H28
久喜地区	3,950	3,170	3,010
菖蒲地区	3,030	2,510	2,630
栗橋地区	7,190	6,570	7,470
鷺宮地区	15,300	13,650	15,090
合 計	29,470	25,900	28,200

(2) アイドリング・ストップ啓発事業

・駅周辺での協力の呼びかけ

環境課及び各総合支所環境経済課職員により、駅利用者に啓発品を配布し、協力を呼びかけました。（実施日：平成 28 年 8 月 16 日、9 月 3 日、10 月 16 日、11 月 3 日、平成 29 年 3 月 28 日）

・久喜駅東口駅前「ときの塔」による啓発

(3) 環境保全巡回パトロール

- ・環境保全巡回パトロール

月 2 回、各地区ごとに職員（環境課及び各総合支所環境経済課）がパトロールを実施しました。

(4) 河川浄化団体の自主事業への協力

- ・稻荷台用水清掃（実施主体：久喜市青毛堀・稻荷台用水環境保全会）

日時：平成 28 年 11 月 13 日（日）

参加者：地域住民約 500 人

ゴミの量：1, 380kg

- ・青毛堀清掃（実施主体：久喜市青毛堀・稻荷台用水環境保全会）

日時：平成 29 年 3 月 12 日（日）

参加者：地域住民約 800 人

ゴミの量：820kg

(5) ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業

- ・駅周辺や久喜市民まつりでの協力の呼びかけ

駅利用者や市民まつり参加者に、啓発品を配布し協力を呼びかけました。

実施日：平成 28 年 8 月 16 日、9 月 3 日、10 月 16 日、10 月 23 日、11 月 3 日、11 月 20 日、
平成 29 年 3 月 28 日

- ・啓発記事掲載（広報くき 5 月 15 日号、6 月 15 日）

- ・環境保全巡回パトロール

環境課職員により、月 2 回、2 人 1 組 1 班編成で、防止重点区域のパトロールを実施しました。また、環境保全巡回員を委嘱し、週 3 回または週 2 回、2 人 1 組 1 班編成で、防止重点区域のパトロールを実施しました。

- ・ポイ捨て及び犬のふんの放置防止看板の配布

家の周りにポイ捨てや犬のふんをされて困っている方に、環境課及び各総合支所環境経済課窓口で配布しました。

- ・ポイ捨て等防止ボランティア登録制度

市民にボランティアへの登録を呼びかけ、ポイ捨てや犬のふんの放置の防止に努めました。

(6) 環境保全啓発

- ・啓発記事掲載（5 月 1 日号、5 月 15 日、6 月 15 日、11 月 1 日）

2 緑の推進員

市と協力して緑豊かな環境を推進するボランティアとして、久喜市緑の推進員を委嘱しています。

緑の推進員は、市内に在住、在勤、在学している方で、緑の保全及び緑化について意欲があり、公募に応じていただいた方の中から市長が委嘱しています。無報酬で任期は3年、定員は30人以内、活動の際は貸与された被服と腕章を着用します。

(1) 緑の推進員の職務

「久喜市緑の推進員設置要綱」で定められた職務は、次のとおりです。

- ①市の緑に関する計画に掲げる緑づくりの考え方や方針に関する普及啓発を行うこと。
- ②市が行う緑化関係行事に積極的に参加し、又は協力すること。
- ③公園、道路その他の公共用地に、病害虫の発生を認めたとき又はごみの不法投棄を見たときは、速やかに市長に報告すること。
- ④市が行う緑の保全及び緑化の推進に参考となる意見及び情報の提供を行うこと。

この他、各自の創意工夫により、自主的に次のような活動をしていただきました。

- ・町内会や市の緑化事業(講演会、観察会など)への参加
- ・近隣との緑のコミュニケーション
- ・家庭や事業所などにおける身近な緑づくりの呼びかけ
- ・自然保護の呼びかけ
- ・市内の緑などの状況調査

(2) 情報交換会

年に1回、久喜市緑の推進員と環境課、各総合支所環境経済課職員合同で、緑の保全と創造に関する様々な情報を交換しています。

平成28年度は、平成28年8月26日に情報交換会を開催しました。

緑の推進員の活動報告と併せ、イベントでの苗木配布への協力依頼や、市民に配布する苗木の選定についての協議等を行いました。

(3) 市の事業への協力

平成28年10月16日の「第30回久喜市民まつり」と平成28年10月23日の「わしのみやコスモスフェスタ2016」、平成28年11月3日の「久喜市菖蒲産業祭」、平成28年11月20日の「栗橋やさしさ・ときめき祭り」において、市民へ苗木の配布を行いました。

(4) 緑の推進員の主な活動報告（平成28年度）

平成28年度は、久喜市緑の推進員を17の方に委嘱しており、次に挙げるものを始めとして、様々な活動を行っていただきました。

香取公園の清掃

第30回久喜市民まつりとわしのみやコスモスフェスタ2016で苗木配布に協力

要注意外来生物の駆除（アメリカオニアザミ）

太田小学校ビオトープの再生に係る協議、活動、手伝い

久喜東小学校美化グループ参加

鶯宮地区河畔砂丘に関するNHKの取材協力

IV-5. 環境マネジメントシステムの運用の促進

市では、「久喜市環境基本計画」をはじめとする、環境の保全と創造のための施策の進捗状況を進行管理するための手段として、環境マネジメントシステムを運用しています。

また、市が行うすべての事務・事業を対象とした、地球温暖化防止及び環境保全のための計画である「久喜市環境保全率先実行計画」についても、平成28年度の目標を達成するための進行管理の手段として、環境マネジメントシステムを運用しています。

1 環境マネジメントシステムの概要（平成28年度）

（1）最高責任者 市長 田中暉二

（2）適用範囲 市が行う事務・事業（小中学校・一部事務組合・職員が常駐していない施設を除く。）

（3）活動の概要及び目的・目標

①環境保全事業

〔概要〕

環境方針で定めた施策の実現に向け、環境の保全と創造を推進する。

〔目的・目標〕

市が実施する事業のうち、環境に関連する事業ごとに環境目標を掲げ、環境の保全と創造の推進を図る。

②一般事務

〔概要〕

事務を行う上で、発生する次の事項について、目標を設定して、環境負荷の低減に努めた。

〔目的・目標〕（対22年度比）

- ・電気の使用量を5.1%増以内に抑制する。
- ・公用車の走行距離を33.4%増以内に抑制する。
- ・都市ガス消費量を27.9%増以内に抑制する。
- ・LPG消費量を5.2%削減する。
- ・灯油消費量を10.7%削減する。
- ・公用車のノーカーデー実施率を30.0%以上にする。
- ・通勤車のノーカーデー実施率を25.0%以上にする。
- ・水道の使用量を11.8%増以内に抑制する。
- ・コピー用紙購入量を5.2%削減する。
- ・ごみの分別を徹底する。
- ・グリーン購入率を95%以上にする。

③公共工事

[概要]

各種公共事業の構想・計画、設計・施工に際し環境へ配慮した。

[目的・目標]

公共事業環境配慮による評価の結果、A評価割合を95%以上にする。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を順守する。

④施設管理

[概要]

公共施設を維持管理する上で、冷暖房機器、浄化槽、燃料保管施設等の設備ごとに関係する法規制を順守することや、適正に管理することで環境への影響を最小限にするよう努めた。

2 取組み結果（平成28年度）

平成24年度より、対象サイトが久喜地区から市全体となりましたが、平成28年度環境マネジメントシステムの年間の取組結果及び取組項目別の状況は次のとおりでした。

（1）保全事業 … 別紙（P.119～126）「測定結果集計表（環境保全事業）」

それぞれの担当部署において環境保全事業を実施していますが、ほとんどの部署で部門別目標は達成できています。

なお、未達成となった事業が再掲を含まない51事業のうち3件ありました。

未達成の事業は、P.119の事業番号13、都市整備課（栗橋駅西土地区画整理事務所）の道路新設改良事業において、道路改良の達成率が36%となっています。理由は、一部物件について権利者から同意が得られず、事業実施をすることができなかったためです。次に、P.122の事業番号31、しみん農園久喜管理・運営事業において、91%の達成率となっています。理由は、広報・ホームページを利用して周知を図ったが、利用者が増えず、貸付が進まなかつたことによるものです。最後に、P.124の事業番号47、下水道管布設事業において下水道整備面積の達成率が90.4%となっています。理由は、国庫補助金の減額により予定していた工事が実施できなかつたためです。

今後についても、全体目的の達成に向け事業を継続するとともに、市民参加を促すような広報・啓発活動を進めていくことが必要であると考えます。

（2）一般事務 … 別紙（P.127～128）「測定結果集計表（一般事務）」

一般事務については、11の取組項目のうち、コピー用紙購入量の1項目について、目標を達成できませんでした。

理由は、建設部門の統合やイベントなどの資料作成等により増加したものです。

なお、一般事務の取組結果を次のとおりまとめました。

一般事務の取組結果まとめ

取組項目	取組結果	
	結果	内容
① 電気使用量	達成	目標値より、18.0%削減されており、達成しています。
② 公用車の距離	達成	目標値より、23.1%削減されており、達成しています。
③ 都市ガス消費量	達成	目標値より、15.6%削減されており、達成しています。
④ LPG消費量	達成	目標値より、6.4%削減されており、達成しています。
⑤ 灯油消費量	達成	目標値より、16.7%削減されており、達成しています。
⑥ 公用車のノーカーデー	達成	全体の実施率は34.4%で、全体目標である30%以上を達成しています。
⑦ 通勤車のノーカーデー	達成	全体の実施率は26.1%で、全体目標である25%以上を達成しています。
⑧ 水道使用量	達成	目標値より、20.0%削減されており、目標を達成しています。
⑨ コピー用紙	未達成	目標値より、4.1%増加となっており、目標を達成できませんでした
⑩ - 1 ごみの分別	達成	いずれの部署においても良好な分別状態です。
⑩ - 2 ごみの排出量	達成	本庁舎の取組みです。目標値よりも、75.1%削減されており、目標を達成しています。
⑪ グリーン購入率	達成	全体の購入率は99.9%となっており、全体目標95%以上を達成しています。

燃料使用量・水道使用量については、未達成のものに限らず、今後も施設の冷暖房温度の適正設定や、施設利用者への省エネ・節水への協力などの啓発も、引き続き取り組むことが必要です。

(3) 公共工事 … 別紙 (P. 128) 「測定結果集計表 (公共工事)」

取組項目	取組結果	
	結果	内容
① 公共工事A評価	達成	全体で 124 件該当があり、すべて A 評価で目標を達成しています。

今後についても、市が行なう公共工事において、大規模工事は構想・計画の段階から、それ以外は設計・施工の各段階で自己評価を実施し、各工事の環境への配慮度が向上し、公共工事における環境負荷の低減につなげてまいります。

(4) 施設管理 … 別紙 (P. 129～138) 「測定結果集計表 (施設管理)」

すべての対象施設について、適正に維持管理がされています。

今後につきましても、施設を適正に管理するための「管理手順書」や、法的要件事項の再確認など繰り返し内容の見直しを実施し、より適正な管理を図ることが必要であると考えています。

(5) まとめ

取組み状況を見ると、14 の取組み項目のうち、一部を除きほぼ目標を達成しており、EMS に対する職員の意識の定着が進んでいると考えられます。

しかしながら、今後も、職員へ現状を周知することにより自覚を促し、更なる取組みの浸透を図っていく必要があります。

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事 業 名		部 門 別 目 標	年間集計			※	担当課	環境への効果
				測定結果	達成率	評価			
「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき市民・事業者の取組みを促進します。	1	1	アイドリング・ストップ運動	年に3回以上の啓発活動を行なう	5回	100.0%	○	環境課	アイドリング・ストップを推進することによりCO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた
	2	2	ノーカーデーの推進	年に3回以上の啓発活動を行なう	5回	100.0%	○	環境課	ノーカーデーを推進することにより、CO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた
	3	3	環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○	環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し効果をあげることができた
	4	4	市内循環バス運行事業	利用者を140,000人以上にする	157,992人	100.0%	○	生活安全課	市内循環バスは、CNG（液化天然ガス）を燃料として運行しており、また、駐車時はアイドリングストップも実施している。利用者数は、目標値を上回っており、市民の日常の交通手段として定着しており、環境への効果も大きいものと考える
	5	5	緑のリサイクル事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
	6	6	市民まつり参加事業	苗木を300本配布する	435本	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
	7	7	菖蒲産業祭参加事業	苗木を100本配布する	145本	100.0%	○	(菖蒲)環境経済課	緑化を推進し、CO2の削減に寄与した
	8	8	栗橋やさしさときめき祭参加事業	苗木を100本配布する	107本	100.0%	○	(栗橋)環境経済課	市民への苗木配布を通じて緑化推進に貢献できた
	9	9	わしのみやコスマスフェスタ参加事業	苗木を100本配布する	345本	100.0%	○	(鷺宮)環境経済課	配布した苗木により、地域の緑化推進を図ることができた
	10	10	生垣設置奨励金事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
	11	11	樹木樹林の保存並びに奨励金交付事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「久喜市環境保全率先実行計画」により行政の率先した取組みを実施します。	12	12	道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良785mを実施する	1402m	100.0%	○	道路河川課	道路改良により、自動車の交通の流れを円滑にし、排ガスの排出抑制を図り、清浄な空気が確保でき、大気環境の保全に効果をもたらした
	13	13	道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良25mを実施する	9m	36.0%	×	■ 都市整備課(栗橋駅西)	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事 業 名	部 門 別 目 標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
地球温暖化対策実行計画（事務事業編）「久喜市環境保全率先実行計画」により行政の率先した取組みを実施します。	14 14 低公害車導入事業	低公害車導入率を91%以上にする	91%	100.0%	○		管財課	低燃費、低排気ガスの環境に配慮した低公害車を導入したことにより、環境負荷軽減につながった
	15 15 緑のカーテン事業	緑のカーテンを10施設以上に設置する	15施設	100.0%	○		環境課	エアコン等の使用による電力エネルギーの節約や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止の効果と市民への啓発を図ることができた
	16 16 緑のカーテン事業	緑のカーテンを7施設以上に設置する	7施設	100.0%	○	(菖蒲) 環境経済課	地球温暖化の防止や緑化の推進を図り、施設内の温室上昇を抑制した	
	17 17 緑のカーテン事業	緑のカーテンを4施設以上に設置する	4施設	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	栗橋総合支所庁舎の壁面温度において、晴天時で約2℃の温度差を計測した。また、事業施設を通じ、緑の広がりと豊かさの創造に貢献できた	
	18 18 緑のカーテン事業	緑のカーテンを4施設以上に設置する	5施設	100.0%	○	(鶴宮) 環境経済課	緑のカーテンを設置したことにより室内温度の上昇抑制を図ることができた	
	19 19 会議録の削減	会議録印刷部数を1議会あたり本会議会議録25部以下、委員会会議録25部以下とする	18部	100.0%	○	議会総務課	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できた	
地球環境問題に関する環境教育・環境学習を推進します。	20 20 地球温暖化防止の啓発	年2回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	2回	100.0%	○		環境課	広報誌等で市民に啓発することにより、地球温暖化の問題やその防止に向け、市民の意識付けが図られた
	21 21 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を600人以上にする	841人	100.0%	○		環境課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった
	22 22 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を150人以上にする	201人	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった	
	23 23 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で100人以上にする	112人	100.0%	○		環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
	24 24 環境教育全体計画	学校における環境教育の推進	全校実践済	100.0%	○		指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている
	25 25 環境講座	高齢者大学で環境講座を年4回実施する	4回	100.0%	○		生涯学習課	講座の実施により、学生の環境に対する知識の高揚や環境保全意識の向上に寄与することができた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事 業 名	部 門 別 目 標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
地球環境問題に関する情報を提供します。	26 26 広報活動事業	環境情報を毎月提供する	毎月	100.0%	○		環境課	市民に広く情報を提供することにより、環境問題に対する普及啓発ができた
公共施設で再生可能エネルギーなどを率先的に導入します。	27 27 太陽光発電の運転	太陽光で発電した電力を即時利用する	37,059.6kWh	100.0%	○		管財課	使用電力の一部を太陽光発電で賄うことにより二酸化炭素排出量の削減につながり環境への負荷軽減を図ることができた
市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化とリサイクルを推進します。	28 28 粉石鹼製造事業	廃油を130リットルリサイクルする	130リットル	100.0%	○		環境課	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石鹼として有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができた
	29 会議録の削減	会議録印刷部数を1議会あたり本会議会議録25部以下、委員会会議録25部以下とする	18部	100.0%	○		議会総務課	環境負荷を低減し、限りある資源の節約に寄与できた
水辺の再生維持管理を促進します。	29 30 環境保全団体への補助事業	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100.0%	○		環境課	河川・公園等の清掃により環境保全に寄与することができた
環境教育・環境学習を推進します。	31 環境教育全体計画	学校における環境教育の推進	全校実践済	100.0%	○		指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている
	32 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で100人以上にする	112人	100.0%	○		環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
環境保全団体などを育成・支援します。	33 環境保全団体への補助事業	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100.0%	○		環境課	河川・公園等の清掃により環境保全に寄与することができた
自然と親しめる公園や沿道、その他公共施設の緑化を推進します。	34 緑のカーテン事業	緑のカーテンを10施設以上に設置する	15施設	100.0%	○		環境課	エアコン等の使用による電力エネルギーの節約や二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止の効果と市民への啓発を図ることができた
	35 緑のカーテン事業	緑のカーテンを7施設以上に設置する	7施設	100.0%	○	(菖蒲)	環境経済課	地球温暖化の防止や緑化の推進を図り、施設内の温室上昇を抑制した
	36 緑のカーテン事業	緑のカーテンを4施設以上に設置する	4施設	100.0%	○	(栗橋)	環境経済課	栗橋総合支所庁舎の壁面温度において、晴天時で約2℃の温度差を計測した。また、事業施設を通じ、緑の広がりと豊かさの創造に貢献できた
	37 緑のカーテン事業	緑のカーテンを4施設以上に設置する	5施設	100.0%	○	(鶴宮)	環境経済課	緑のカーテンを設置したことにより室内温度の上昇抑制を図ることができた
市民参加による維持管理体制を推進します。	30 38 公園緑地管理委託事業	公園等の管理委託について131箇所を実施する	145箇所	100.0%	○		公園緑地課	協働による公園の維持管理を推進することにより、市民の環境美化に対する意識の高揚に寄与するものと考えます

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要
 ■ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
保存樹木・保存樹林の指定を推進します。	39 樹木樹林の保存並びに奨励金交付事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○		環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
一般家庭や工場・事業所などの緑化を推進します。	40 生垣設置奨励金事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○		環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
	41 市民まつり参加事業	苗木を300本配布する	435本	100.0%	○		環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
	42 菖蒲産業祭参加事業	苗木を100本配布する	145本	100.0%	○	(菖蒲) 環境経済課	緑化を推進し、CO ₂ の削減に寄与した	
	43 栗橋やさしさときめき祭参加事業	苗木を100本配布する	107本	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	市民への苗木配布を通じて緑化推進に貢献できた	
	44 わしのみやコスマスフェスタ参加事業	苗木を100本配布する	345本	100.0%	○	(鷺宮) 環境経済課	配布した苗木により、地域の緑化推進を図ることができた	
	45 緑のリサイクル事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○		環境課	身近な緑の保全に寄与することができる
31	46 しみん農園久喜管理・運営事業	しみん農園を6,800m ² 貸し付ける	6,195m ²	91.0%	×	■	農業振興課	農園を利用する多くの市民が土に親しむことにより、農業や農村への理解が深まり、減農薬・減化学肥料による栽培等を通して、環境保護への認識が深まった
32	47 しみん農園菖蒲管理・運営事業	しみん農園を7,000m ² 貸し付ける	7,125m ²	100.0%	○	(菖蒲) 環境経済課	農という作業に携わることによる自然環境へのふれあいや無農薬や有機肥料の使用など環境に負荷のかからない農作業を実践したことにより農業を通じて環境に配慮することを啓蒙できた	
33	48 しみん農園栗橋管理・運営事業	しみん農園を1,080m ² 貸し付ける	1,080m ²	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	全ての区画について、年間を通じて作付けが行なわれ、緑化の推進に貢献した	
34	49 しみん農園鷺宮管理・運営事業	しみん農園を1,200m ² 貸し付ける	1,200m ²	100.0%	○	(鷺宮) 環境経済課	農園を利用する多くの市民が土に親しむことにより、農業や農村への理解が深まり、無農薬栽培を通して、環境保護への認識が深まった	
環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。	35 50 環境保全型農業推進事業	減農薬・減化学肥料等栽培地を1,186.3a以上にする	1,206.5a	100.0%	○		農業振興課	安全で安心な農産物の供給、有機資源のリサイクル化など環境に貢献できた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
地域の歴史や自然との調和に配慮したまちなみづくりを促進します。	36 51 ごみゼロ運動	参加者を5,500人以上とする	9,130人	100.0%	○		環境課	久喜地区で約3,010kgのごみを回収した
	37 52 ごみゼロ運動	参加者を2,000人以上とする	2,230人	100.0%	○	(菖蒲)環境経済課	空き缶等の散乱防止に努め、また、散乱ごみの清掃を小さな子供から高齢者が行うことにより快適な生活環境を確保するとともに三世代間の交流を図ることができた。各種団体（水路管理者：独立行政法人水資源機構、小林栢間土地改良区、小林水利組合）が参加した	
	38 53 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	6,100人	100.0%	○	(栗橋)環境経済課	ごみの適正処理の推進や廃棄物を撤去することにより生活環境が改善する	
	39 54 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	7,122人	100.0%	○	(鷺宮)環境経済課	道路等に放置されていたごみ等（燃やせるごみ13,980kg、燃やせないごみ700kg、粗大ごみ410kg）を回収することができ、地域環境の改善を図ることができた	
	55 生垣設置奨励金事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる	
	56 樹木樹林の保存並びに奨励金交付事業	年に2回以上、広報紙に掲載し制度の周知を図る	2回	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる	
	40 57 放置禁止区域内自転車等誘導事業	放置自転車を1,500台以下にする	314台	100.0%	○	生活安全課	駅前の自転車放置禁止区域内の誘導により、放置自転車等の数は減少しており、自然と調和のとれた街並みが維持されている	
景観保全意識の向上を図ります。	58 市民まつり参加事業	苗木を300本配布する	435本	100.0%	○	環境課	身近な緑の保全に寄与することができる	
	59 菖蒲産業祭参加事業	苗木を100本配布する	145本	100.0%	○	(菖蒲)環境経済課	緑化を推進し、CO2の削減に寄与した	
	60 栗橋やさしさときめき祭参加事業	苗木を100本配布する	107本	100.0%	○	(栗橋)環境経済課	市民への苗木配布を通じて緑化推進に貢献できた	
	61 わしのみやコスモスフェスタ参加事業	苗木を100本配布する	345本	100.0%	○	(鷺宮)環境経済課	配布した苗木により、地域の緑化推進を図ることができた	
大気汚染状況を継続して監視します。	41 62 有害大気汚染物質調査	1地点で年1回アスベスト、1地点で年1回ベンゼン等の有害大気汚染物質を測定する	1回	100.0%	○	環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、有害物質による大気汚染の状況を把握することができ、大気の安全性を確認することができた	
	42 63 ダイオキシン類汚染実態調査	大気中2箇所で年2回ダイオキシン類調査を実施する	2回	100.0%	○	環境課	ダイオキシン類の汚染状況を継続的に確認することにより、ダイオキシン類に関する市民生活の安全性の確認ができた	
	43 64 大気汚染実態調査	4地点で年12回二酸化硫黄、二酸化窒素の測定監視をする	12回（毎月）	100.0%	○	環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、大気汚染の状況を把握することができ、大気の安全性を確認することができた	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事 業 名		部 門 別 目 標	年間集計			※	担当課	環境への効果
				測定結果	達成率	評価			
大気汚染状況を継続して監視します。	44	65	環境パトロール	2週に1回以上環境パトロールを実施する	1回／2週	100.0%	○	環境課	定期的な環境パトロールによって環境の変化を把握することができ、状況が悪化する前に対応を行うことができた
騒音・振動、悪臭対策を充実します。	45	66	自動車・新幹線騒音振動測定業務	道路4路線以上監視し、新幹線沿線年1回以上騒音測定する	道路6路線 新幹線1回	100.0%	○	環境課	測定結果を公表することにより、市民への騒音の状況を知らせることができた。また、評価基準超過地点の管理者に、改善を要請することができた
騒音・振動、悪臭対策を充実します。	67	道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良785mを実施する	1402m	100.0%	○		道路河川課	道路改良により、自動車の交通の流れを円滑にし、排ガスの排出抑制を図り、清浄な空気が確保でき、大気環境の保全に効果をもたらした
	68	道路新設改良事業	交通の流れを円滑にするため道路改良25mを実施する	9m	36.0%	×	■	都市整備課 (栗橋駅西)	
有害化学物質などを継続して監視します。	69	有害大気汚染物質調査	1地点で年1回アスベスト、1地点で年1回ベンゼン等の有害大気汚染物質を測定する	1回	100.0%	○		環境課	調査結果を環境基準と比較することにより、有害物質による大気汚染の状況を把握することができ、大気の安全性を確認することができた
公共用水域の水質を保全します。	46	70	河川補修事業	河川を1,500m浚渫する	5,661.2m	100.0%	○	道路河川課	水路の中に堆積した土砂やヘドロ、ごみなどを取り除き、河川の流れを良くすると共に河川の環境を良好にした
埼玉県生活排水処理施設整備構想を推進します。	47	71	下水道管布設事業	下水道整備面積を8.3ha増やす	7.5ha	90.4%	×	下水道施設課	整備区域の河川等の水質が改善しつつある
	48	72	農業集落排水整備事業	接続率を78.0%にする	78.1%	100.0%	○	下水道業務課	接続率の向上により、公共用水域の水質浄化を図り、良好な農村環境に寄与しました
河川汚濁の主な原因である生活排水処理対策を推進します。	49	73	合併処理浄化槽設置補助事業	合併処理浄化槽60基の設置に補助する	75基	100.0%	○	下水道業務課	生活排水の放流を抑制し、公共用水域の水質浄化に寄与しました
	74	74	粉石鹼製造事業	廃油を130リットルリサイクルする	130リットル	100.0%	○	環境課	家庭から排出される使用済の油をリサイクルし、粉石鹼として有効活用するとともに、ゴミの減量などに寄与することができた
	50	75	河川、事業所水質調査業務	河川水質検査40検体以上、事業所排水13検体以上を検査する	水質46検体 排水20検体	100.0%	○	環境課	検査結果を環境基準と比較することにより、河川水質の安全性の確認ができた。事業所排水については、基準超過をした事業所に対して、口頭及び文書にて注意を促すことにより、水質管理に対する意識の向上が図れた
地盤沈下対策を行います。	51	76	地下水揚水の確保	全配水量のうち、地下水の割合を30%以下にする	9.02%	100.0%	○	水道施設課	地下水の採取量を抑制したことにより、県北東部地域における地盤沈下防止対策の推進が図られた
放射性物質による環境汚染への対応を行います。		77	広報活動事業	環境情報を毎月提供する	毎月	100.0%	○	環境課	市民に広く情報を提供することにより、環境問題に対する普及啓発ができた

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事業名	部門別目標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
環境保全活動の普及、促進を図ります。	78 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で100人以上にする	112人	100.0%	○		環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
	79 アイドリング・ストップ運動	年に3回以上の啓発活動を行なう	5回	100.0%	○		環境課	アイドリング・ストップを推進することによりCO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた
	80 ノーカーデーの推進	年に3回以上の啓発活動を行なう	5回	100.0%	○		環境課	ノーカーデーを推進することにより、CO2排出量を抑制し、環境負荷を低減することができた
	81 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○		環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し効果をあげることができた
	82 環境保全団体への補助事業	年2回以上の清掃活動を実施する	2回	100.0%	○		環境課	河川・公園等の清掃により環境保全に寄与することができた
	83 地球温暖化防止の啓発	年2回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	2回	100.0%	○		環境課	広報誌等で市民に啓発することにより、地球温暖化の問題やその防止に向け、市民の意識付けが図られた
	84 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を600人以上にする	841人	100.0%	○		環境課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった
	85 エコライフデーへの参加の推進	エコライフデーの参加者を150人以上にする	201人	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	参加者の家庭から、環境に対する意識を高め、地球規模の環境負荷低減につながった	
環境にやさしいまちづくり活動を推進します。	86 ごみゼロ運動	参加者を5,500人以上とする	9,130人	100.0%	○		環境課	久喜地区で約3,010kgのごみを回収した
	87 ごみゼロ運動	参加者を2,000人以上とする	2,230人	100.0%	○	(菖蒲) 環境経済課	空き缶等の散乱防止に努め、また、散乱ごみの清掃を小さな子供から高齢者が行うことにより快適な生活環境を確保するとともに三世代間の交流を図ることができた。各種団体（水路管理者：独立行政法人水資源機構、小林柏間土地改良区、小林水利組合）が参加した	
	88 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	6,100人	100.0%	○	(栗橋) 環境経済課	ごみの適正処理の推進や廃棄物を撤去することにより生活環境が改善する	
	89 ごみゼロ運動	参加者を5,000人以上とする	7,122人	100.0%	○	(鷺宮) 環境経済課	道路等に放置されていたごみ等（燃やせるごみ13,980kg、燃やせないごみ700kg、粗大ごみ410kg）を回収することができ、地域環境の改善を図ることができた	
	90 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○		環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し効果をあげることができた
	91 放置禁止区域内自転車等誘導事業	放置自転車を1,500台以下にする	314台	100.0%	○	生活安全課	駅前の自転車放置禁止区域内の誘導により、放置自転車等の数は減少しており、自然と調和のとれた街並みが維持されている	

測定結果集計表（環境保全事業）

※ ×・・・評価が×（不適合）→ 是正計画は不要

■ ●・・・評価が×（不適合）→ 是正計画が必要（結果報告も必要）

主な実施方策 (小項目)	事 業 名	部 門 別 目 標	年間集計			※	担当課	環境への効果
			測定結果	達成率	評価			
不法投棄監視体制を充実します。	92 環境パトロール	2週に1回以上環境パトロールを実施する	1回／2週	100.0%	○		環境課	定期的な環境パトロールによって環境の変化を把握することができ、状況が悪化する前に対応を行うことができた
環境情報の適切な伝達・共有を行います。	93 広報活動事業	環境情報を毎月提供する	毎月	100.0%	○		環境課	市民に広く情報を提供することにより、環境問題に対する普及啓発ができた
環境への理解を深め、環境保全に向けた参加と協力のための環境教育・環境学習を推進します。	94 環境教育全体計画	学校における環境教育の推進	全校実践済	100.0%	○		指導課	環境に対する意識が高まり、環境保全に対して身近なところから実践しようとする態度を育んできている
	95 環境講座	高齢者大学で環境講座を年4回実施する	4回	100.0%	○		生涯学習課	講座の実施により、学生の環境に対する知識の高揚や環境保全意識の向上に寄与することができた
	96 自然観察会	各種観察会等への参加者を合計で100人以上にする	112人	100.0%	○		環境課	次世代を担う子供たちを含め、広く自然と共生することの大切さを学習できた
環境に配慮した事業活動の啓発を行います。	97 環境推進協議会	年1回以上広報紙に掲載し、参加の推進を図る	1回	100.0%	○		環境課	市民・事業者・市が役割を分担し、また協働することにより、環境問題に対し効果をあげることができた

測定結果集計表(一般事務)

測定結果集計表(一般事務)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期	年間集計	目標
9 コピー用紙使用量(枚)																
	今年購入枚数	890,000	1,065,000	1,325,000	1,185,625	1,285,000	980,000	6,730,625	1,353,625	1,031,875	828,625	1,285,000	1,501,500	1,391,250	7,391,875	14,122,500
	目標値	918,250	1,001,750	1,256,750	1,161,750	1,233,750	1,236,750	6,809,000	996,750	1,256,750	996,750	1,006,750	1,335,750	1,162,250	6,755,000	13,564,000
	(増減率)	-3.1%	6.3%	5.4%	2.1%	4.2%	-20.8%	-1.2%	35.8%	-17.9%	-16.9%	27.6%	12.4%	19.7%	9.4%	4.1%
10 ごみ分別の徹底	評価	○	×	×	×	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	×
	良好な部署数	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
	不良の部署数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ごみの排出量															
11-1 ごみの排出量	今年排出量	258	208	1,328	247	240	643	2,923	467	220	233	205	213	228	1,566	4,489
	目標値	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	9,000	18,000
	(増減率)	-82.8%	-86.1%	-11.5%	-83.6%	-84.0%	-57.1%	-67.5%	-68.8%	-85.4%	-84.5%	-86.4%	-85.8%	-84.8%	-82.6%	-75.1%
	評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11-2 グリーン購入率(%)	購入品目数	44	68	153	149	92	79	585	148	98	120	210	148	230	954	1,539
	グリーン購入品目数	44	68	153	149	92	79	585	147	98	120	210	148	230	953	1,538
	購入率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.8%	99.9%
	評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

測定結果集計表(公共工事)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下半期	年間集計	全体目標
12-A 評価割合(%)	評価件数	0	6	0	6	10	10	32	6	10	6	12	22	36	92	124
	A評価数	0	6	0	6	10	10	32	6	10	6	12	22	36	92	124
	実施率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

測定結果集計表（施設管理）

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期		下半期		
			測定	項目	頻度	実施日	評価	実施日	評価	
1 公文書館	空調機の運転	簡易点検	測定	簡易点検	1回／3か月	5/26、8/24	○	11/25、2/24	○	
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		—		
2 本庁舎 (管財課)	冷温水発生機 の運転	ばい煙の排出基準 の順守	測定	ばい煙測定	2回／年	7/21	○	12/16	○	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無		
		送風機の稼動		騒音基準の順守	異音状況	1回／日	—	○	—	
		灯油地下タンク の保管		事故発生時の対応	立入検査	1回／3年	5/13	○	—	
				定期点検	気密試験	1回／3年	—		—	
				設置(変更)の届出	変更の有無		無		○	
	ガス吸収性温水	簡易点検	測定	簡易点検	1回／3か月	5/23,8/9	○	10/19、1/30	○	
	器の運転	定期点検		定期点検	1回／年	5/23		—		
3 しみん農園久喜 (農業振興課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	6/30,9/21	○	12/15,3/31	○	
		清掃		清掃	1回／年	—		12/15		
		定期検査		定期検査	1回／年	—		12/16		
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無		
4 ふれあいセンター (社会福祉課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	6/7,9/13	○	12/6,3/2	○	
		清掃		清掃	1回／年	—		3/7		
		定期検査		定期検査	1回／年	—		3/8		
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無		
	軽油の保管	貯蔵及び取扱いの 届出		変更の有無		無	○	無	○	

測定結果集計表（施設管理）

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期		下半期	
			測定	項目	頻度	実施日	評価	実施日	評価
5 菖蒲老人福祉センター(介護福祉課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	12回／年	4/26、5/25、 6/29、7/26、 8/30、9/27	○	10/25、11/30、 12/28、1/26、 2/23、3/29、	○
		清掃		清掃	2回／年	9/21		3/28	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		2/22	
		設置(変更)の届出		変更の有無	—	無		無	
	空調機の運転	簡易点検		簡易点検	1回／3か月	6/1、8/2	○	11/10、3/7	○
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		3/2	
		保守点検	測定	保守点検	3回／年	5/20、8/26	○	11/17、2/20	○
		清掃		清掃	1回／年	—		12/22	
6 彩嘉園 (介護福祉課)	浄化槽の稼動	定期検査		定期検査	1回／年	—		1/19	
		設置(変更)の届出		変更の有無	—	無		無	
	空調機の運転	簡易点検		保守点検	1回／週	4/5・12・20・26 5/2・10・17・24・31 6/7・14・21・28 7/5・12・20・26 8/2・9・16・23・30 9/6・14・20・27	○	10/4・11・19・26 11/2・9・15・22・29 12/6・13・20・26 1/5・10・17・24・31 2/7・14・21・28 3/7・14・21・28	○
		定期点検		清掃	1回／年	—		10/24	
		保守点検	測定	定期検査	1回／年	—		3/7	
		定期点検		変更の有無	—	無		無	
7 鷺宮福祉センター (介護福祉課)	浄化槽の稼動	清掃		保守点検	6回／年	○	10/20、11/20	○	
		定期検査		清掃	1回／年		2/13		
		設置(変更)の届出		定期検査	1回／年		—		
		保守点検		変更の有無	—		無		
	空調機の運転	定期点検	測定	保守点検	1回／週	○	10/5・12・17・25 11/2・11・18・21・28 12/6・13・19・27 1/5・11・17・25 2/1・7・14・22・27 3/7・14・24・27	○	
		定期点検		清掃	1回／年		11/21		
		定期点検		定期検査	1回／年		3/14		
		定期点検		変更の有無	—		無		
8 鷺宮児童館*1 (子育て支援課)	浄化槽の稼動	設置(変更)の届出		保守点検	6回／年	○	10/20、11/20	○	
		定期点検		清掃	1回／年		2/13		
		定期点検		定期点検	1回／年		—		
		定期点検		変更の有無	—		無		
	空調機の運転	定期点検	測定	保守点検	1回／週	○	10/5・12・17・25 11/2・11・18・21・28 12/6・13・19・27 1/5・11・17・25 2/1・7・14・22・27 3/7・14・24・27	○	
		定期点検		清掃	1回／年		11/21		
		定期点検		定期検査	1回／年		3/14		
		定期点検		変更の有無	—		無		
9 鷺宮保健センター (中央保健センター)	浄化槽の稼動	定期点検	測定	保守点検	4/7・14・18・25 5/2・9・16・23 6/2・7・13・24・28 7/5・14・21・28 8/3・8・17・29 9/2・5・12・21・29	○	10/5・12・17・25 11/2・11・18・21・28 12/6・13・19・27 1/5・11・17・25 2/1・7・14・22・27 3/7・14・24・27	○	
		定期点検		清掃	1回／年		11/21		
		定期点検		定期検査	1回／年		3/14		
		定期点検		変更の有無	—		無		

*1 浄化槽を修繕し、H28.10から稼動

測定結果集計表（施設管理）

施 設 名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期		下 半 期	
			測定	項 目	頻 度	実施日	評価	実施日	評価
10 栗橋駅西口 公衆トイレ (都市整備課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	12回／年	4/4、5/12、6/7、 7/4、8/4、9/17	○	10/24、11/21、12/19 1/12、2/18、3/16	○
		清掃		清掃	1回／年	—		12/19	
		定期検査		定期検査	1回／年	8/4		—	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
11 三崎の森公園 公衆トイレ (公園緑地課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	5/25、8/29	○	11/30、2/3	○
		清掃		清掃	1回／年	—		3/2	
		定期検査		定期検査	1回／年	8/17		—	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
12 道のオアシス 公衆トイレ (公園緑地課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	5/25、8/29	○	11/30、2/3	○
		清掃		清掃	1回／年	—		12/16	
		定期検査		定期検査	1回／3月	8/17		—	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
13 大平橋公衆トイレ (公園緑地課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	6/28、9/28	○	12/27、3/21	○
		清掃		清掃	1回／年	—		3/21	
		定期検査		定期検査	1回／年	8/1		—	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
14 狐塚ヘルシーパーク (公園緑地課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	6/28、9/28	○	12/27、3/21	○
		清掃		清掃	1回／年	—		3/21	
		定期検査		定期検査	1回／年	8/1		—	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
15 野久喜集会所 (生涯学習課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	6回／年	5/26、7/5、9/21	○	11/22、1/10、3/31	○
		清掃		清掃	2回／年	9/30		3/31	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		3/8	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
16 内下集会所 (生涯学習課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	3回／年	4/25、8/3	○	12/1	○
		清掃		清掃	1回／年	—		3/8	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		3/8	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	

測定結果集計表（施設管理）

施 設 名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期		下 半 期	
			測定	項 目	頻 度	実施日	評価	実施日	評価
17 鶯宮学校給食センター(学務課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	1回／月	5/2・18、6/10、 7/28、8/18、9/8	○	10/14、11/14、12/9、 1/13、2/7、3/9	○
		清掃		清掃	1回／年	7/28		—	
		定期検査		定期検査	1回／3月	5/2、7/28		10/14、1/13	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
18 鶯宮第2学校給食センター(学務課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	1回／月	5/2・18、6/10、 7/27、8/18、9/8	○	10/14、11/14、12/9、 1/13、2/7、3/9	○
		清掃		清掃	1回／年	7/28		—	
		定期検査		定期検査	1回／3月	5/2、7/28		10/14、1/13	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
19 鶯宮公民館 (中央公民館)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	1回／週	4/5・13・19・27 5/3・10・18・25・31 6/9・16・21・28 7/5・12・19・27 8/2・11・20・23・30 9/6・14・20・27	○	10/4・11・19・25 11/1・11・17・25・29 12/6・13・20・27 1/5・10・19・24 2/7・14・22・28 3/8・15・22・28	○
		清掃		清掃	1回／年	—		11/10	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		12/6	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
20 菖蒲総合支所 (総務管理課)	灯油の保管	保守点検	測定	保守点検	1回／年	—	○	3/6	○
		清掃		清掃	1回／年	—		3/6	
		貯蔵及び取扱いの 届出		変更の有無		無		無	
21 農業者トレーニング センター (菖蒲環境経済課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	6/8、9/14	○	12/14、3/15	○
		清掃		清掃	1回／年	8/24		—	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		1/19	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
22 しみん農園菖蒲 (菖蒲環境経済課)	空調機の運転	簡易点検	測定	簡易点検	1回／3か月	6/16、9/16	○	12/19、3/27	○
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		—	
		変更の有無				無		無	
23 鶯宮総合支所 (総務管理課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	5/25、8/29	○	11/30、2/23	○
		清掃		清掃	1回／年	—		3/16	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		1/19	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
23 鶯宮総合支所 (総務管理課)	重油の保管	貯蔵及び取扱いの 届出	測定	変更の有無		無	○	無	○
		定期点検		定期点検	1回／年	—		2/21	
		変更の有無		変更の有無		無		2/23	
		空調機の運転		简易点検	1回／3か月	5/25、8/24		11/10、2/15	
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		11/9	

測定結果集計表（施設管理）

施設名 (所管課)	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上半期		下半期	
			測定	項目	頻度	実施日	評価	実施日	評価
24 鷺宮西コミュニティセンター(鷺宮市民課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	12回／年	4/22、5/12、6/14、 7/11、8/4、9/8	○	10/6・11/9・12/9 1/16・2/15・3/3	○
		清掃		清掃	1回／年	—		2/15	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		2/15	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
		保守点検		保守点検	6回／年	4/22、6/14、8/4		10/12・12/8・2/15	
25 コミュニティ広場 (鷺宮市民課)	浄化槽の稼動	清掃	測定	清掃	1回／年	—	○	10/12	○
		定期検査		定期検査	1回／年	—		2/15	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
		保守点検		保守点検	4回／年	4/26、7/12	○	10/26、1/13	○
		定期検査		定期検査	1回／年	6/21		1/13	
26 農業センター (鷺宮環境経済課)	浄化槽の稼動	清掃	測定	清掃	1回／年	—		—	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		無	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
		灯油・軽油の保管		変更の有無		無	○	無	○
		貯蔵及び取扱いの届出				無		無	
27 花と香りのふれあい センター (鷺宮環境経済課)	浄化槽の稼動	保守点検	測定	保守点検	4回／年	6/6、9/1	○	12/22、3/16	○
		定期検査		定期検査	1回／年	—		3/16	
		設置(変更)の届出		変更の有無		7/8		—	
		清掃				無		無	

H28測定結果集計表（施設管理）

浄水場（水道施設課）

施設名	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期		下半期				
			測定	項 目	頻 度	実施日	評価	実施日	評価			
吉羽浄水場	急速ろ過機の運転	水質検査基準の順守		COD (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				T-N (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				T-P (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				生物化学的酸素要求量 (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				水素イオン濃度 (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				SS (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				溶解性マンガン含有量 (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				溶解性鉄含有量 (定例水質検査)	1回／3ヶ月	月1回実施	○	月1回実施	○			
				COD (水質総量規制基準値検査)	1回／7日	毎週火曜日実施	○	毎週火曜日実施	○			
				T-N (水質総量規制基準値検査)	1回／7日	毎週火曜日実施	○	毎週火曜日実施	○			
				T-P (水質総量規制基準値検査)	1回／7日	毎週火曜日実施	○	毎週火曜日実施	○			
				変更の有無		無	○	無	○			
				灯油の保管	貯蔵及び取扱いの届出	無	○	無	○			
				空調機の運転	簡易点検	無	○	無	○			
					定期点検	6/30、9/16	○	12/27、3/4	○			
本町浄水場	灯油の保管	貯蔵及び取扱いの届出	測定	定期点検	1回／3年	—	—	—	—			
				変更の有無		無	○	無	○			
				簡易点検	1回／3か月	6/30、9/16	○	12/27、3/4	○			
				定期点検	1回／3年	—	—	—	—			
空調機の運転				変更の有無		無	○	無	○			
				簡易点検	1回／3か月	6/30、9/16	○	12/27、3/4	○			
				定期点検	1回／3年	—	—	—	—			

施設名	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期		下半期	
			測定	項 目	頻 度	実施日	評価	実施日	評価
森下浄水場	軽油の地下保 管	定期点検	測定	定期点検	1回／年	5/10	○	—	○
		漏洩検査		漏洩検査	1回／年	5/10		—	
		貯蔵及び取扱いの 届出		変更の有無		無		無	
		危険物取扱従事者 届出		変更の有無		無		無	
	空調機の運転	簡易点検	測定	簡易点検	1回／3か月	6/30、9/26	○	12/28、3/23	○
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		—	
	八甫浄水場	軽油の保管	測定	貯蔵及び取扱いの 届出		無	○	無	○
		空調機の運転		簡易点検	1回／3か月	6/30、9/16	○	12/27、3/1	○
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		—	
佐間浄水場	A重油の保管	貯蔵及び取扱いの 届出		変更の有無		無	○	無	○
		空調機の運転		簡易点検	1回／3か月	6/30、9/16	○	12/27、3/1	○
		定期点検		定期点検	1回／3年	—		—	
	鷺宮浄水場	浄化槽の稼動	測定	保守点検	4回／年	4/22、6/16、8/9	○	10/12、12/22、2/13	○
		清掃		清掃	1回／年	—		10/12	
		定期検査		定期検査	1回／年	—		10/18	
		設置(変更)の届出		変更の有無		無		無	
	A重油の保管	A重油の保管		変更の有無		無	○	無	○
		貯蔵及び取扱いの 届出		簡易点検	1回／3か月	6/16、9/16	○	12/27、3/1	○
		空調機の運転		定期点検	1回／3年	—		—	

測定結果集計表（施設管理）

中継ポンプ場・雨水排水ポンプ場（下水道施設課）

施設名	環境側面	主要な法規制 要 求 事 項	測 定			上半期		下半期	
			測定	項 目	頻 度	実施日	評価	実施日	評価
北中継ポンプ場 青葉中継ポンプ場 吉羽中継ポンプ場 下新井中継ポンプ場 上内中継ポンプ場 西大輪中継ポンプ場 道合雨水排水ポンプ場 桜田雨水排水ポンプ場	受電・非常用予備 発電・蓄電池の運転 ポンプ稼動	通常点検 定期点検 特定悪臭物質の規制 基準の順守	測定	通常点検	12回／年	4/4、5/6、6/3、7/7、8/8、 9/8	○	10/7、11/7、12/6、1/6、 2/6、3/7	○
				定期点検	1回／年	6/27		—	
			測定	通常点検	12回／年	4/4、5/6、6/3、7/7、8/8、 9/8	○	10/7、11/7、12/6、1/6、 2/6、3/7	○
				定期点検	1回／年	6/24		—	
			測定	通常点検	12回／年	4/4、5/6、6/3、7/7、8/8、 9/8	○	10/7、11/7、12/6、1/6、 2/6、3/7	○
				定期点検	1回／年	7/8		—	
			測定	通常点検	12回／年	4/4、5/6、6/3、7/7、8/8、 9/8	○	10/7、11/7、12/6、1/6、 2/6、3/7	○
				定期点検	1回／年	7/1		—	
北中継ポンプ場 青葉中継ポンプ場 吉羽中継ポンプ場 下新井中継ポンプ場 上内中継ポンプ場 西大輪中継ポンプ場 道合雨水排水ポンプ場 桜田雨水排水ポンプ場	第2種油類の保管	設置(変更)の届出	測定	通常点検	12回／年	4/4、5/6、6/3、7/7、8/8、 9/8	○	10/7、11/7、12/6、1/6、 2/6、3/7	○
				定期点検	1回／年	6/28		—	
			測定	通常点検	12回／年	4/4、5/6、6/3、7/7、8/8、 9/8	○	10/7、11/7、12/6、1/6、 2/6、3/7	○
				定期点検	1回／年	7/4		—	
			測定	通常点検	12回／年	4/5、5/10、6/8、7/6、8/9、 9/7	○	10/5、11/8、12/7、1/11、 2/7、3/8	○
				定期点検	1回／年	—		11/30、12/21	
			測定	通常点検	12回／年	4/5、5/10、6/8、7/6、8/9、 9/7	○	10/5、11/8、12/7、1/11、 2/7、3/8	○
				定期点検	1回／年	—		11/30	
清久雨水排水ポンプ場	A重油 の地下保管	事故発生時の対応 定期点検 設置(変更)の届出	測定	変更の有無		無	○	無	○
				変更の有無		無	○	無	○
				変更の有無		無	○	無	○
				変更の有無		無	○	無	○
				変更の有無		無	○	無	○
				変更の有無		無	○	無	○
				変更の有無		無	○	無	○

4/27、5/18、6/28、7/26、
8/23、9/1610/25、11/28、12/14、
1/23、2/16、3/23

—

11/28

無

無

測定結果集計表（施設管理）

農業集落排水処理施設：上半期

(平成28年度)

所管課	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上新田・野佐原	清久第一	北青柳	除堀	太田袋	原・樋ノ口	北中曾根	六万部	上本村	江面新田	丸谷・神ノ木	柴山小塚	塚田	上大崎	野々宮・小下	下柏間	上柏間	小林
			測定	項目	頻度	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	
下水道 施設課	浄化槽の稼動 放流水質基準の順守 設置(変更)の届出 事故発生時の対応 特定悪臭物質の規制 基準の順守 保守点検 清掃 定期検査	測定	PH	1回／月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			BOD	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			SS	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			大腸菌群数	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			窒素含有量	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			磷含有量	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			フェノール類含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			ノルマルヘキサン抽出物(鉱油)	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			ノルマルヘキサン抽出物(動植物油)	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			銅含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			亜鉛含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			溶解性鉄含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			溶解性マンガン含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クロム含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			【水質総量規制基準値】																				
			COD	1回／14日・7日・毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			窒素含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			磷含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			保守点検	1回／週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			清掃	1回／週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			定期検査	1回／年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			変更の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

測定結果集計表（施設管理）

農業集落排水処理施設：下半期

(平成28年度)

所管課	環境側面	主要な法規制 要求事項	測定			上新田・野佐原	清久第一	北青柳	除堀	太田袋	原・樋ノ口	北中曾根	六万部	上本村	江面新田	丸谷・神ノ木	柴山小塚	塚田	上大崎	野々宮・小下	下柏間	上柏間	小林
			測定	項目	頻度	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	異常・評価	
下水道 施設課	浄化槽の稼動 放流水質基準の順守 設置(変更)の届出 事故発生時の対応 特定悪臭物質の規制 基準の順守 保守点検 清掃 定期検査	測定	PH	1回／月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			BOD	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			SS	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			大腸菌群数	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			窒素含有量	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			磷含有量	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			フェノール類含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			ノルマルヘキサン抽出物(鉱油)	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			ノルマルヘキサン抽出物(動植物油)	1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			銅含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			亜鉛含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			溶解性鉄含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			溶解性マンガン含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			クロム含有量	1回／6ヶ月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			【水質総量規制基準値】																				
			COD	1回／14日・7日・毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			窒素含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			磷含有量		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			保守点検	1回／週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			清掃	1回／週	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			定期検査	1回／年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			変更の有無		無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無

環 境 方 針

1. 基本理念

私たちのまち久喜市は、雄大な利根川に代表される、豊かな自然あふれる田園地帯として栄えるとともに、交通の利便性にも恵まれ、首都近郊という立地条件から産業都市としても発展してきました。

しかしながら、その過程で私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、環境への負荷を増大させ、身近な地域での自然環境や生活環境の変化のみならず、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っています。

また、近年頻発する大規模災害を経験し、自然の脅威とともに、私たちが自然界の一員として地球に存在していることを、あらためて深く認識させられました。

私たちは、かけがえのない地球を守り、「水」と「緑」に包まれた自然と人が共生する良好な環境を保全しながら、将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、市民、事業者及び市が、それぞれの責務と役割を自覚し、積極的に環境に配慮した取組みを行い、持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかなければなりません。

私たちは今、人の心がかよいあう、健全で恵み豊かな環境の保全と創造の実現を目指します。

2. 基本方針

市は、久喜市環境基本計画が目標とする望ましい環境像、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を実現するため、環境の保全と創造のための施策の推進と、自らの活動による環境への負荷の低減を図り、環境施策や目標等を設定並びに見直しながら、環境マネジメントシステムを実施し、維持し、継続的に改善していきます。

(1) 望ましい環境像の実現

久喜市環境基本計画で示した、望ましい環境像の実現を目指します。

環境目標 1 地球にやさしい循環型のまち

環境目標 2 豊かな自然と人がともに生きるまち

環境目標 3 健康で安全に暮らせるまち

環境目標 4 みんなで取り組む環境づくりのまち

(2) 環境負荷の低減

市が管理する各施設の再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー、省資源、リサイクルの推進を図り、さらに各種公共工事の設計・施工においても環境に配慮します。

(3) 法規制等の順守

環境関係法令等を順守し、環境の保全を推進します。

(4) 組織の整備

環境マネジメントのための組織、運営体制を整備するとともに、責任の所在を明確にし、環境の保全及び改善活動に取り組みます。

(5) 職員の教育・実践の徹底

公務員としての役割を認識し、環境の保全及び改善に対する一層の意識向上を図るため、教育・訓練を徹底し、実践をとおして市民、事業者の規範となるよう努めます。

(6) 開かれた市政

- ① 環境方針に限らず、市が保有する情報は、久喜市情報公開条例の趣旨に基づき、広く公表します。
- ② 市民や職員などからの意見、提案を積極的に取り入れて、事務事業に反映します。

平成25年 5月 8日

久喜市長 田中暉二

第3章 環境基本計画の推進

第1節 環境基本計画の推進体制

本計画の進行状況を管理するための組織体制は、以下のとおりです。

(1) 環境推進協議会

本市では、久喜市環境基本条例第26条に基づき、市民、事業者及び市の3者が協働してそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行うための組織として、平成24年5月「久喜市環境推進協議会」を設立しました。

この協議会は、環境の保全及び創造に向けて、市民、事業者及び市の各主体が、それぞれの役割や能力に応じて自主的な取組みを行うとともに、相互に緊密な連携を図りながら協働して取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すものです。

会員は、市民団体、事業者、法人・協会等42団体（平成29年3月31日現在）で組織されております。

(2) 環境監査委員会

久喜市環境基本条例第27条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

- ①市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望などを審議し必要な調査などを行うこと。
- ②市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。

環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、環境基本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である本書の監査を実施します。

- ③環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- ④上記の事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

(3) 環境審議会

久喜市環境審議会条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するための諮問機関として、環境審議会を平成22年3月に設置しました。

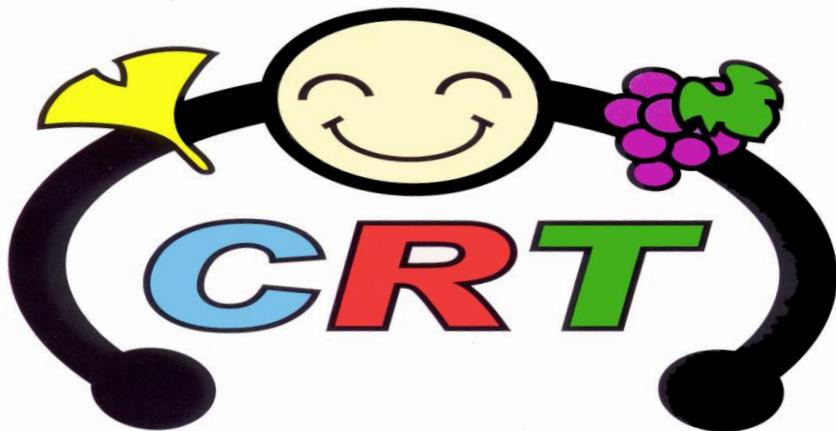
審議会は、諮問に応じて環境基本計画の策定及び変更に関することのほか、久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例に基づく街路樹の選定に関することや久喜市自然環境の保全に関する条例に基づく自然環境保全地区の指定などについて審議を行います。

※ 環境監査委員会、環境審議会の議事録は、久喜市のホームページからご覧になれます。

資 料

- 久喜宮代衛生組合概要
- 環境用語の解説

平成29年度 久喜宮代衛生組合概要



【CRT とは Clean Recycle Town (クリーン リサイクル タウン) の略】

久喜宮代衛生組合は、平成 9 年度に厚生大臣から
「クリーン リサイクル タウン」に選定されました

げんりょう化(原料・減量)大作戦実施中！

久喜宮代衛生組合

目 次

- 1. 管内及び衛生組合の概況**
- 2. 衛生組合の組織図**
- 3. 衛生組合の財政の概要**
- 4. 衛生組合の処理施設の概要**
- 5. ごみ処理のフロー**
- 6. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」および「リサイクル率」の推移**
- 7. 堆肥化の取り組み**
- 8. 堆肥についての肥料取締法に基づく表示等**
- 9. 生ごみ処理容器等購入補助制度**
- 10. 資源集団回収事業報償金交付制度**
- 11. 久喜宮代衛生組合の沿革**

1. 管内及び衛生組合の概況

●管内の概況

○位置

久喜宮代衛生組合を構成する久喜市・宮代町は、埼玉県東北部に位置し、首都圏から40～50km圏内にあります。JR宇都宮線、東武鉄道の5駅を持つ久喜市と、東武鉄道の3駅を持つ宮代町は、ともに都心へのアクセスに恵まれているほか、道路交通においては東北縦貫自動車道の久喜インターチェンジがあり、また首都圏中央連絡自動車道の桶川北本IC～白岡菖蒲IC間が平成27年10月31日に開通するなど、良好な交通利便性を備える地域として発展を続けています。

○地形的・気候的特性

微高地と低湿地からなる概ね標高10m前後の平坦地であり、久喜市東北部は利根川に接し、宮代町東部には旧流路である古利根川が流れています。

また、気候は典型的な太平洋気候（夏は高温多湿、冬は低温乾燥）です。

●衛生組合の概況

○設立

久喜宮代衛生組合は、昭和36（1961）年に当時の久喜町（合併前の久喜市）と宮代町の一般廃棄物（ごみ・し尿）を共同処理することを目的として設立された一部事務組合です。

平成22年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷺宮町が合併したことに伴い、衛生組合は「久喜宮代清掃センター（旧久喜宮代衛生組合）」、「菖蒲清掃センター（旧菖蒲町清掃センター）」、「八甫清掃センター（旧栗橋・鷺宮衛生組合）」の3つの施設で処理する体制になりました。

○人口・世帯・面積（平成29年4月1日現在）

	人口（人）	世帯数（戸）	面積（km ² ）
久喜市	154,016	64,580	82.41
宮代町	33,840	14,531	15.95
計	187,856	79,111	98.36

○機構（平成29年4月1日現在）

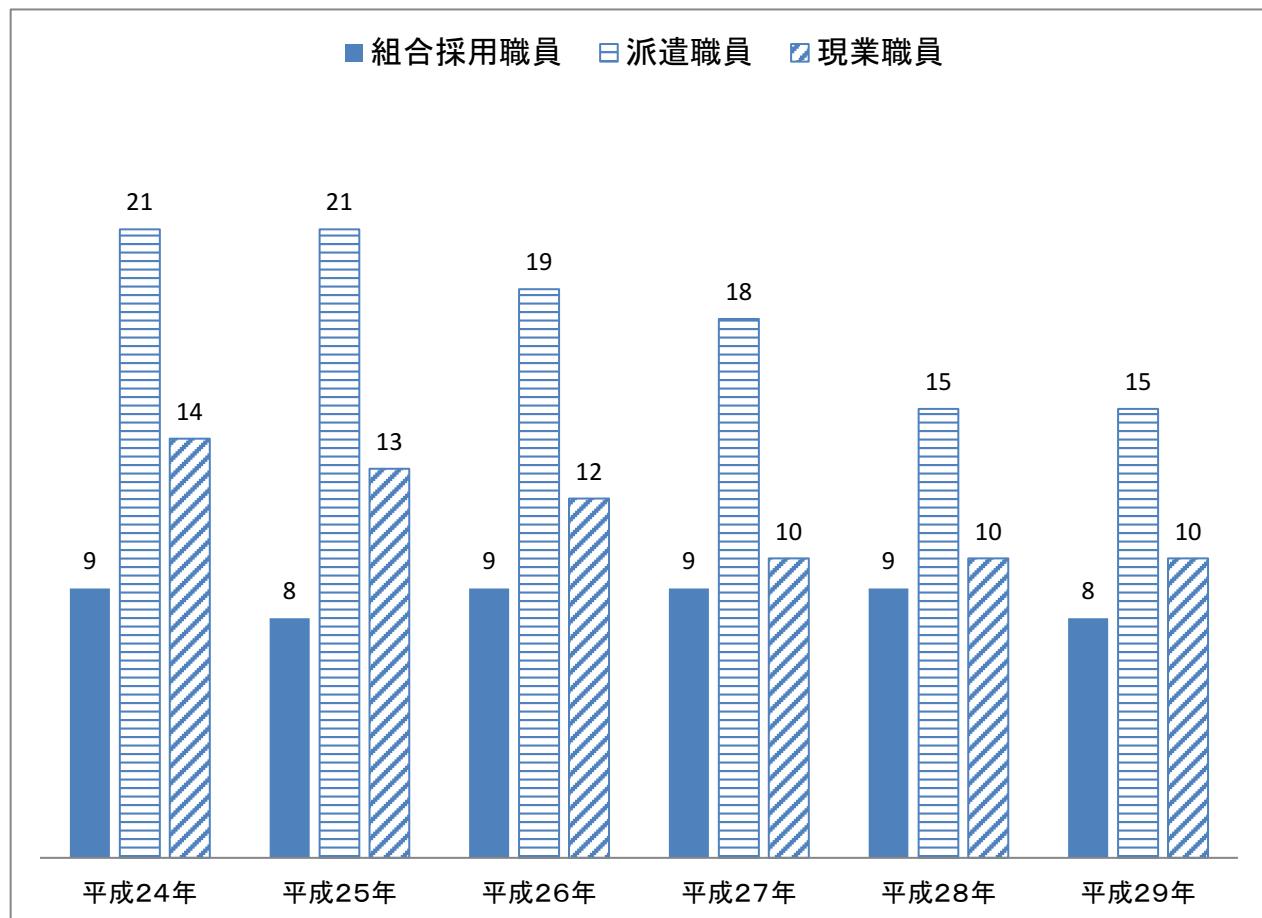
議会	14人（久喜市議会選出9人・宮代町議会選出5人）
管理者等	管理者（久喜市長）・副管理者（宮代町長）
職員	事務職員：23名 現業職員：10名 (再任用・臨時職員を含まず)

●久喜宮代衛生組合 職員数の推移

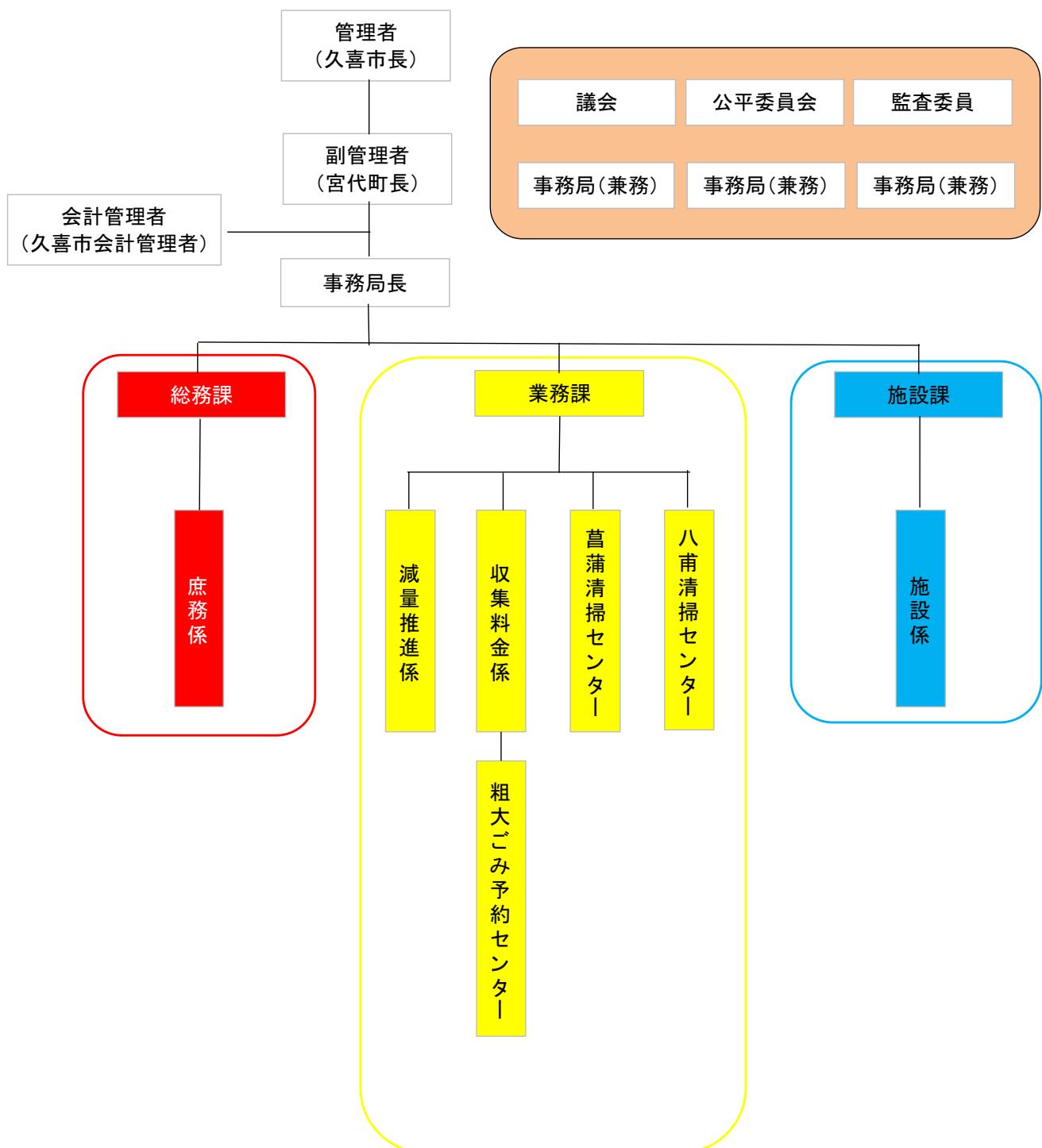
人数は各年度4月1日現在

年度	事務職員			現業職員	合計
	組合採用職員	派遣職員 (市・町)	小計		
24	9	21	30	14	44
25	8	21	29	13	42
26	9	19	28	12	40
27	9	18	27	10	37
28	9	15	24	10	34
29	8	15	23	10	33

※ 再任用職員は含めない



2. 衛生組合の組織図



3. 衛生組合の財政の概要

●財政

○平成29年度歳入予算

項目	予算額(千円)	構成比率(%)	説明
組合負担金	2,932,865	81.0	久喜市・宮代町からの負担金です。
(うち、久喜市負担金)	(2,455,063)	(67.8)	
(うち、宮代町負担金)	(477,802)	(13.2)	
使用料及び手数料	252,096	7.0	ごみ・し尿の収集処理手数料等です。
財産収入	76,654	2.1	資源等の売却収入です。
繰入金	29,600	0.8	財政調整基金からの繰入金です。
繰越金	33,000	0.9	前年度からの繰越金です。
諸収入	9,785	0.3	資源の売却益等です。
組合債	286,000	7.9	施設整備のための借入です。
合計	3,620,000	100.0	

○平成29年度歳出予算

項目	予算額(千円)	構成比率(%)	説明
議会費	1,846	0.1	組合議会の運営費です。
総務費	115,170	3.1	事務費や管理費です。
衛生費	3,258,141	90.0	ごみ・し尿の処理費等です。
公債費	224,839	6.2	借入金の返済金です。
諸支出金	4	0.0	財政調整基金への積立金です。
予備費	20,000	0.6	予算外等の突発的な支出に充てるための費用です。
合計	3,620,000	100.0	

○過去5年間の歳入歳出当初予算額推移

単位:千円

項目／年度	H25	H26	H27	H28	H29
歳入及び歳出額	3,782,000	3,943,000	3,242,000	3,359,000	3,620,000
対前年度額	407,000	161,000	▲ 701,000	117,000	261,000
対前年度比(%)	12.1	4.3	▲ 17.8	3.6	7.8

※H25の対前年度額及び対前年度比は、H24との比較

4. 衛生組合の処理施設の概要

●処理施設の概要

○ごみ処理施設

・久喜宮代清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	1号炉 昭和50(1975)年	ストーカ式	75t/24h
	2号炉 昭和55(1980)年	ストーカ式	75t/24h
粗大ごみ処理施設	平成2(1990)年	回転衝撃式破碎及び選別	30t/5h
剪定枝資源化設備	平成12(2000)年	二軸せん断	2t/5h
生ごみ減容化及び たい肥化処理施設 (HDM堆肥化処理施設)	平成21(2009)年	HDMシステム	4t/日

・菖蒲清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	平成元(1989)年	ストーカ式	15t/8h×2基
粗大ごみ処理施設	平成元(1989)年	回転衝撃式破碎及び選別	10t/5h

・八甫清掃センター

	竣工年	処理方式	処理能力
焼却施設	昭和63(1988)年	流動床式	52.5t/24h×2基
粗大ごみ処理施設	平成元年(1989)年	回転衝撃式破碎及び選別	30t/5h

○し尿処理施設

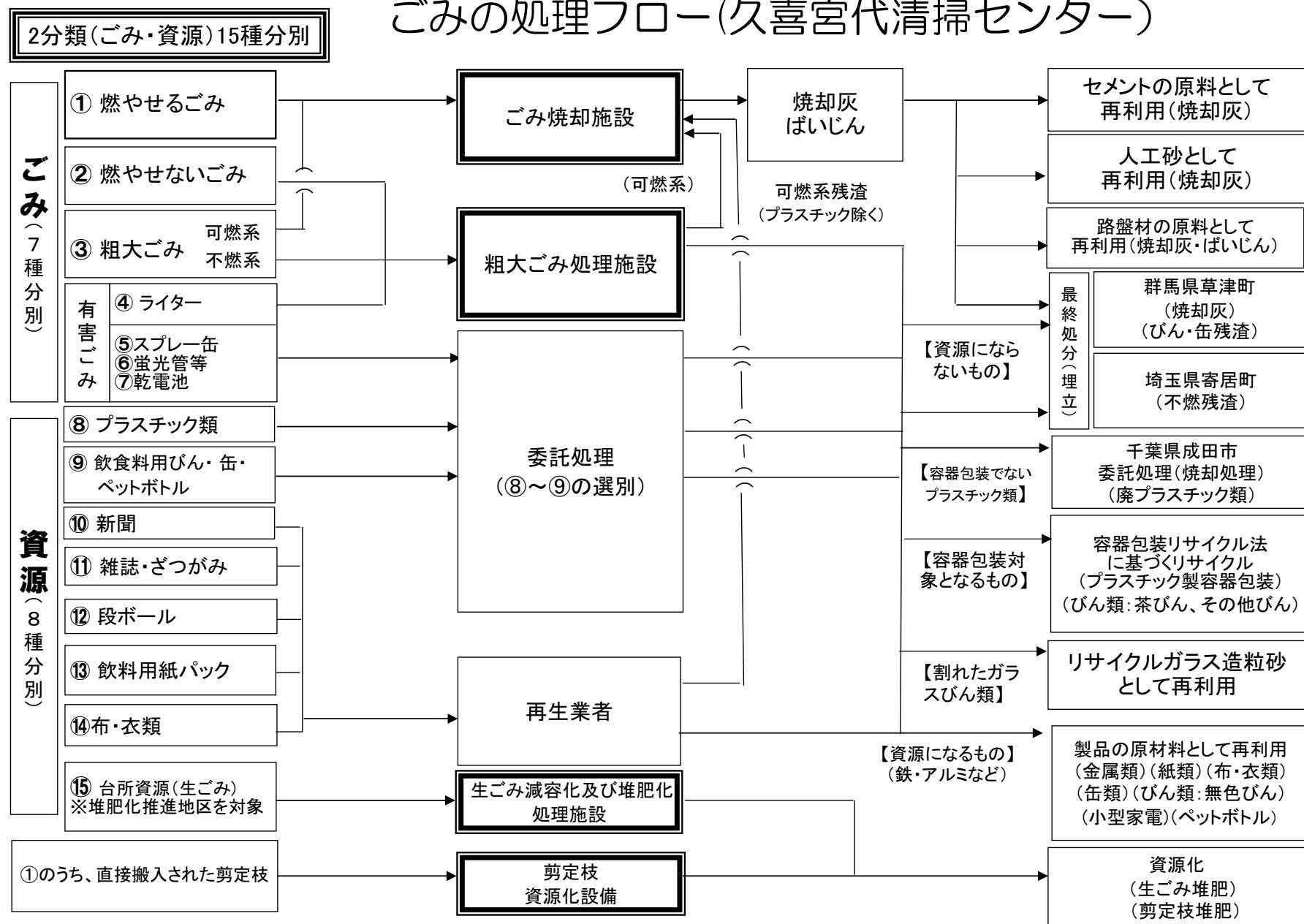
・久喜宮代清掃センター

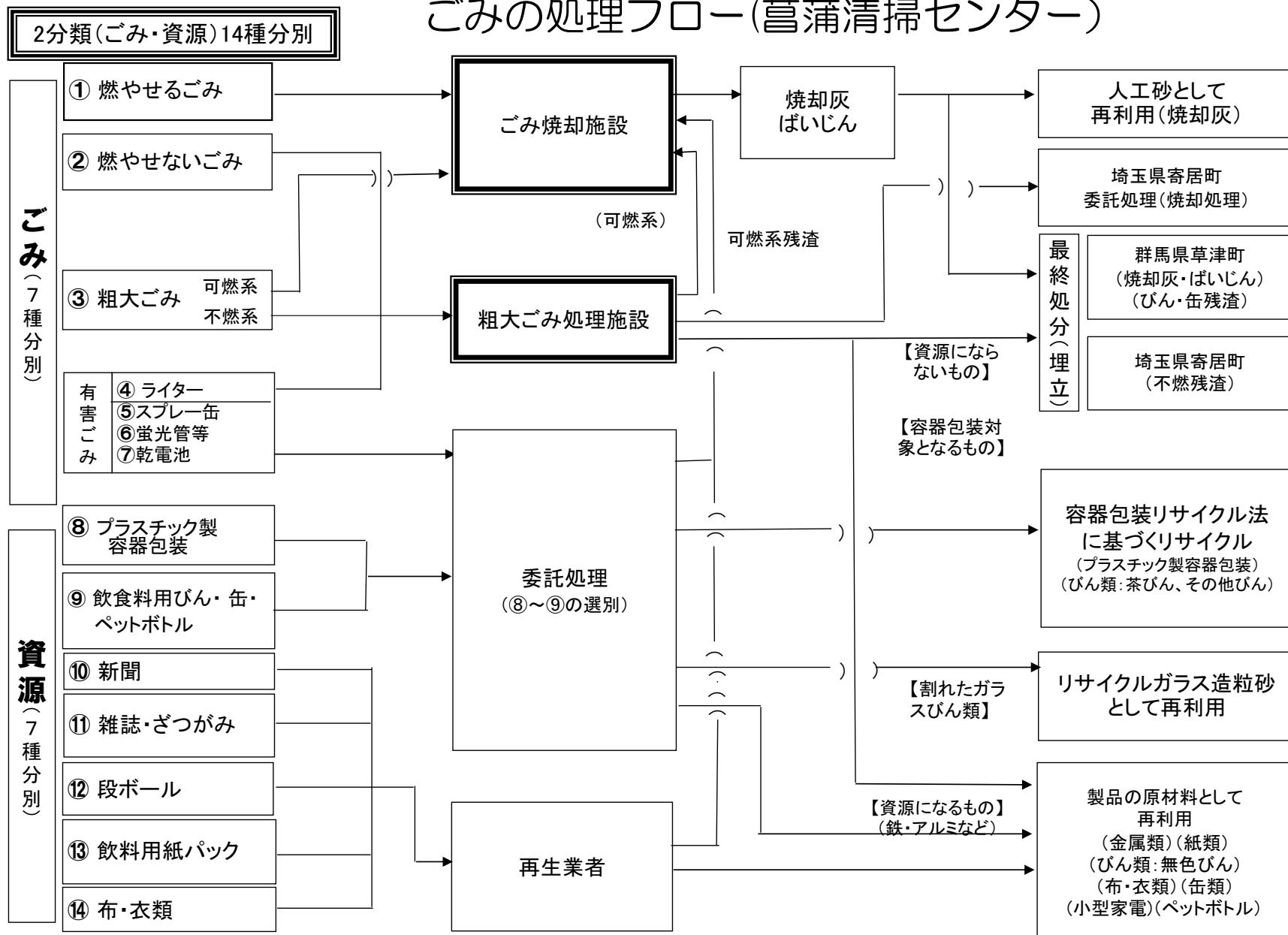
	竣工年	処理方式	処理能力
し尿処理施設	昭和48(1973)年 <small>(平成10年度に現方式に改造)</small>	高負荷膜分離 脱窒素処理	70kl/日

・八甫清掃センター

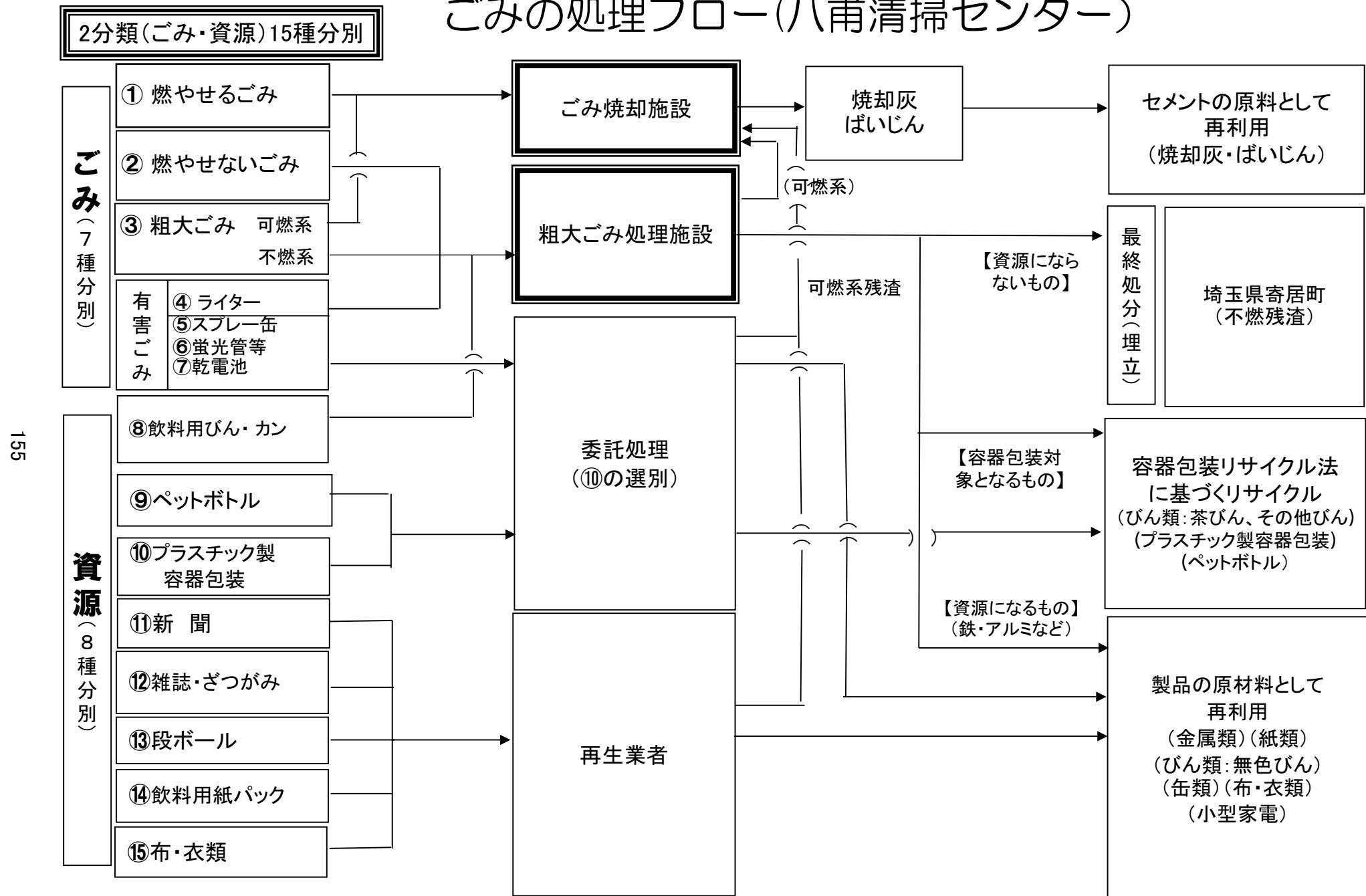
	竣工年	処理方式	処理能力
し尿処理施設	平成7年(1995)年	標準脱窒素処理+高度処理	53kl/日

ごみの処理フロー(久喜宮代清掃センター)





ごみの処理フロー(八甫清掃センター)



6. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」および「リサイクル率」の推移（久喜宮代清掃センター）

		25年度	26年度	27年度	28年度（速報値）	
処理量	燃やせるごみ	重量(t) 増減率(%)	18,789 -	18,679 ▲0.59	18,698 0.10	18,710 0.06
	燃やせないごみ	重量(t) 増減率(%)	1,063 -	1,004 ▲5.55	987 ▲1.69	907 ▲8.11
	粗大ごみ	重量(t) 増減率(%)	274 -	271 ▲1.09	253 ▲6.64	241 ▲4.74
	有害ごみ※	重量(t) 増減率(%)	85 -	84 ▲118	82 ▲2.38	79 ▲3.66
	ごみ計	重量(t) 増減率(%)	20,211 -	20,038 ▲0.86	20,020 ▲0.09	19,937 ▲0.41
	リサイクル(紙、布類、びん、缶、PETボトル)	重量(t) 増減率(%)	7,270 -	6,758 ▲7.04	6,275 ▲7.15	5,275 ▲15.94
	プラスチック類	重量(t) 増減率(%)	3,188 -	3,106 ▲2.57	3,069 ▲1.19	2,977 ▲3.00
	台所資源	重量(t) 増減率(%)	854 -	842 ▲1.41	752 ▲10.69	794 5.59
	資源類計	重量(t) 増減率(%)	11,312 -	10,706 ▲5.36	10,096 ▲5.70	9,046 ▲10.40
	総処理量	重量(t) 増減率(%)	31,523 -	30,744 ▲2.47	30,116 ▲2.04	28,983 ▲3.76

資源化量	リサイクル(紙・布類、びん・缶・PETボトル、ガラス)	重量(t) 増減率(%)	7,152 -	6,676 ▲6.66	6,182 ▲7.40	5,183 ▲16.16
	プラスチック類	重量(t) 増減率(%)	2,177 -	2,225 2.20	2,197 ▲1.26	2,170 ▲1.23
	剪定枝堆肥化	重量(t) 増減率(%)	54 -	42 ▲22.22	49 16.67	60 22.45
	台所資源堆肥化	重量(t) 増減率(%)	691 -	549 ▲20.55	588 7.10	614 4.42
	小型家電	重量(t) 増減率(%)	91 (10月から)	186 104.40	194 4.30	194 0.00
	場内発生分(各種金属・焼却灰・ばいじん等)	重量(t) 増減率(%)	2,785 -	2,861 2.73	2,832 ▲1.01	2,938 3.74
	資源化量計	重量(t) 増減率(%)	12,950 -	12,539 ▲3.17	12,042 ▲3.96	11,159 ▲7.33

最終処分	焼却灰・ばいじん	重量(t) 増減率(%)	159 -	136 ▲14.47	74 ▲45.59	0 ▲100.00
	処理残渣各種(不燃物や不燃性資源等の処理時に発生)	重量(t) 増減率(%)	428 -	358 ▲16.36	346 ▲3.35	343 ▲0.87
	最終処分量計	重量(t) 増減率(%)	587 -	494 ▲15.84	420 ▲14.98	343 ▲18.33
	資源集団回収量	重量(t) 増減率(%)	724 -	677 ▲6.49	634 ▲6.35	637 0.47
	久喜宮代清掃センターのリサイクル率(%)		42.4	42.1	41.2	39.8
	埼玉県のリサイクル率(%)		24.9	24.6	24.7	
	全国のリサイクル率(%)		20.6	20.6	20.4	(速報値)

注:リサイクル率=(資源化量+資源集団回収量)/(総処理量+資源集団回収量)

6. 「ごみ・資源の量」「最終処分量」および「リサイクル率」の推移（菖蒲、八甫清掃センター、久喜宮代衛生組合）

		菖蒲清掃センター				八甫清掃センター				久喜宮代衛生組合				
		25年度	26年度	27年度	28年度(速報値)	25年度	26年度	27年度	28年度(速報値)	26年度	27年度	28年度(速報値)		
処理量	ごみ	燃やせるごみ 重量(t) 増減率(%)	5,656 -0.71	5,696 ▲1.11	5,633 1.05	5,692 -	14,709 ▲0.23	14,675 0.58	14,760 0.45	14,827 -	39,050 -0.10	39,091 0.35	39,229 -	
	燃やせないごみ 重量(t) 増減率(%)	267 -▲6.37	250 ▲1.60	246 1.63	250 -	839 -	825 ▲1.67	847 2.67	811 ▲4.25	2,079 -	2,080 0.05	1,968 ▲5.38	-	
	粗大ごみ 重量(t) 増減率(%)	107 -▲18.69	87 0.00	87 1264	98 -	236 ▲4.24	226 4.87	237 ▲4.64	226 -	584 -577	577 565	577 -	565 -	
	有害ごみ 重量(t) 増減率(%)	11 -27.27	14 0.00	14 7.14	15 -	46 ▲4.35	44 2.27	45 ▲2.22	44 -	142 -141	141 ▲1.20	138 ▲2.08	-	
	ごみ計 重量(t) 増減率(%)	6,041 -0.10	6,047 ▲1.11	5,980 1.25	6,055 -	15,830 ▲0.38	15,770 0.75	15,889 0.12	15,908 -0.12	41,855 -0.08	41,889 0.08	41,900 -	41,900 -	
	資源	リサイクル(紙・布類・びん・缶・PETボトル) 重量(t) 増減率(%)	746 -▲3.08	723 ▲3.04	701 ▲4.85	667 -	2,203 ▲9.44	1,995 ▲2.96	1,936 ▲10.90	1,725 -	9,476 -8,912	8,912 ▲5.95	7,667 ▲13.97	-
	プラスチック類※ 重量(t) 増減率(%)	221 -▲0.45	220 0.45	221 ▲0.90	219 -	759 ▲0.79	753 2.12	769 ▲2.34	751 -	4,079 -4,059	4,079 ▲0.49	4,059 ▲2.76	-	
	台所資源 重量(t) 増減率(%)	— -—	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	842 -752	842 -752	10,69 794	10,69 5,59	
	資源類計 重量(t) 増減率(%)	967 -▲2.48	943 ▲2.23	922 ▲3.90	886 -	2,962 ▲7.22	2,748 ▲1.56	2,705 ▲8.47	2,476 -	14,397 -14,68	14,397 -14,68	13,723 ▲4.68	12,408 ▲9.58	
	総処理量 重量(t) 増減率(%)	7,008 -▲0.26	6,990 ▲1.26	6,902 0.57	6,941 -	18,792 -▲1.46	18,518 0.41	18,594 ▲1.13	18,384 -	56,252 -1.14	55,612 -1.14	54,308 ▲2.34	-	
資源化量	リサイクル(紙・布類・びん・缶・PETボトル・ガラス) 重量(t) 増減率(%)	684 -3.51	708 ▲297	687 ▲568	648 -	2,107 -▲11.44	1,866 ▲4.50	1,782 ▲7.86	1,642 -	9,250 -6.48	8,651 ▲13.62	7,473 -	7,473 -	
	プラスチック類 重量(t) 増減率(%)	210 -▲0.95	208 0.00	208 ▲288	202 -	728 -▲1.10	720 1.39	730 ▲2.47	712 -	3,153 -3.135	3,153 -3,135	3,084 -	3,084 -	
	剪定枝堆肥化 重量(t) 増減率(%)	— -—	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	42 -49	42 -49	60 -	60 -	
	台所資源堆肥化 重量(t) 増減率(%)	— -—	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	549 -588	549 -588	614 -	614 -	
	小型家電 重量(t) 増減率(%)	13 -92.31	25 4.00	26 3.85	27 -	16 206.25	49 ▲22.45	38 15.79	44 -	260 -▲0.77	260 -▲0.77	258 2.71	258 2.71	
	場内発生分(各種金属・焼却灰・ばいじん・ふとん等) 重量(t) 増減率(%)	125 -▲22.40	97 295.88	384 51.82	583 -	1,601 -▲1.87	1,571 1.21	1,590 ▲2.89	1,544 -	4,529 -6.12	4,529 -6.12	4,806 5,065	4,806 5,065	
	資源化量計 重量(t) 増減率(%)	1,032 -0.58	1,038 0.58	1,305 25.72	1,460 11.88	4,452 -▲5.53	4,206 ▲1.57	4,140 ▲4.78	3,942 -	17,783 -1.66	17,783 -1.66	17,487 ▲5.30	16,561 -	
	最終処分	焼却灰・ばいじん 重量(t) 増減率(%)	731 -4.24	762 ▲40.29	455 ▲35.38	294 -	0 -—	0 —	0 —	0 -	898 -▲41.09	529 ▲44.42	294 -	
最終処分	処理残渣各種(不燃物や不燃性資源等の処理時に発生) 重量(t) 増減率(%)	140 -▲8.57	128 ▲3.13	124 4.84	130 -	421 -0.48	423 10.87	469 ▲19.62	377 -	909 -3.30	909 -3.30	939 ▲9.48	850 -	
	最終処分量計 重量(t) 増減率(%)	871 -2.18	890 -—	579 -—	424 -—	421 -0.48	423 10.87	469 ▲19.62	377 -	1,807 -18.76	1,807 -18.76	1,468 -	1,144 -	
	資源集団回収量 重量(t) 増減率(%)	186 -▲7.53	172 ▲12.79	150 3.33	155 -	1,334 -▲8.62	1,219 ▲4.10	1,169 ▲7.61	1,080 -	2,068 -▲5.56	2,068 -▲5.56	1,953 -	1,872 -	
各センターのリサイクル率(%)		16.9	16.9	20.6	22.8	28.7	27.5	26.9	25.8	34.0	33.8	32.8		
埼玉県のリサイクル率(%)		24.9	24.6	24.7	(速報値)	24.9	24.6	24.7	(速報値)	24.6	24.7			
全国のリサイクル率(%)		20.6	20.6	20.4		20.6	20.6	20.4		20.6	20.4		(速報値)	

注：リサイクル率=(資源化量+資源集団回収量) / (総処理量+資源集団回収量)

7. 堆肥化の取り組み

	生ごみ堆肥化					その他の堆肥化 剪定枝資源化設備		
	家庭		事業所					
	設置型生ごみ処理機	生ごみ減容化及び堆肥化処理施設	家庭用処理機器	業務用生ごみ処理機				
稼動・補助開始年度	平成12(2000)年度	平成21(2009)年度	別紙資料9 (生ごみ処理容器等購入補助制度について)を参照	平成14(2002)年度	稼動・補助開始年度	平成12(2000)年度		
対象	処理機が設置されている町会 (開始当初 約380世帯)	生ごみ堆肥化推進地区世帯 (平成22年度末現在約10,000世帯)		設置事業所	対象	直接搬入された枝木		
設置場所	管内1ヶ所1基設置 宮代町:1ヶ所1基	久喜宮代清掃センター		管内7事業所 (=補助対象期間(6年間)の該当事業所)	設置場所	久喜宮代清掃センター		
能力	40kg/日/基	4t/日		—	能力	2t/5h		
製造堆肥名 (別紙資料8参照)	—	エコ菜来2		—	製造堆肥名 (別紙資料8参照)	久喜宮代有機1号		
堆肥製造要日数	—	施設投入後120日前後		—	堆肥製造要日数	同設備にて破碎したものを180日前後発酵・熟成		
施設投入重量	およそ3.12t (下記堆肥生産量の約8倍と推定)	613.75t (平成28年度実績)		59.32t (平成28年度実績)	施設投入重量	60.48t (平成28年度実績)		
堆肥生産量	0.39t (平成28年度実績)	44.32t (平成28年度実績)		およそ7.42t (上記投入重量の1/8と推定)	堆肥生産量	60.48t (平成28年度実績)		
頒布・使用方法	処理機から組合が回収し生ごみ減容化及び堆肥化処理施設へ副資材として投入	生ごみみたい肥を熟成し、ふるいにかけて取り出している。		(設置事業所にて利用)	頒布・使用方法	希望者に配布。 ※平成28年度搬出実績 26.49t		
備考	各世帯に投入口の鍵を配布し、24時間投入が可能	推進地区全世帯に専用袋(20L・約4.6円/枚)を無償配布		補助制度有り (別紙資料9参照)	備考	組合へ直接搬入された枝木 (収集された枝は対象外)		

(注)剪定枝資源化設備における堆肥生産量:処理される前の剪定枝の水分は約40~50%あり、堆肥化される際に発酵することで堆積は減りますが、発酵させるためには加水が必要となり、生産堆肥の水分含有率は大きく変わらないことから「処理量=堆肥生産量」としています。

(注)業務用生ごみ処理機の施設投入重量と堆肥生産量については、業務用生ごみ処理機器購入費等補助金交付要綱の交付条件に6年間の実績報告義務があるため、その報告から作成。(昨年度と比較し、実績報告のある事業所が1事業所減り、また、1事業所において年度途中で処理機が故障したため、施設投入量及び、堆肥生産量が減少しています。)

8. 堆肥についての肥料取締法に基づく表示等

(堆肥化事業の詳細については、前ページ「7・堆肥化の取り組み」を参照のこと)

		肥料の名称 (肥料の種類:たい肥)	
届出をした都道府県・番号 原料 主要成分の含有量等 (最近に公表したもの) 公表	久喜宮代有機1号	エコ ^{きいくる} 菜来2	
	埼玉県 特肥504号	埼玉県 特肥943号	
	剪定枝	生ごみ	
	窒素全量 (%)	2.10	2.00
	りん酸全量 (%)	0.65	2.10
	カリ全量 (%)	1.20	2.70
	炭素窒素比	20	11
	水分含有率 (%)	14.00	23.00
	埼玉県報 第1926号 (平成19年11月9日付)	—	
届出受理年月日	平成13年4月25日	平成24年6月25日	
使用施設・設備	剪定枝資源化設備	生ごみ減容化及び 堆肥化処理施設	
備考	希望者に配布。 ※平成28年度搬出実績 25.56 トン	生ごみたい肥を熟成し、ふるい にかけて取り出したもの。	

9. 生ごみ処理容器等購入補助制度

	家庭用			業務用(事業所対象)	
	コンポスト	EM処理容器	電気式 生ごみ処理機	業務用生ごみ処理機	
対象者	下記の要件に該当していること ①久喜市または宮代町の住民基本台帳に登録されていること ②過去5年以内に生ごみ処理容器等の購入補助を受けた者が同一世帯にいないこと			個人	法人
				①管内に事業所があること ②市税・町税に関し滞納がないこと ③久喜市または宮代町の住民基本台帳に登録されていること	① (左に同じ) ② (左に同じ) ③商業法人登記がなされていること
補助金額	購入費(消費税等込)の半額			本体費用+設置費用の半額	
	上限:2,500円	上限:1,500円	上限:30,000円	上限:2,500,000円	
数量	年間2基まで / 世帯		年間1基まで / 世帯	1基 / 1事業所 (本店及び支店は各々1事業所とみなす)	
申請手続	①「補助金交付申請書」に必要事項を記入 ②購入の際に発行された「領収書の写し」、「設置写真」を申請書に添付して提出 ③申請者が指定する口座に補助金を入金			申請書に必要書類を添付して提出の後、審査のうえ交付決定	
補助実績 (基)	H28年度	22	11	32	0
	合併後 累計	5,167	1,760	1,761	11 (平成14年10月からの累計)
備考				補助の決定に際し、条件有り 例:6年間を補助対象期間とし、その間は継続使用する 補助対象期間内は年度ごとに実績報告書を提出する…等	

10. 資源集団回収事業報償金交付制度

	久喜宮代清掃センター	菖蒲清掃センター	八甫清掃センター	
対象団体	久喜市及び宮代町の地域住民で組織している自治会、町内会、PTA、婦人会、子供会、老人クラブ等 (営利を目的としない団体)			
登録要件	①資源集団回収を定期的に実施すること ②資源集団回収を主体的に実施すること ③団体を構成する世帯が10世帯以上であること			
登録期間	原則6月1日から翌々年5月31日まで(2年間) ※平成29年度の登録期間は、平成31年5月31日まで			
対象品目	■紙類(新聞紙、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パック) ■古衣料			
報償金額	1kgあたり7円 報奨金額=回収量(kg)×7円			
各種手続	<団体登録> ①「団体登録申請書」・「実施報告書」・「前年度収支決算報告書又は会計報告書」を提出 ②申請団体に団体登録通知を送付 <報償金交付申請> ①「報償金交付申請書」・「実施明細書」・「回収量が確認できる書類(業者の計量証明等)」を提出 ②申請者が指定する口座に補助金を入金			
H 2 8 年 度 実 績	報償金交付額(円)	4,457,390	1,088,080	7,561,883
	回収量(kg)	636,770	155,440	1,080,269
備考	<登録団体数>	<登録団体数>	<登録団体数>	
	33(うち宮代町16)団体	7団体	46団体	
(平成28年度末現在)				

11. 久喜宮代衛生組合の沿革

年		主なできごと
H22	2010	市町村合併により、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センター一体制となる
H23	2011	粗大ごみ処理手数料を統一
H24	2012	粗大ごみ申込みを予約センターで受付を開始 管内統一指定ごみ袋(燃やせるごみ指定袋・燃やせないごみ指定袋)の導入
H25	2013	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を策定(3月) 家庭ごみの直接搬入の処理手数料を統一(10月) 事業系廃棄物の直接搬入の処理手数料を統一(10月) 犬猫等動物死体の取扱手数料を統一(10月) 小型家電リサイクル制度による小型家電の回収の実施(10月)
H26	2014	「資源プラスチック類」「プラスチック製容器包装」の排出袋の統一
H27	2015	久喜宮代衛生組合ホームページリニューアル ごみを減らしてきれいな街づくり表彰の創設 ごみ集積所環境整備補助金制度開始(集積所の清潔維持に関する用具等に対する補助) 直接搬入の一部日曜受付開始 紙おむつの指定袋以外の透明袋での収集開始 家庭ごみの直接搬入の処理手数料を改定(10月) 事業系一般廃棄物の受入方法を直接搬入に統一(10月)
H28	2016	し尿手数料改定(平成30年度まで段階的に実施)久喜宮代清掃センターのみ 資源リサイクル(「紙類」「布・衣類」)の収集回数の統一 久喜宮代清掃センターのみ 久喜宮代衛生組合ごみ分別アプリ配信(9月)

久喜宮代衛生組合

(久喜宮代清掃センター)

〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸1276-1

電話：0480（34）2042

FAX：0480（32）5361

菖蒲清掃センター 〒346-0103 久喜市菖蒲町台2770-1

電話：0480（85）7027

八甫清掃センター 〒340-0201 久喜市八甫2525

電話：0480（58）1309

ホームページURL：<http://www.crt-kuki.miyashiro.saitama.jp>

メールアドレス：mail@crt-kuki.miyashiro.saitama.jp

(各センター共通)

発行：平成29年8月

環境用語の解説

〈あ行〉

アイドリング・ストップ

自動車を利用する際に、信号待ちなどの停車中に積極的にエンジンを切ることで、二酸化炭素の削減や省エネルギーを図るもの。

アスベスト

石綿ともよばれ、天然に産する唯一の繊維状鉱石で蛇紋岩、角閃石中にクリソタイル、アモサイトなどとして存在する。用途として、耐熱材料、フロアタイル、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに加工、混合される。アスベストは生体内に気道系を通じて肺に滞留・沈着し、肺纖維症のほかに、肺ガン、悪性中皮腫の原因となることが認められている。大気汚染防止法において特定粉じんとして指定されている。

硫黄酸化物（SO_x）

二酸化硫黄、三酸化硫黄と硫酸ミスト等の総称で、大気汚染防止法では、ばい煙の一種類として規定し、一般排出基準及び特別排出基準をK値規制として設け、さらに総量規制の対象物質としている。

一般廃棄物

主として家庭から排出される廃棄物。

一般廃棄物の処理は、市町村の固有事務であるので市町村の処理計画に従って計画的に収集し、処理することとされている。

エコマーク

私たちのまわりにある様々な商品の中で、製造・使用・廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマークであり、「私たちの手で地球を、環境を守ろう」という気持ちを表している。(財)日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん(回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどが認定されている。

オゾン層

地上 10~50 km の高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は太陽光線中で、酸素から生成され、有害な紫外線を吸収するため、フロンによって破壊されると皮膚ガンの増加や生態系への影響が生じることとなる。

温室効果

大気を通して太陽光線によって暖められた地表面からは、熱エネルギーとしての赤外線が放出される。この赤外線を大気中の二酸化炭素、フロン、メタン等が吸収して大気を温め、地表へその熱の一部を再放出する。このように日射に加えて大気からの放射による加熱があるため、地表面はより高い温度となる。この効果を温室効果といい、赤外線を吸収し、温室効果をもつガスを「温室効果ガス」という。化石燃料等の消費の急増による温室効果ガスの、排出削減が国際的な課題となっている。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げると、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。平成9年12月の地球温暖化防止京都会議で削減対象となったものは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類。

〈か行〉

化学的酸素要求量(COD)

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。BODとともに水の汚濁を示す指標である。

合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂からなる雑排水を合わせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/8に減らすことができる。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成10年6月に制定され、平成13年4月から施行された法律。市町村での処理やリサイクルが困難な使用済みの家電製品のリサイクルが目的。小売業者には過去に販売した製品などの引き取り義務を、製造業者などには小売業者からの使用済み製品の引き取り及びリサイクルの義務を課している。対象品目は、現在、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫（冷凍庫）、電気洗濯機の4品目。循環型社会形成推進基本法の一つ。

環境影響評価（アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について、事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響について事業の実施に先立って調査、予測、評価すること。また、事業の計画立案段階で実施されるアセスメントを戦略的環境影響評価（戦略アセス）という。

環境カウンセラー

市民や事業者などに対して、環境保全活動の推進のために、助言などの支援ができる人材として登録された人。本制度は環境省が創設し、1997年から登録作業が開始されている。

市民や市民団体などからの環境問題、環境保全活動、組織運営などに関する相談、助言、環境学習講座の講師、環境関連事業などの企画・運営を助言する「市民部門」と、事業者からの環境保全の具体的な対策、環境活動評価プログラムなどに関する相談・助言をする「事業者部門」という2つの登録部門が設置されている。

環境基準

環境基準とは、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する目的で定められた行政上の政策目標のことであり、環境基本法第16条に規定されている。この基準は、人の健康等を維持するための最低限度（規制値等）としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするものである。

環境マネジメントシステム

企業などが自ら、企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境負荷を低減していくための「計画（Plan）」を立て、それを「実施（Do）」、達成度を「評価（Check）」し、結果をもとに「更なる改善（Act）」するというPDCAサイクルを繰り返しを行うことによって、継続的に環境負荷の削減が図られるような組織体制にするためのマネジメントシステム。1996年（平成8年）に、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関である国際標準化機構により、環境マネジメント全般に係る国際標準規格である「ISO14000シリーズ」が発効され、そのうち、認証取得の対象となる「ISO14001」は、環境マネジメントシステムについて規定している。

環境ラベリング制度、環境ラベル

環境保全に役立つ商品にマークをつけて国民に推奨する制度。製品の環境影響をチェックして、一定の基準に合致するものに与えられるラベルのことで、エコマークも環境ラベルのひとつである。

京都議定書

1997年12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、全会一致で議定書が採択された。その内容は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六フッ化硫黄の6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進締結国全体で、1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減するとの法的拘束力のある数値目標が定められた。2005年2月16日に正式発効となり、議定書を批准した国々は、温室効果ガスの排出量の削減が、国際的に義務づけられた。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28度にし、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。2005年に環境省によって提唱され、05年10月末には、約100万世帯の1か月分の排出量に相当する約46万トン（二酸化炭素換算）分の二酸化炭素が削減できたとされる。

グリーン購入

グリーン購入とは、商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することをさす。

日本では、グリーン購入の取り組みを促進するために、1996年2月に企業・行政・消費者による緩やかなネットワークとしてグリーン購入ネットワーク（GPN）が設立された。また、2001年には国等によるグリーン調達の促進を定めるグリーン購入法が制定されている。

健康項目

水質汚濁物質の中で、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的にかつ有効適切に講ずる必要があると認められる項目をいい、現在、カドミウム、鉛、砒素、水銀などが定められている。一律の環境基準が定められているほか、事業所に対する排水基準も定められている。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」のことで、コンクリート、アスファルト、木材など特定資材を用いる建築物を解体する際に廃棄物を現場で分別し、資材ごとに再利用することを解体業者に義務づける法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などの汚染物質が、太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるスモッグをいう。特に、夏季、日ざしが強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカするなどの健康被害のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲にわたる。

公害

公害とは、環境基本法によれば、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。

コーディネーション（熱電供給システム）

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システムで、総合熱効率の向上を図るもの。

コンポスト

生ゴミ、落葉など様々な有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解してできる堆肥をいう。

〈さ行〉

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模などを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれる。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物及び大気中で生成された硫酸、硫酸塩、硝酸塩などが、雨滴に取り込まれ pH が低下し、地上に落下した雨等をいう。生態系に対する影響として、土壤の酸性化をもたらし、土壤の微生物活性を弱め、肥沃度を低下させ、森林生態系に重大な影響を与えることが予測されている。

産業廃棄物

廃棄物処理法により定められている、事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。多量発生性・有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。産業廃棄物以外を一般廃棄物と呼び、処理責任は市町村とされている。

CSR（企業の社会的責任）

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車から出る部品などを回収してリサイクルしたり、適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務づける法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

循環型社会

これまでの「大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切にし、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて、環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するため、国の基本方針や事業者、国民の責務を定めた基本法。廃棄物処理法・資源有効利用促進法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・建設リサイクル法・食品リサイクル法・自動車リサイクル法・グリーン購入法の 8 つの法律を束ねる。

食品リサイクル法

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

新エネルギー

石炭・石油などの化石燃料や核エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める

「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能な自然エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コーチェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化等の新しい利用形態のエネルギーが含まれる。

水素イオン濃度（pH）

pHとは、水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

生活環境項目

水質汚濁物質の中で、生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして定められた項目をいい、現在、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数などが定められている。環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、農業用水、工業用水、水浴などの利用目的に適応した類型によって基準が定められ、排水基準も健康項目と同様に定められている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/lで表示され数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

〈た行〉

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニール（PCB）と呼ばれる化合物の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシンの量は、最も毒性の強い異性体に換算した値（毒性等量=TEQ）で表す。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいう。

待機消費電力

家電製品などで、温度や時刻などのモニター表示や内臓時計、各種設定のメモリーの維持のために常に消費される電力。家庭消費電力の一割を占めるといわれている。

チャレンジ25キャンペーン

「チャレンジ25キャンペーン」は、これまでの地球温暖化防止のための国民運動「チーム・マイナス6%」から、より温室効果ガスの削減に向けた運動へと生まれ変わり展開するもの。オフィスや家庭などにおいて実践できる温室効果ガスの削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民に呼びかけている。なお、国は2020年までに、温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減することを目標としている。

地球の温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇（温暖化）が進んでいる。海面上昇、

旱魃などの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素、二酸化窒素、亜酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物をさす。発生源としては、自動車を主発生源とする移動発生源と発電所、工場を主発生源とする固定発生源とに分けられる。

低公害車

既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出量の少ない自動車。地球温暖化、地域大気汚染の防止の観点から、世界各国で技術開発、普及が進められている。

日本では、電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等が実用化され、その普及のための導入補助、税制優遇など支援政策が展開されている。この他、LPG車、希薄燃焼エンジン車、ソーラー自動車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金（デポジット）を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

〈な行〉

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

化学物質の中には、生体内に取り込まれてホルモン系に影響を及ぼすものがあり、これらの化学物質が内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンと呼ばれている。環境省では、平成10年5月に「外因性内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について（環境ホルモン戦略計画S P E E D'98）」（平成12年11月改訂）を作成し、疑いのある65物質を示している。これらの物質による影響は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、生物生存に関わる世代を越えて深刻な影響をもたらすことがあることから、環境保全上の重要課題の一つとなっている。

ナショナル・トラスト

価値ある自然環境や歴史的建造物を、広く募金などを募り取得することにより、保存し、次の世代に引き継いでいくことを目的とした環境保護活動。

燃料電池

天然ガス、メタノールなどの燃料を改質して得られた水素と大気中の酸素とを化学的に反応させることにより直接発電せるもので、排出されるのは水だけであり、クリーンで高い発電効率のため、地球温暖化問題の解決として、期待されている。

ノーカーデー

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーン。大気汚染や地球温暖化の防止を目的としている。

農業集落排水施設

農業用の用排水の水質を保全し、農山村における生活環境を改善するための農山村地域における生活排水処理施設のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

〈は行〉

バイオディーゼルフューエル（B D F）

菜種油、大豆油、コーン油などの植物性廃食油を原料として、燃料化プラントで精製して生まれる軽油代替燃料のことで、バイオマスエネルギーのひとつ。ディーゼル車に改造無しで給油でき、二酸化炭素の排出を大幅に削減することができるため、地球温暖化の防止に役立つ。また、植物性廃食油を使うので、廃棄物リサイクルにもなる。

バイオマスエネルギー

生物体を利用して得られるエネルギーのことで、無限に再生可能なエネルギー資源として注目されている。バイオマスエネルギーの利用方法としては、燃焼して発電するほか、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化炭化水素を含む植物から燃料成分を抽出する方法がある。

廃棄物

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。

廃棄物の中には、主として家庭から発生する厨芥などの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の排出企業が処理業務を委託した際に不適正処理や不法投棄が起きた場合、排出企業にも罰則や現状回復義務を負わせる法律。循環型社会形成推進基本法の一つ。

ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙と定義している。（1）燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、（2）燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、（3）物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または、生活環境に係る被害を生ずる恐れがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

九都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物等の排出量が指定基準値以下の自動車として指定したもの。

ヒートアイランド現象

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候。都市に機能と人口が集中した結果、冷房による人工排熱、コンクリートの建物による蓄熱により、都市の熱収支が周辺部と異なり、最低気温が下がらなくなる現象。都心ほど気温が高く、等温線が島のような形になるためヒートアイランド（熱の島）といわれる。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Tope”を合成したドイツ語であり、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。

P D C A サイクル

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステム

ム的考え方となる。管理計画を作成 (Plan) し、その計画を組織的に実行 (Do) し、その結果を内部で点検 (Check) し、不都合な点を是正 (Action) したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものである。

この考え方は、ISO9000 や ISO14000 のマネジメントシステムに採用されているほか、種々のシステムの維持、改善に共通に通用する。

PRTR

有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを国などの機関が把握、集計、公表する仕組み。

フードマイレージ

輸入食料の重量と輸送距離を掛け合わせたもの。食料の生産地から消費地が遠いほど、輸送の燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えることになる。

富栄養化

富栄養化とは、湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類（代表的なものとして窒素、りん）が、非常に低い濃度から次第に高い濃度になっていく現象をいう。

その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

フロン・特定フロン

炭素、フッ素、塩素等の化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤等に使用されている。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンについては、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、生産が全廃されている。

ポリ塩化ビフェニール（PCB）

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油等に使用されている。人体に有害なため昭和47年に製造中止となっているが、化学的に安定であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理（無害化や減量化などの処理）、最終処分（埋め立て処分）などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容通りの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

ミティゲーション

開発行為で受ける環境ダメージを回避、軽減、代償する手法。開発によって失われる自然環境に対して、いかに負荷を小さくするかなど開発と環境を両立させる行為全体を示す考え方。

〈や行〉

有害廃棄物の越境移動

自国で処理すると高い費用のかかる有害廃棄物を他国へ送って処理すること。移動先では、しばしば不法投棄されたり、安易な処理をされ環境汚染を起こすことが地球環境において大きな問題となっている。

容器リサイクル法

容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者（市町村、消費者、製造者）の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーと容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられる。

〈ら行〉

ライフサイクルアセスメント

商品の環境に与える影響を、資源の採取、原材料への加工、商品の生産・運搬・販売・消費・廃棄までの各課程ごとに評価し、より環境負荷の小さい生産方法や原料、製品を選択していく考え方。

リサイクル

廃棄物を再生使用すること。一般的には、紙、鉄くず、アルミニウム、ガラスびん、布など有価物の再生使用、不用品交換などをいう。リサイクルの効用として、資源やエネルギーの節約、ゴミの減量化による環境保全、ゴミ処理費の節約、経済活動の活性化などがある。

リターナブル容器

繰り返し使用できる容器のことで、ビールや牛乳の瓶などが代表的なものである。自然保護につながり、環境を配慮した容器といわれている。

リデュース

廃棄物を出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたり、生産工程での歩留まり（原材料に対する製品の比率）を上げたりすることでごみの発生を抑えることができる。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつである。循環型社会形成推進基本法は、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース（再利用）、（3）リサイクル（再資源化）、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分としており、リデュースを最も優先するよう定めている。

リユース

使用を終えた製品を、基本的な形を変えずに他の利用法で用いること。具体的には、不要になつたがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合がある。リデュース（廃棄物の発生抑制）とリサイクル（廃棄物の再利用）の中間に位置している。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合（I C U N）が昭和41年（1966年）に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、以後順次発行・改訂している。



市の花 コスモス



市の木 イチョウ

久喜市の環境 平成29年版No.30（平成28年度報告）
平成30年3月発行

編集・発行

久喜市 環境経済部 環境課

〒346-8501

久喜市下早見85番地の3

T E L 0480 (22) 1111

F A X 0480 (22) 9364

Eメール kankyo@city.kuki.lg.jp



○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく、基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。